

鹿兒島県史料

旧記雜録拾遺
家わけ一

題
字

鎌田 要人
鹿兒島県知事

解題

これまでに二十年の歲月をかけて『旧記雜録』追録・前編・後編・附録の全十七冊を刊行してきた。これによって少なくとも鹿児島の中世史料に関する限りその大半が活字化されたといつてよい。しかしこれでもう十分というわけにはいかない。そもそも伊地知季安・季通父子二代に及び書写編纂された『旧記雜録』は普通薩藩所在の史料を悉く網羅しているかのように見られているが決してそうではない。それは藩記録所で編纂した「島津氏世録正統系図」に大きく負うていることからわかるように島津家中心の編年史料を集成しようという目標があったからでもあり、また若干は見落しによる収録もれもあったと思われる。旧家の史料で気づかれずには或は島津家の歴史に直接関係ないからとして『旧記雜録』に採録されなかったものも相当数あるものと推量されるのである。その中でとくに量が多く且つまとまっているものとして「禰寝文書」と「二階堂文書」、そして「島津家文書」のうちの「他家文書」等が特筆されよう。今回は上記の三つの文書を『旧記雜録』拾遺家わけ一」として収録し、鹿児島県史料の中に加え広く研究資料として刊行、季安・季通父子ら先人の遺業を發展的に継承、以て先人の學恩に報い、一層の研究の發展を期そうとするものである。

禰寝文書を相伝した禰寝氏とは平安時代後期から大隅半島の南部、現在の根占町・田代町・佐多町一帯に勢力を張った豪族で、はじめ藤原姓、ついで建部姓を称し、大隅国の在庁官人として、また郡司・地頭職等も兼帯した。この地方は平安後期禰寝院南侯として一括され、建久八年の「大隅国凶田帳」には「禰寝南侯四十丁 正宮領 本家八幡 地頭掃部頭 元建部清重所知 賜大將殿御下文、菱刈六郎重俊知行之、但去文治五年以後、貴府別府、以多丁弁四百疋之外、不弁社家年貢、不随國務、任自由知行之、佐汰十丁丁別廿疋 賜大將殿御下文、建部高清知行之」とあり、大隅正八幡宮（現鹿児島

神宮) 領となっている。北に接する祢寝院北侯は島津庄寄都であり、同じく凶田帳に「祢寝院北侯四十丁五段三丈」とある。祢寝院北侯はまた大祢寝院ともよび(南俣を小祢寝院とよぶ) 現在の大根占町と鹿屋市内の大始良・獅子目(志々女)・横山・浜田地区を含む地域であり、在地領主として藤姓富山氏が庄官職たる弁濟使職を帯していた。この地(郡元)には鎌倉時代の後半になると建部姓祢寝氏が田地の買得等により進出、また後述するように鳥浜を領有する藤姓富山氏の庶流に祢寝氏が養子として入り一族関係を結んだりし、支配圏を拡大していった。鳥浜文書が祢寝氏庶流(家臣家)文書として入っているのも右のような歴史的事情によるのである。

祢寝文書は早く昭和三十三・三十四年に九州史料刊行会から九州史料叢書、川添昭二編集『禰寝文書』一・二・三として孔版で刊行され、これにより多くの研究者が便宜を得、また数多くの論文も発表された。それは同書の凡例にあるように「新編祢寝氏正統系図・祢寝文書・鹿児島県肝属郡根占町池端フミ氏所蔵文書・同日置郡吉利村鳥浜義夫氏旧蔵文書(現九州大学九州文化史研究所々蔵)・同大口市市来政香氏所蔵文書等ノ祢寝氏関係文書ヲ編年整理シタ」ものであった。しかしその後年時が経過し、新に発見されたり、所蔵者が移動したりで多少の変化もあり、また研究の進展に伴いいくつかの新知見の紹介もみられた。昭和五十九年調査を実施し、同六十一年三月その成果をまとめて刊行した『西日本における中世社会と宗教との総合的研究』(科学研究費補助金研究成果報告書)の中に近藤成一「祢寝文書の伝来について」がある。

すなわち同報告において、祢寝本宗家伝来の文書と庶流祢寝家伝来の文書にわけ、網羅的に収集整理した資料をもとに、その伝来の経緯と文書所在の現状について、祢寝院及び祢寝氏の歴史と併せて体系的、且つ詳細に記述してある。

本書ではまず東京大学史料編纂所々蔵の「祢寝氏正統世録系譜」・「平氏祢寝家系図」・影写本「祢寝文書」を基本に

編集し、さらに斎藤直成氏所蔵「祢寝文書」のみにあるものを追補して本宗祢寝氏相伝文書を重複を避けて列挙し、ついで庶流祢寝氏諸家の文書をこゝまた重複をさけて列挙することとする。本宗祢寝家文書の原本は『鹿兒島県史』編集の段階では小松從志氏所蔵文書となっているが、後年同文書のうち大半は「平姓祢寝氏正統文献」等として東洋文庫・東京大学史料編纂所の所蔵となり、一部は東京都新宿区穴八幡宮司斎藤直成氏の所蔵となった。〔祢寝氏正統文献外集〕・「祢寝氏庶流文献」・「貴家文献類集」等〕両者を合しても不足するいわば原本不明文書も少なくないが、早く書写成巻されていたため原本並びに写としてその豊富な内容を伝えてくれる。これら文書の整理、成巻の年代は宝暦九年より宝暦十二年に至る間であり、その当事者は祢寝氏から小松氏と改姓した二四代清香である。清香は旧領の根占・佐多の地に先祖歴代の墓碑を修造、また功績碑を建立したりしている。

次に庶流祢寝氏諸家の文書について掲載順に概略説明しよう。

池端文書は鹿兒島県肝属郡根占町川北宮原池端乃婦氏所蔵文書。祢寝文書の大半が『旧記雑録』未採録の中にあつて、同文書の大部分は『旧記雑録』に収録されている。文禄四年、祢寝本宗家の薩摩国日置郡吉利郷への移封の際、そのままその地にとどまり、藩直轄領、小祢寝郷の郷士となったため、その後の藩記録所の文書採訪の際提出書写されて『旧記雑録』にも採録されたのであろう。また他の諸家と異って「水戸黄門詳覧文集」乾にみえないのは近世、もはや祢寝氏の家臣ではなかった故であろう。池端の名は所領祢寝院南俣郡本内池縁蘭による。同氏は祢寝家本宗五代清治の子清信を始祖とし、その子清種の代に集積した所領をもとに代々相伝、後掲の角氏と並ぶ有力庶家であつた。「御文書十七通 元」、「御証判十二通 亨」、「讓状三十通 利」、「雑書二十四通 貞」の四巻からなり、九二通のうち七五通が『旧記雑録』に収録されている。

鹿児島大学附属図書館所蔵の祢寝文書は故市来政香氏旧蔵文書で、市来家文書とよばれてきた。『鹿児島県史』では「祢寝邦夫氏所蔵文書」とされている。祢寝氏庶流角家伝来の文書で、「水戸黄門詳覽文集 乾」に「右文書五拾三通、祢寝越右衛門」とある文書の原本に当る。現在市来家から鹿児島大学に譲渡され、同大学法文学部紀要、「人文学科論集一三号」に全文翻刻紹介したことがある。（拙稿「大隅国祢寝郡司庶家角氏について——鹿児島大学図書館所蔵市来文書の再考——」）角家は祢寝院南侯西本の角箇に屋敷をおいたところからその名でよばれるが、出自は本宗祢寝氏四代清親の子九郎清政（丸嶺）であつたらしい。同文書ではこの清政が祢寝院南侯郡本・佐多村の他、北侯にも売得により所領を集積、その富裕ぶりを示すものがみられる。そして祢寝氏一族内における惣領庶子の関係、一族、他氏との関係、庶子家の本宗家々臣への推移等、種々の問題を考察する上での重要史料となっている。

坂口文書は故坂口忠智氏所蔵文書。同氏夫人久子氏は鹿児島島の書家小松甲川（文雄）の女、小松文雄の父は薩藩奥絵師佐多椿齋。同人をはじめ上脇氏であつた。上脇氏は中世祢寝南侯佐多村西方領主の末である。同文書は「水戸黄門詳覽文集 乾」に「右文書四十九通、佐多家、御文書之内ニアリ」として収録されている文書の大部分の原本に当る。また同集に文書一〇通の所蔵者として名のみえる上脇神平がその子孫であろう。中世末佐多氏はいったん衰退したがその子孫の一流上脇氏が佐多家相伝文書を取得格護し現在に至つたものと考えられる。『鹿児島県史』には小松文雄氏所蔵文書とあり、異国警固番役覆勘状等が相当数まとまつており、かつ未刊の文書もかなりあつて今後の研究史料として重要視されている。

早稲田大学図書館所蔵祢寝文書は『早稲田大学所蔵<sup>荻野研究
室取集</sup>文書』下巻（吉川弘文館、早稲田大学図書館編）のうちに「^{大隅}祢寝文書 〇大 一巻三八通」として収録（六五五号—六九二号）されており、さらに早稲田大学蔵資料影印叢書『古文書集』二（早稲田大学出版部）のうちに祢寝文書（二二五号—二二二号）、原田文書（二二三号—二五一号）としてすべて

写真版で載録されている。そして巻末に瀬野精一郎氏の解題が記されている。本史料集刊行に際してはとくに同図書館の許可を得て写真撮影したのからあらためて解読したが、その際前掲書を参考にさせていただいた。原田文書とあるものは薩摩國揖宿郡指宿氏支族原田氏関係史料であるが室町期同郡が称寝氏の領下有にあった関係から一卷に仕立てられ伝来したものではないかと考えられるが、さらに検討を要しよう。(拙稿、鹿大史学二三「指宿氏支族原田氏について」)

鳥浜文書は日置郡日吉町吉利鳥浜達夫氏現蔵の「鳥浜氏儀茂伝来系図」所収文書二四通であるが、六号嘉曆三年十一月十五日の沙弥道勝重讓状をはじめ、七・八・九・一〇・一三・一六・一八号の八通の文書(正文)が九州大学文学部附属九州文化史研究施設の所蔵となっており、他の原文書は所在不明である。「水戸黄門詳覧文集乾」に「右文書七通、鳥浜分右衛門所持」、「右文書十四、鳥浜座子文書、鳥浜分右衛門所持」として所収の二〇通の文書は右の一号〜一〇号、一二号〜一六号、一八号〜二二号、二三号の文書に当る。結局一一号の元徳三年六月、建部清武申状他一七・二二・二四号文書が重複しない文書となる。鳥浜は神河と共に鳥津庄大隅方寄郡称寝院北侯の郡本村の北辺海岸に位置し、独立して北侯弁濟使藤原姓称寝氏(富山氏)の一族が領有していた。雅義の子孫が鳥浜氏である。鎌倉末から南北朝期にかけて称寝院北侯に建部姓称寝氏一族の勢力が伸張したことについては既述したが、鳥浜氏も建部姓称寝氏から養子が入ってその庶流的存在となり、やがて家臣化したものと考えられる。したがって同文書には藤原姓称寝氏(富山氏)関係文書と建部姓称寝氏関係文書とが混在しているのである。

二階堂文書は薩藩城下士二階堂家相伝文書であるが、明治維新後同家の東京移住にともない文書も東京に移り、現在は東京大学史料編纂所々蔵となっている。原本以外に同所で明治三十七年作成した影写本が三冊あり、それぞれに文書四四四点、二に文書・系図、帳簿五八八点、三に文書・記録四二二点が載録されている。従来二階堂文書といえはこの影写本のこ

とをさし、研究や史料集等もこれにより引用され、作成されてきた。しかし同本は原本ともいうべき二階堂氏正統家譜文書二五巻と二階堂正統系図文書二二巻からの抜粋であり、早く二階堂家において原文書をとりにこんだ家譜・系図の編集が行われていたことがわかる。いま影写本と右の二種の原本との関係を表記すれば次の如くなる。

☆二階堂文書（影写本）と東大卷子本（二階堂氏正統家譜文書25巻・二階堂氏正統系図文書22巻）の対照表	
〔二階堂文書 一〕	
鎌倉將軍御下文御教書政所下文執権奉書其他文書	家 2
鎌倉執権并執事探題奉書其外文書	家 5
足利將軍御教書探題成敗職奉書当家讓状等扣	系 8
〔二階堂文書 二〕	
足利將軍御下文并御感状其外文書	家 6
二階堂家代々領地讓状并執権加判其外文書	家 3
二階堂氏領地豊前国金田庄田島注進書附	家 1
阿多郡内当家領知由緒文書	家 11
当家文書庶流孝行行寛伝来之写并孝行古系図	系 10
二階堂氏正統古系図二巻、姓名古書付一通	家 8
〔二階堂文書 三〕	
將軍義政公大将御拜賀之記一通忠行供奉	家 7
除目聞書當家行雄行久并庶流成藤任官	家 9
御家判物其外文書	家 4
当家寄進状并起請文之前書	家 10
近衛内前公諸大夫并堂上方奉翰	系 4
堂上方諸大名往復書翰	系 3
列侯官吏并中山王中城王子書牋	系 6

以上のものは文書を項目別に編集しているがさらにそれらに記事を加えて歴代編年別に集成したものが「正譜二階堂氏正統家譜」二〇冊で同じく東京大学史料編纂所に架蔵されている。元祖維遠から二十五代行且に至る。編纂者はこの行且で

あるが、同人は安永二年大目付、明和七年寄合、安永三年家老に列した。歴史に関心深く、先祖の功業を顕彰しようとする願望が強かった。在府中、林信徴に嘱して自ら編纂に当った家譜の序文を得、国許にあっては安永九年旧領田布施池辺に「二階堂氏牟礼城記」を山本正誼に嘱して建碑、天明二年には同高橋に「二階堂氏来由並寺縁之記」を建碑、さらに寛政元年には城下寿国寺に元祖以降二十一世に至る先祖の墓を合葬、由緒の建碑をしている。二階堂文書が現在の形体に修成され保存されたのは多くはこの行旦の努力のたまものといってもよいであろう。

この「正譜」についていえば、記述の体裁や文章の書体等は丹念ですぐれており、文書の写も正文を忠実に模していて程度は高く、藩記録所の「島津氏世録正統系図」に比して遜色はない。藩記録所は当然この二階堂文書の存在は承知していたであろう。しかし「正譜」所収の中世文書（「旧記雑録後編」収載の寛永二十一年までのもの。正保二年以後のものは除く）一六九点（重複分五点を含む）のうち、「旧記雑録」所収のものは五九点ときわめて少ない。これは冒頭で述べたように「旧記雑録」の多く依拠した「島津氏世録正統系図」のもつ島津家を中心とした編年史料集としての性格によるものであろうか。

鎌倉の二階堂の地名を負う二階堂氏は鎌倉幕府の文吏系の有力御家人であり、幕府創立期に活躍した五代藤原山城守行政以降、一族繁衍して評定衆・引付衆・政所執事等幕府要職につくものも多く、人材を輩出した。二階堂文書を伝えた薩摩二階堂氏は行政のあと行村・元行・行氏・行景・泰行と続く統で、元行の弟行久の女（忍照）が行景に嫁したから、行久が宝治元年鮫島家高改易後領有した（宰府領）薩摩国阿多郡北方地頭職を文永三年には忍照に譲渡、忍照は夫の行景が弘安八年の霜月騒動で誅滅された後も所領を保持、これを泰行以後の子孫に伝えたわけである。文永八年、元軍襲来に備えて器用代官を阿多北方に差遣するよう命じられ、正応五年には泰行の下向が実現した。尔来薩摩二階堂氏は領地に根を

おろし南薩の有力領主として在地支配に腐心、南北朝、室町の争乱期を経て次第に島津家臣団の中にとりこまれて行く。また泰行以後、一族がわかれ、所領を分有した結果、関東年貢（はじめ永福寺修理用途、のち將軍御所用途一五〇貫文）の負担分担をめぐって惣領庶子間の係争が続いている。二階堂文書はこのような当時の武家社会の実態を知る上で重要な文書とみなされているのであり、今後の研究の史料として活用を期待したい。

なお参考までに以前二階堂文書を編年順に比較的数量多く採録した史料集として、鹿児島県史料集(Ⅶ)『薩摩国阿多郡史料』(昭和四十二年、鹿児島県史料刊行会)のあることを附記しておく。

「他家文書」は既刊の大日本古文書『島津家文書之三』の中に収録されている「他家文書二十七通巻一」、「他家文書三十七通巻二」と同種のものともみられるが、どういう経緯か不明であるが別箱に収納されて(「四番箱下、二十二」)の貼札あり)分離整理されることになったのであろう。内容は巻一のものに近く、四十四通のうち、著名な(文治五年)八月十五日の源頼朝袖加判平盛時奉書(一号)をはじめ文治三年三月の平重澄寄進状(二号)、元徳元年十二月二十五日の鎮西下知状(二十六号)、康永二年四月十二日の足利直義軍勢催促御教書(三十四号)、貞和七年三月三十日の二階堂行存讓状(三五号)の五通のみが『旧記雑録前編一』等に収録されているが、残りの三十九通はほとんど未刊、未紹介の史料である。三号文書は元仁二年三月の宇佐弥勒寺々家公文所下文で、長吏檀棟清袖判の大隅国正八幡宮領薩摩国益山庄宛のもの、益山庄は島津庄寄郡加世田別符等と境を接していた関係から、同庄の在地領主益山氏と近隣の郡郷司との係争があり、それらの関連史料と益山氏の所領相伝関係文書が約半数をしめているのである。前出巻一の天福二年五月廿七日の益山庄内上野原文書目録案とは直接関係する文書群であり、従来この文書目録案でしかうかがい知り得なかった薩摩国益山庄及び益山氏の実態を究明できる史料として期待される。

五号文書は建長七年十二月廿五日の関東下知状、伊作庄下司職をめぐる相論の裁許状で伊作庄研究史料として重要な文書であり、他に三十三号文書・四十二号文書も伊作庄関係文書である。六号文書は文永八年十二月十六日の比丘尼成阿請文で伊集院郡司職の相伝関係を証明する史料となる。他に三十六号文書も伊集院関係文書である。二十三号文書から二十五号文書までの三点は元徳元年肥後国天草郡内長島の山田野(門)の領有をめぐる天草蓮種子息淨種と山田野覚心との長文の相論裁許の鎮西下知状並びに御教書であり、同地方の中世の状況を明らかにする重要な史料といえよう。現在鹿児島県に属する長島が中世肥後天草の内にあつたことも明確にできる。既掲の二十六号文書は二階堂文書の案文であるが、他に二十九号、三十一号、三十二号、三十五号、三十八号、三十九号、四十号文書等は何れも阿多郡関係、二階堂氏関係文書である。四十四号文書は年月日を欠くが、沙弥かくちの薩摩国鹿児島郡上伊敷村名田島以下山野の讓状で南北朝中頃のものとして推定され、鹿児島市史関係史料として珍重されるべきものであろう。

また三十四号文書は前書にあるように現在入来院家文書に原本のある足利直義催促状の写であり、延宝二年、入来院家から島津忠久署判の文書を島津家へ進上した返札に送られたものである。近世に入って文書の交換、移動があつて島津家文書や入来院家文書の現在の姿に至る経緯のうかがえる史料である。

以上「他家文書」の目録にしたがつて紹介したが、未刊の文書ということもあつて内容の豊富な史実の解明に役立つ重要な史料を多く含んでおり、その集成の経緯の究明とも併せて今後の研究上での活用が俟たれる。

(五味克夫)

例 言

一 本書は旧記雜録に未採録の「衾寝文書」「二階堂文書」島津家文書のうち「他家文書^{四通}」を収めて「鹿児島県史料旧記雜録 拾遺家わけ一」として刊行するものである。「衾寝文書」「二階堂文書」は編年によらず所蔵者別成巻順に従った。

一 各本ともに文書目録、本文の順に掲載した。本文では重出文書は文書名・本文共省略した。文書目録に於ては文書名のみを掲げた重出文書（本文を省略した文書）は※（重出文書番号）を示し、重出文書が収載されている底本名を文書名の下部に記した。

一 個々の文書の掲出にあたっては、収載本の掲載順位によらず、原本及び原本に近い写本の順によった。

一 収載された文書を諸本によって修正または補充する場合は次のようにした。

ア 修正される箇所は「」で囲み、その右側に修正字句を記した。

イ 補充部分は▽△で示し、挿入には、＜の記号を使用した。

ウ 修正や補充に使用した典拠史料の略記号は別記凡例に示した。

一 文書名は原則として正文・案文・写などの別を示し、頭に○を附して本文と区別した。

一 刊行にあたって文書の体裁を、おおよそ次のように統一した。

ア 文書の所在などを示す原注は一字下げて首部におき、この原注や文書中の異筆・補筆は、原則として「」（墨書）、「」（朱書）で囲んだ。尚、重複・煩瑣にわたるものは、これを省略した。

イ 合点は、頭または右肩に「\」（墨）、「/」（朱）で示した。

ウ 文書の年月日・差出書・宛所の位置などは、底本の体裁にあわせてある程度の統一をした。

エ 書状の封じ目は、底本にあわせて「/」や「/」を併用した。

オ 文書・記録・記事には、適宜に読点「、」および並列点「・」を付した。

一 原文の磨滅虫損は、字数を推して□又は□を以て示し、墨抹等により解読困難な字は■又は■を以て示した。

一 見せ消は、その文字の左側に「ミ」を加えて、右側に書き改めた文字を記した。

一 頭注や行間の書きこみは、底本の体裁にあわせたが、頭注の長い場合はその位置を示し、関連箇所文末にまとめた。

一 編者の付した注は、原注と区別するために（ ）で囲んだ。

一 原文中の返り点や送り仮名などは原則として省略し、仮名文書に付されていた底本の原注は、一部を残して省略した。

一 欠字・平出・台頭などは、原則として底本の体裁に従った。

一 漢字は一部の異・略・俗体文字を除き原則として底本の用字に従った。

一 変体仮名は、現行の平仮名に改めたが江、茂、者、与など一部はそのまま用いた。

一 当時一般に使用された用字のうち、次のようなものはそのまま用いた。

陳(陣) 蜜(密) 諏方(訪) 麿(鹿兒) 飛弾(驪) 太輔(大) 狼籍(籍) 百性(姓) 玄番(蕃)
愛宕(宕) 覚語(悟) 案堵(安)

一 「祢寝文書」「二階堂文書」についての特記すべき事項については別に凡例を設けた。

旧記雜録拾遺家わけ一 目次

解題……………一

例言……………一〇

目次……………一二

衾寝文書

凡例

衾寝氏正統世録系譜（東京大学史料編纂所蔵）……………一

平氏衾寝家系図（東京大学史料編纂所蔵）……………一五六

衾寝文書（東京大学史料編纂所蔵影写本）……………二〇二

衾寝文書（斎藤直成氏蔵）……………三九七

平姓衾寝氏文書写（鹿児島県立図書館蔵）……………四三二

池端文書（池端乃婦氏蔵）……………四四〇

衾寝文書（鹿児島大学附属図書館蔵）……………四八〇

坂口文書（坂口久子氏蔵）……………四九三

祢寢文書（早稻田大学附属図書館所蔵）	五〇三
鳥濱文書（鳥濱達夫氏所蔵）	五一七
祢寢文書（黎明館所蔵）	五二五

二階堂文書

凡例

二階堂氏正統家譜（東京大学史料編纂所所蔵）	五二六
二階堂氏正統家譜文書（文書目録）	六二六
二階堂文書（文書目録）	六三五
他家文書 <small>四十</small> （東京大学史料編纂所所蔵）	六四五

彌
寢
文
書

〈衽寝文書〉

凡 例

一 衽寝文書の掲載順および掲載文書数は次のとおりである。

所 藏 別	略 称	総 数	掲 載 数
衽寝氏正統世録系譜（東京大学史料編纂所所蔵）	正 譜	二六七	二六七
平氏衽寝家系図（東京大学史料編纂所所蔵）	系 図	一一三	一二
衽寝文書（東京大学史料編纂所所蔵影写本）	影 写	五〇二	三六六
衽寝文書（斎藤直成氏所蔵）	斎 藤	二五四	二八
平姓衽寝氏文書写（鹿児島県立図書館所蔵）	県 図	一〇九	一
池端文書（池端乃婦氏所蔵）	池 端	九一	八二
衽寝文書（鹿児島大学附属図書館所蔵）	鹿 大	五九	一六
坂口文書（坂口久子氏所蔵）	坂 口	五二	一二
衽寝文書（早稲田大学附属図書館所蔵）	早 大	三八	三七
鳥濱文書（鳥濱達夫氏旧蔵）	鳥 濱	二四	四
衽寝文書（黎明館所蔵）	黎 明	一	一

一 次に掲げる二つはいずれも重出文書であるため文書目録・本文共省略した。

平姓祢寝氏正統文献（東洋文庫所蔵）	東洋	一四七	○
祢寝文書（出水市歴史民俗資料館所蔵）	出水	五	○

一 修正や補充にあたっての典拠史料は次の略記号で示した。

祢寝氏正統世録系譜 ㊦

平氏祢寝家系図 ㊧

祢寝文書（東京大学史料編纂所所蔵） ㊨

祢寝文書（斉藤直成氏所蔵） ㊩

祢寝文書（鹿児島大学附属図書館所蔵） ㊪

鳥濱文書 ㊫

平姓祢寝氏正統文献 ㊬

旧記雑録同一文書 ㊭

一 祢寝氏正統世録系譜に於ては文書関連の記事のみを掲出した。

一 祢寝文書（斉藤直成氏所蔵）は重出文書が多数のため巻首部分の表題のみを掲載したところもある。

一 本文における卷子本の表題は「」で示した。

新編衿寝氏正統世録系譜 (東京大学史料編纂所所蔵)

番号 年月日 文書名及びその他の収載本

新編衿寝氏正統系圖 一

新編衿寝氏世録正統系圖 第一

〔衿寝氏正統世録系譜 卷之一〕

- 一 建仁三年七月三日 関東下文案……………斎藤・影写・系図・県図
- 二 (建仁三年) 七月廿七日 北条時政書状案……………影写・系図・県図
- 三 建仁三年八月 日 大隅国司庁宣……………系図・県図
- 四 建仁三年十月三日 大隅国留守所下文……………系図・県図
- 五 (建永元年) 二月廿九日 北条義時書下……………系図・県図
- 六 建保五年八月廿二日 將軍源実家政所下文……………系図・県図
- 七 建保五年九月廿六日 北条義時袖加判散位藤原某奉書……………系図・県図
- 八 建保五年十月 日 大隅国司庁宣……………系図・県図

- 九 建保五年十一月 日 大隅国留守所下文
- 一〇 承久三年 三月廿三日 祢寝清重讓狀……………東洋
- 一一 貞應元年 八月 日 大隅国守護所下文……………東洋・糸図・果図
- 一二 貞應三年 四月十四日 関東下知狀……………東洋・糸図・果図
- 一三 (貞應三年也) 五月一日 北條義時書狀……………東洋・糸図・果図
- 一四 貞應三年 五月廿六日 六波羅施行狀……………東洋・糸図・果図
- 一五 貞應三年 六月 日 弥勒寺寺家公文所下文……………東洋・糸図
- 一六 嘉祿元年 八月 日 大隅国守護名越朝時下知狀……………東洋
- 一七 「嘉祿元年」 八月十二日 北條朝時書狀……………東洋
- 一八 嘉祿元年 八月廿五日 大隅国守護代名越朝時執事某施行狀……………東洋
- 一九 嘉祿元年 九月 日 弥勒寺寺家公文所下文……………東洋
- 二〇 寛喜元年十一月十一日 大隅国守護代名越朝時執事某奉書……………東洋
- 二一 寛喜元年十一月十二日 大隅国守護所施行狀……………東洋
- 二二 天福二年十一月九日 名越朝時袖加判藤原宗康奉書……………東洋・糸図・果図
- 二三 「嘉禎三年」 正月廿五日 右衛門尉某書狀……………東洋
- 二四 仁治二年十一月十二日 大隅守護代沙弥某施行狀……………東洋
- 二五 寛元元年 九月二日 大隅守護所右衛門尉藤原某施行狀……………東洋

- 二六 建長七年 三月廿五日 六波羅御教書 東洋・系図・梟図
- 二七 七月十一日 通世奉書案 東洋
- 二八 文永五年 七月 日 大隅国司庁宣 東洋・系図・梟図

新編稱寢氏世錄正統系圖 第二

〔稱寢氏正統世錄系譜 卷之二〕

- 二九 正元元年後十月五日 建部清綱讓狀 東洋
- 三〇 建治二年 正月卅日 建部清綱所從抄帳 東洋
- 三一 弘安九年閏十二月十八日 鎮西談議所奉行人連署奉書 東洋
- 三二 正應元年 九月廿七日 將軍惟康親王家政所下文 東洋・系図・梟図
- 三三 正應元年 十月三日 蒙古合戰勲功賞配分狀 東洋・系図
- 三四 正應二年 五月廿八日 六波羅施行狀 東洋・齋藤・系図・梟図
- 三五 正安三年 二月廿一日 建部清親讓狀 東洋
- 三六 嘉元三年十二月三日 大隅国守護北条時直書下 東洋
- 三七 延慶二年 十月廿二日 鎮西下知狀 東洋
- 三八 延慶二年十二月廿二日 鎮西下知狀 東洋
- 三九 正和三年 九月十日 建部清治讓狀 東洋

四〇	文保元年 九月 五日	建部清任請文	東洋
四一	元應二年 五月 廿五日	鎮西施行狀	東洋
四二	元應二年 十月 六日	鎮西施行狀	東洋

新編禰寢氏正統系圖 二一

新編禰寢氏世錄正統系圖 第三 三上

〔禰寢氏正統世錄系譜 卷之三上〕

四三	嘉曆二年 二月 四日	沙弥行智讓狀	東洋
四四	正慶元年 十月 五日	鎮西下知狀	東洋
四五	正慶元年 十一月 十日	鎮西下知狀	東洋
四六	正慶元年 十二月 廿五日	鎮西下知狀	東洋
四七	建武元年 六月 十六日	雜訴決断所牒	東洋・果図
四八		雜訴決断所牒署判人目録案 <small>(牒発出人書出)</small>	東洋
四九	建武三年 三月 五日	足利尊氏御判御教書案	東洋・斎藤・影写・系図・果図
五〇	建武三年 三月 十日	足利尊氏御判御教書案	東洋・斎藤・影写・系図・果図
五一	建武三年 三月 十二日	高師直奉書	東洋

- 五二 建武三年 三月廿六日 足利尊氏御判御教書案……………東洋・齋藤・影写・系図・県図
- 五三 建武三年 四月十七日 足利直義感狀案……………東洋・齋藤・影写・系図・県図
- 五四 建武四年 二月廿八日 足利直義感狀案……………東洋・齋藤・影写・系図・県図
- 五五 建武四年 五月十六日 足利直義軍勢催促狀……………東洋・系図・県図
- 五六 建武四年 九月十五日 足利直義御判御教書案……………東洋・齋藤・影写・系図・県図
- 五七 建武五年 五月六日 足利直義感狀……………東洋・系図・県図
- 五八 建武五年 七月七日 畠山直顯書下……………東洋・系図・県図
- 五九 延元二年 三月十七日 三条泰季御教書……………東洋・系図・県図
- 六〇 曆應二年 八月廿八日 建部清成軍忠狀案……………東洋

新編祢寢氏世錄正統系圖 第四下

〔祢寢氏正統世錄系譜 卷之四下〕

- 六一 曆應三年 三月廿五日 建部清成預ケ狀案……………東洋
- 六二 曆應三年 五月廿日 少貳頼尚書下案……………東洋・齋藤・影写・系図・県図
- 六三 曆應四年 七月廿三日 畠山直顯拳狀……………東洋・系図・県図
- 六四 康永元年十二月十一日 島津道鑑貞拳狀……………東洋・系図・県図
- 六五 貞和元年 九月三日 建部清成寄進狀案……………東洋

- 六六 貞和六年 正月 七日 足利直冬軍勢催促狀 …………… 東洋・系図・県図
- 六七 貞和六年 五月 十八日 足利直冬軍勢催促狀 …………… 東洋・系図・県図
- 六八 貞和六年 九月 廿八日 足利直冬軍勢催促狀 …………… 東洋・系図・県図
- 六九 貞和六年 十一月 十六日 足利直冬軍勢催促狀 …………… 東洋・系図・県図
- 七〇 貞和六年 十二月 十三日 足利直冬軍勢催促狀 …………… 東洋・系図・県図
- 七一 貞和六年 十二月 廿一日 足利直冬軍勢催促狀 …………… 東洋・系図・県図
- 七二 觀應二年 四月 十四日 畠山直頭感狀 …………… 東洋・系図・県図
- 七三 觀應二年 五月 廿三日 畠山直頭軍勢催促狀 …………… 東洋・系図・県図
- 七四 觀應二年 七月 十七日 畠山直頭感狀 …………… 東洋・系図・県図
- 七五 觀應二年 八月 日 祢寝清成軍忠狀 …………… 東洋
- 七六 觀應二年 八月 七日 畠山直頭感狀 …………… 東洋・系図・県図
- 七七 觀應二年 八月 日 祢寝清成軍忠狀案 …………… 東洋
- 七八 觀應二年 八月 廿一日 畠山直頭拳狀 …………… 東洋・系図・県図
- 七九 觀應二年 九月 十五日 足利直冬軍勢催促狀 …………… 東洋・系図・県図
- 八〇 觀應二年 九月 廿三日 足利直冬感狀 …………… 東洋・系図・県図
- 八一 觀應二年 十二月 十三日 足利直冬感狀 …………… 東洋・系図・県図
- 八二 觀應二年 十二月 十三日 尾張義冬拳狀 …………… 東洋

新編祢寢氏世錄正統系圖 第五上

〔祢寢氏正統世錄系譜 卷之五上〕

- 八三 建武元年 六月十六日 雜訴決断所牒
- 八四 貞和六年 二月九日 建部清成讓狀
- 八五 觀應三年 正月廿三日 足利直冬感狀……………系図・県図
- 八六 觀應三年 二月一日 尾張義冬兵糧料所預ヶ狀……………系図・県図
- 八七 觀應三年 三月十四日 足利直冬感狀……………系図・県図
- 八八 觀應三年 六月五日 足利直冬感狀……………系図・県図
- 八九 文和二年 六月廿四日 建部清成讓狀
- 九〇 文和二年 六月廿四日 建部清成讓狀
- 九一 文和三年 三月 日 祢寢清成・同清有軍忠狀
- 九二 文和三年 七月三日 足利尊氏軍勢催促狀
- 九三 文和五年 四月廿三日 畠山直顯地頭職宛行狀……………系図・県図
- 九四 延文二年 二月十二日 足利尊氏軍勢催促狀
- 九五 延文四年 十月廿二日 畠山直顯兵糧料所預ヶ狀……………系図・県図
- 九六 延文六年十二月五日 島津氏久兵糧料所預ヶ狀……………系図・県図

九七	康安二年 七月廿一日	島津氏久兵糧料所宛行狀	系図・果図
九八	貞治三年 九月廿二日	島津氏久軍勢催促狀	
九九	貞治六年 七月 四日	島津氏久兵糧料所預ケ狀	系図・果図
一〇〇	建徳二年 七月廿四日	征西將軍宮 <small>懷良親王</small> 令旨	系図・果図

新編禰寢氏正統系圖 三

新編禰寢氏世録正統系圖 第六下

(禰寢氏正統世録系譜 卷之六下)

一〇一	七月十四日	島津氏久書狀	東洋
一〇二	七月十七日	島津氏久書狀	東洋
一〇三	七月廿四日	島津氏久書狀	東洋
一〇四	七月廿六日	友之書狀	東洋
一〇五	八月六日	島津氏久書狀	東洋
一〇六	十二月十一日	相良前頼書狀	東洋
一〇七	二月一日	島津氏久書狀	東洋・系図・果図
一〇八	二月九日	島津氏久書狀	東洋

一〇九	四月廿日	島津氏久書狀	東洋
一一〇	四月廿五日	島津氏久書狀	東洋
一一一	四月廿五日	島津氏久書狀	東洋
一一二	五月廿八日	島津氏久書狀	東洋
一一三	六月十四日	島津氏久書狀	東洋
一一四	七月十三日	島津氏久書狀	東洋
一一五	七月廿六日	島津氏久書狀	東洋
一一六	八月十九日	島津氏久書狀	東洋
一一七	八月十九日	島津氏久書狀	東洋・系図・県図
一一八	九月十一日	島津氏久書狀	東洋
一一九	四月十日	島山直頭書狀	東洋
一二〇	五月十三日	島山直頭書狀	東洋

新編禰寢氏世錄正統系圖 第七上

〔禰寢氏正統世錄系譜 卷之七上〕

一一一	文和二年 八月一日	禰寢清有讓狀	
一二二	應安五年 正月廿五日	今川了俊貞書下	系図・県図

一一三	應安七年 五月十五日	今川了俊 <small>世貞</small> 書下……………	系図・県図
一一四	天授元年 十月五日	征西將軍宮 <small>良成</small> 親王 <small>令旨</small>	
一一五	永和四年 三月四日	今川了俊 <small>世貞</small> 下知状案	
一二六	永和四年 三月五日	今川了俊 <small>世貞</small> 書下……………	系図・県図
一二七	永和四年 三月六日	今川満範書下……………	系図・県図
一二八	康曆元年十一月十一日	西俣合戦手負注文	
一二九	康曆二年 五月廿五日	今川満範注進状	
一三〇	康曆二年 六月廿六日	今川満範預ヶ状……………	系図・県図
一三一	康曆二年 七月十四日	今川了俊 <small>世貞</small> 安堵状……………	系図・県図
一三二	康曆二年 七月十四日	今川了俊 <small>世貞</small> 預ヶ状……………	系図・県図
一三三		祢寝久清与党交名注文……………	系図・県図
一三四	康曆二年 十月二日	鷹栖城前合戦手負注文	
一三五	永徳元年 六月一日	佐多合戦注文	
一三六	永徳元 六月二日	今川了俊 <small>世貞</small> 書下……………	系図・県図
一三七	永徳元年 九月三日	今川了俊 <small>世貞</small> 安堵状……………	系図・県図
一三八	永徳二年 九月廿二日	今川了俊 <small>世貞</small> 書下	
一三九	至徳元年 九月三日	島津孝久 <small>元</small> 施行状	

- 一四〇 元中二年 二月十日 征西將軍宮良成親王令旨……………系図・県図
- 一四一 二月十一日 菊池武朝書状……………県図
- 一四二 嘉慶元年 九月五日 足利將軍家御教書……………
- 一四三 康應二年 六月十二日 島津玄忠元久軍勢催促状……………
- 一四四 明徳元年 七月十八日 將軍足利義滿家御教書……………斎藤・影写
- 一四五 明徳四年 四月廿八日 島津元久施行状……………系図・県図
- 一四六 (至徳二年力) 正月五日 沙弥昌賢書状……………影写
- 一四七 (明應九年) 正月十一日 大内義興書状……………
- 一四八 (至徳二年) 正月十三日 宮内大輔三雄書状……………
- 一四九 (永和四年) 正月廿七日 今川了俊貞世書状……………
- 一五〇 (永徳二年) 壬正月十八日 今川了俊貞世書状……………影写
- 一五一 二月十八日 今川了俊貞世書状……………影写
- 一五二 (永和四年) 三月五日 今川了俊貞世書状……………影写
- 一五三 (永和二年) 四月八日 今川了俊貞世書状……………影写
- 一五四 (永徳二年力) 四月廿三日 今川満範書状……………
- 一五五 五月四日 今川了俊貞世書状……………影写

新編禰寢氏正統系圖 四

新編禰寢氏世錄正統系圖 八中

〔禰寢氏正統世錄系譜 卷之八中〕

- 一五六 五月十八日 今川了俊貞世書狀……………東洋
- 一五七 六月二日 今川了俊貞世書狀……………東洋・影写
- 一五八 (永和二年) 六月五日 野辺盛久書狀……………東洋・影写
- 一五九 (永徳元年) 六月七日 今川了俊貞世感狀……………東洋
- 一六〇 (永徳元年) 六月十七日 名和慈冬書狀……………東洋
- 一六一 六月廿五日 今川了俊貞世書狀……………東洋・影写
- 一六二 六月廿五日 島津孝久元久書狀……………東洋
- 一六三 (應永元年) 七月八日 島津元久書狀……………東洋
- 一六四 (康暦二年) 七月十四日 今川了俊貞世書狀……………東洋・影写
- 一六五 七月廿日 今川了俊貞世書狀……………東洋・影写
- 一六六 (永和二年)閏 七月廿二日 今川了俊貞世書狀……………東洋・影写
- 一六七 (永和三年) 八月六日 肥後高基書狀……………東洋・影写

一六八	八月廿一日	加賀守房成書狀	東洋
一六九	八月廿二日	多良木頼仲書狀	東洋
一七〇	八月廿二日	相良前頼書狀	東洋
一七一	八月廿二日	多良木頼重書狀	東洋
一七二	八月廿二日	公頼書狀	東洋
一七三	八月廿二日	周防介降能書狀	東洋・影写
一七四	八月廿二日	今川滿範書狀	東洋・影写
一七五	八月廿六日	肝付兼氏書狀	東洋・影写
一七六	八月廿七日	今川滿範書狀	東洋・影写
一七七	八月廿八日	今川滿範書狀	東洋・影写
一七八	九月三日	今川了俊 <small>眞世</small> 書狀	東洋
一七九	九月三日	齋藤明真書狀	東洋・影写
一八〇	九月四日	今川了俊 <small>眞世</small> 書狀	東洋・影写
一八一	九月四日	今川了俊 <small>世</small> 書狀	東洋・影写

新編祢寢氏世録正統系圖 第九下

〔祢寢氏正統世録系譜 卷之九下〕

一八二		九月七日	今川満範書状	東洋
一八三		九月七日	島津元久書状	東洋
一八四		九月十五日	実久書状	東洋
一八五	(永和四年)	十月七日	今川満範書状	東洋・影写
一八六	(康暦二年)	十月十六日	今川満範書状	東洋
一八七	(康暦二年)	十一月十五日	今川了俊 ^世 書状写	東洋・影写
一八八		十一月十七日	今川満範書状	東洋・影写
一八九	(永和二年)	十一月十九日	今川満範書状	東洋
一九〇		十一月廿日	野辺盛久書状	東洋
一九一	(康暦二年)	十一月廿六日	今川了俊 ^世 書状	東洋
一九二		十二月廿五日	今川満範書状	東洋・影写
一九三		十二月十二日	前出雲守師綱書状	東洋・影写
一九四	(永和三年 ^九)	十二月十六日	兼房書状	東洋
一九五		十二月十五日	今川了俊 ^世 書状	東洋
一九六	(永和三年)	十二月十五日	今川了俊 ^世 書状	東洋

新編禰寢氏正統系圖 五

新編禰寢氏世録正統系圖 第十

〔禰寢氏正統世録系譜 卷之十〕〔補記…本巻ノ原文書ハ、スベテ東京大学史料編纂所所蔵〕
〔平姓禰寢氏正統文獻卷十一〕ニ収載アリ

- 一九七 貞治二年十一月五日 建部久清讓状 …………… 早大
- 一九八 建徳二年八月十日 建部久清讓状 ……………
- 一九九 應安四年八月十四日 建部久清置文 ……………
- 二〇〇 應安四年八月十四日 建部久清置文 ……………
- 二〇一 應安四年八月十四日 建部久清讓状 …………… 影写
- 二〇二 應安七年十一月卅日 建部久清讓状 ……………
- 二〇三 應永三年八月十一日 藏人頭広橋兼宣奉口宣案 …………… 影写・系図・県図
- 二〇四 應永四年六月十五日 渋川満頼^{堵安}書下 …………… 影写・系図・県図
- 二〇五 應永十年十一月廿九日 島津元久宛行状 …………… 系図・県図
- 二〇六 應永十五年十月十九日 島津玄仲^{元契}状 …………… 影写・系図・県図
- 二〇七 五月廿八日 平田親宗・阿多時成連署書状 …………… 系図・県図
- 二〇八 應永十八年十月九日 島津久豊^宛書下 …………… 影写・系図・県図

- 二〇九 應永十八年十一月十八日 島津久豊行宛書下 …………… 影写・系図・県図
- 二一〇 應永十八年十二月十一日 島津久豊行宛書下 …………… 影写・系図・県図
- 二一一 應永十八年十二月廿七日 島津久豊契状 …………… 影写・系図・県図
- 二一二 應永廿一年六月廿三日 島津久豊行宛書下 …………… 影写・系図・県図
- 二二三 應永廿三年九月九日 島津尊久忠書下 …………… 影写・系図・県図
- 二二四 十一月廿四日 島津久豊書状 …………… 影写
- 二二五 六月九日 島津好久挙状 …………… 齋藤・影写
- 二二六 八月廿三日 島津貴久忠書状 …………… 影写・系図・県図
- 二二七 ^(享) 永享七年八月廿三日 島津忠国堵安書下 …………… 影写・系図・県図
- 二二八 永享七年十二月五日 島津忠国行宛書下 …………… 影写・系図・県図
- 二二九 永享七年十二月五日 島津忠国行宛書下 …………… 影写・系図・県図
- 二二〇 ^(享) 永享八年八月三日 島津忠国行宛書下 …………… 影写・系図・県図
- 二二一 ^(安享三年之) 七月十五日 島津忠国書状 …………… 影写
- 二二二 應永十六年七月十七日 建部清平讓状 …………… 影写
- 二二三 應永廿一年六月廿五日 島津久豊書下 …………… 影写・系図・県図
- 二二四 應永廿六年三月七日 建部元清讓状 …………… 影写・系図・県図
- 二二五 ^(享) 永享八年八月三日 島津忠国行宛書下 …………… 影写・系図・県図

- 二二六 永享九年 二月廿八日 島津忠国宛行書下……………影写・系図・県図
- 二二七 永享九年 八月一日 島津忠国宛行書下……………影写・系図・県図
- 二二八 嘉吉元年十二月十二日 將軍足利義勝家御教書……………影写
- 二二九 「嘉吉二年」六月廿八日 建部重清請文……………斎藤・影写
- 二三〇 嘉吉二年 十月廿五日 將軍足利義勝家御教書……………影写
- 三三一 文安二年 十月三日 島津忠国契状……………影写・系図・県図
- 三三二 文安三年 九月十六日 北郷知久契状……………影写
- 三三三 享徳二年 七月十二日 島津忠国安堵書下……………影写・系図・県図

新編祢寢氏世錄正統系圖

第十一

〔祢寢氏正統世錄系譜 卷之十一〕

- 二三四 文明十二年二月廿七日 沙弥茂清重清置文……………東洋・影写
- 二三五 文明十四年十一月十九日 島津武久加冠状……………東洋・系図・県図
- 二三六 文龜三年十二月十六日 右中弁藤原宣秀奉口宣案……………東洋・影写・系図・県図
- 二三七 永正元年 三月廿日 右中弁藤原宣秀奉口宣案……………東洋・影写・系図・県図
- 二三八 永正九年 四月廿四日 伊地知重周起請文……………東洋・影写
- 二三九 (永正九年)閏四月六日 島津忠治書状……………東洋・影写・系図・県図

二四〇	七月十二日	島津忠治書狀	東洋・影写
二四一	二月八日	島津忠朝書狀	東洋・影写
二四二	十月二日	有馬尚鑒書狀	東洋・影写
二四三	十二月十二日	伊東義祐書狀	東洋・影写
二四四		飛鳥井雅縁詠三十首和歌	東洋・影写
二四五	永正四年六月三日	建部堯重 <small>重尊</small> 置文	東洋
二四六	天文四年五月五日	島津勝久宛行狀	東洋・系図・果図

新編禰寢氏正統系圖 六

新編禰寢氏世録正統系圖 第十二

二四七	元龜四年二月廿日	島津家国老・三使・副使等起請文神文	系図・果図
二四八	元龜四年二月廿一日	島津家国老・三使・副使等連署狀	系図・果図
二四九	元龜四年二月廿六日	島津義久起請文	系図・果図
二五〇	元龜四年二月廿六日	喜入季久外二名連署起請文	系図・果図
二五一	元龜四年二月廿六日	新納忠元外四名連署起請文	系図

〔禰寢氏正統世録系譜 卷之十二〕〔補記：本卷ノ原文書ハ、スルテ東京大学史料編纂所所蔵
〔平姓禰寢氏正統文獻卷十三〕ニ収載アリ〕

二五二	元龜四年 五月廿四日	島津家国老連署奉書……………	系図・県図
二五三	元龜四年 五月廿四日	所領(鷹扨)拝領日記	
二五四	八月十八日	大友宗麟書狀	
二五五	<small>(天正十年)</small> 九月十七日	島津義久書狀……………	系図・県図
二五六	天正十年 九月十七日	伊集院忠棟起請文	
二五七	萬曆十一年四月廿二日	琉球国中山王書狀	
二五八	十一月十日	伊集院忠棟外二名連署狀	
二五九	<small>(文禄三年)</small> 三月廿八日	島津義弘書狀	
二六〇	文禄四年 九月三日	伊集院幸侃・本田親貞連署知行目録	
二六一	慶長五年五月廿七日	明王院・光宿寺連署覚書案	
二六二	慶長五年十一月廿六日	根占重虎目安狀案	
二六三	元和六年 三月三日	島津国老連署知行目録	
二六四	三月廿九日	島津家久詠草	
二六五	正月五日	島津家久書狀	
二六六		島津光久等詠草	
二六七	二月三日	島津光久書狀	

〔表紙〕

新編禰寢氏正統系圖

一

〔原表紙〕

新編禰寢氏世錄正統系圖

第一

禰寢氏正統世錄系譜卷之一

(清重譜中)

○建仁三年癸亥七月三日清重拜戴

賴家卿之御袖判之下文、補大隅國禰寢南侯院地頭職、

南侯院者妻刈重延之舊領也先是重延死因賜清重也

月二十七日寄於薩隅日三州之 太守島津左衛門尉忠久

公之書、既而清重初下向、于南侯院、自爾以來以禰寢、

定家號所賜之御下文及副狀臨寫之開于譜端也、

○一 關東下文案

『正文在家藏』

(賴家)
(花押)

大隅國禰寢南侯院地頭職事、

右件職、重延知行之處、死去之由申之、然者、以清重法師所補給也、但論人出來時者、召問兩方、可有左右也、

前左衛門督殿仰旨如此、

建仁三年七月三日

〔本文書ハ「旧記雜錄前編一」一九六号文書ト同文ナリ〕

〇二 北条時政書狀案

〔正文在家藏〕

大隅國寢祢郡司入道賜御下文令下向候也、可令存其旨給

候、謹言、

(建仁三年)

七月廿七日

(時政) 遠江守在御判

嶋津左衛門尉殿

(忠久)

〔本文書ハ「旧記雜錄前編一」一九七号文書ト同文ナリ〕

〇清重帯

頼家卿御下文、雖補南侯院地頭職、當院者素隅州正八

幡宮之神官領也以故依

頼家卿之仰受同年八月日留主所大介藤原朝臣下文、同

年十月三日留主所下文、安堵當院事備下文開于後、

〇三 大隅國司廳宣

〔正文在家藏〕

廳宣 留守所

補任祢寝南侯院地頭職事

沙弥行西(清重)

右件職、前 左衛門督殿仰云、重延知行之處、死去之由

申之、然者、以清重法師所補給也、但論人出來時者、召

問兩方可有左右也云々、仍在廳官人等存此旨、不可違失

之狀所宣如件、以宣、

建仁三年八月 日

大介藤原朝臣(花押)

〇四 大隅國留守所下文

〔正文在家藏〕

留守所下 祢寝南侯郡司沙弥行西所

可早且任前 左衛門督殿仰旨、且依御廳宣、

以沙弥行西當郡地頭職事、

右、去八月 日御廳宣今月三日到來備、補任祢寢南侯院地頭職事、沙弥行西右件職、前 左衛門督殿仰云、重延知行之處、死去之由申之、然者、以清重法師所補給也、但論人出來時者、召問兩方可左右也云々、仍在廳官人等、存此旨不可違失之狀、所宣如件、以宣者、任御廳宣旨可致沙汰之狀如件、百姓等存此旨勿違失、故下、

建仁三年十月三日

大判官代藤原(花押)

諸司檢校散位大中臣(花押)

田所檢校散位建部(花押)

稅所檢校散位建部(花押)

惣檢校散位藤原(花押)

任用

目 大 中 臣(花押)

權 大 掾 藤 原(花押)

權 大 掾 散 位 藤 原(花押)

目代 源

○大隅國菱刈住人曾木太郎重能者、恣己之欲、欲押領南侯院、訴于關東以故清重帶所賜

頼家卿之御下文建永元年丙寅春參向于鎌倉、於問注所陳謝重能之濫訴、清重如元領知南侯院、因同年二月二十九日北條相模守義時賜於簡牘左備之、

○五 北條義時書下

『正文在家藏』

大隅國 祢寢南侯院地頭職事、重延死去之後、以清重法師被補事矣也、但論人出來之時者、召問兩方、可有左右之由、故左衛門督家御時、去建仁三年七月三日給證文候了、而件狀爲謀書之旨、菱刈住人重能依於訴訟、被遣問狀候云々、重能無左右領掌之條、甚無謂候、更不可信用事歟、兩方之理非糺決以前者、清重法師可領知之由所候也、仍執啓如件、

(建永元年)

二月廿九日

(北條義時)

相模守(花押)

(清忠譜中)

○受父清重之讓、以建保五年八月二十二日

將軍家政所下文、補南侯院地頭職、雖然曾木太郎重能不改先非、再以南侯院地頭職訴于鎌倉、以故清忠與重能於問注所決斷之、清忠如元可領之旨、同年九月二十
六日北條相模守義時賜袖判下文、且任件之旨、同年十月同十一月有留主所下文總左備之、

○六 將軍源美家政所下文

『正文在家藏』

將軍家政所下 大隅國祢寢院內南侯住人

補任地頭職事

祢寢二郎清忠

右、如問注勘狀者、重能則雖帶故大將家御下文案、相傳之條手繼不詳、清忠亦帶累祖相傳文書之上、給故左衛門督家之御教書之後、于今知行、然則清忠云文書相傳之理、云當時知行之實、忽難被弃置欵云々者、任相傳證文之理、

可令清忠補任南侯地頭職之狀、所仰如件、以下、

建保五年八月廿二日

案主菅野(景盛)(花押)

知家事惟宗

令(清忠)函書少允清原(花押)

別當陸奥守大江朝臣(花押)

大学頭源朝臣(仲尊)

右京權大夫兼相模守平朝臣(義時)(花押)

右馬權頭源朝臣(賴茂)

左衛門權少尉源朝臣(惟信)

前遠江守大江朝臣(親巳)(花押)

武藏守平朝臣(時房)(花押)

書博士中原朝臣(顯俊)(花押)

信濃守藤原朝臣(行光)(花押)

○七 北條義時袖加判散位藤原某奉書

『正文在家藏』

(北條義時)

(花押)

大隅國祢寢院內南俣地頭職事、清忠重能等遂問注、清忠

已所給預政所御下文也、然者任彼狀可致沙汰之由、可令
下知給之由候也、仍以執達如件、

建保五年九月廿六日

散位藤原奉

藤內兵衛尉殿

〇八 大隅國司廳宣

『正文在家藏』

廳宣 留守所

可早任將軍家下文旨、以清忠爲地頭職祢寢院內南俣事、

副下

將軍家下文

右件職者、清忠爲重代之上、文書之理分明也、早任彼下

文之旨、可致沙汰之狀、所宣如件、以宣、

建保五年十月 日

宮內權大輔兼守藤原朝臣(花押)

〇九 大隅國留守所下文

『正文在家藏』

留守所下 祢寢院南俣

可早任 將軍家政所御下文并御廳宣旨、且依先祖相傳

文書實、停止藤原重能非論、以建部清忠、當俣地頭郡

司職事、

副下

一通 將軍家政所御下文

一通 國司御廳宣

右、去十月日御廳宣、今月六日到來、狀備、廳宣留守所、

可早任將軍家下文旨、以清忠爲地頭職祢寢院內南俣事、

副下 將軍家下文、右件職者、清忠爲重代之上、文書之

理分明也、早任彼下文之旨、可致沙汰狀、所宣如件、以

宣者、任將軍家御下文并御廳宣之旨、停止重能非論、以

建部清忠爲當俣地頭郡司、可致沙汰狀所仰如件、以下、

建保五年十一月 日 大判官代藤原

檢校沙弥

田所檢校建部(花押)
稅所兼惣檢校建部(花押)
任用

目大中臣
權大掾建部(花押)
權大掾建部(花押)
目代 源(花押)

(裏雜判)(源某)
(花押)

(清綱譜中)

○承久三年辛巳三月二十三日爲禰寢院司及地頭職、老父清重之讓狀見于左條、

○一〇 禰寢清重讓狀

『正文在家藏』

禰寢院司清重入道辭

讓与 建部房丸當院司并地頭職事、
副進 重代調度文書等

右件院、爲彼職清重入道之領掌之地也、而近來爲橫人仁成妨、暫中絶之間、言上子細於將軍家之日、任證文等道理、如本還補早、隨領掌年尚久文書分明也、爰世間不定之間、遮付建部清忠、相副證文、雖讓与之、承久二年十一月六日、関東參洛之日、近江國爲敵人被夜打殺早、然者以建部房丸爲嫡子天、讓与當院司并地頭職早、仍爲向後證文、讓狀如件、

承久三年三月廿三日 禰寢院司(花押)

○貞應元年壬午八月守護所下文、同三年甲申四月十四日同年五月一日北條陸奥守義時下知狀、同年五月二十六日北條武藏守泰時、同相模守時房施行狀、同年六月寺家公文所下文等之證書具于後也、

〇一二 大隅國守護所下文

『正文在家藏』

下 小祢寢院

補任地頭職事

建部清綱

右件清綱、依爲清重法師之息男、讓与彼職實也、仍任親父讓、可令領掌之狀如件、

貞應元年八月 日

守護所刑部亟大江(花押)

〔在口裏〕
〔大隅國守護須直刑部殿御下知祢寢南侯地頭補任、〕

〇一二 関東下知狀

『正文在家藏』

可令早建部清綱爲大隅國祢寢院

南侯地頭職事

右人、任親父清重法師之讓狀、爲彼職、守先例、可致沙汰之狀、依仰下知如件、

貞應三年四月十四日

前陸奥守平(花押)
(北條義時)

〇一三 北條義時書狀

『正文在家藏』

大隅國祢寢南侯院地頭職事、任清重法師之讓狀、清綱所給安堵御下文候也、謹言、

(貞應三年乙)
五月一日

前陸奥守(花押)
(北條義時)

〇一四 六波羅施行狀

『正文在家藏』

大隅國祢寢院南侯地頭職事、任親父清重法師之讓狀、建部清綱自関東所給預安堵御下文也、任狀早可令施行之狀如件、

貞應三年五月廿六日

武藏守平(花押)
(北條時房)
相模守平(花押)
(北條時房)

○一五 弥勒寺寺家公文所下文

『正文在家藏』

檢校法印(花押)
(櫻標清)

寺家公文所下 正宮公文所

可早以建部清綱爲祢寢南侯院

地頭職事

右件職、任親父清重法師讓狀、賜預將軍家御下文云々、

有限御年貢物等、無懈怠可令進濟奉、爲社家、不可忽諸(緒)

之狀、依 長吏仰、下知如件、

貞應三年六月 日 左衛門尉中原(花押)

權寺主大法師

少別當大法師

法橋上人位

法眼和尚位(花押)

○菱刈曾木太郎重能欲押領大隅國禰寢南侯院地頭職、訴之、於問注所及決斷、則清綱帶數通之證書、以故件地

頭職如元清綱領掌之也、事詳見于嘉祿寬喜年間數通之文書矣、

○一六 大隅國守護名越朝時下知狀

『正文在家藏』

大隅國祢寢南侯院地頭職事

右職者、貞應三年十月廿七日曾木太郎重能帶文治三年三

月十三日故右大將殿御判御下文案遠景入道施行并元久二

年七月廿八日遠江入道殿御下知狀訴申之間、就一方之申(北條時政)

狀依難裁斷、給問狀於重能之處、今祢寢次郎清重法師子

息(房方)冠者清綱帶建仁三年七月三日左衛門督殿御教書・遠

江入道殿御副文并建保五年正月日問注所勘狀・同年八月

廿二日右大臣殿政所下文・貞應三年四月十四日右京權大

夫殿御下知狀・同年五月廿六日相模・武藏兩守殿御副文

等、訴申之間、見合兩方證文之處、建保五年於問注所彼

是對決之後、就勘狀同年八月賜政所下文之上、貞應三年

四月又自大夫殿賜安堵之御下知畢、其上不及問注狀、仍

於件職者、清重法師男清綱如元無相違可領掌之、但有此
外之子細者、可尋糺之狀、下知如件、

嘉祿元年八月 日

(北條朝時)
散位平(花押)

○一七 北條朝時書狀

『正文在家藏』

大隅國正宮御領祢寢南俣院地頭職事、曾木太郎重能帶故
右大將殿御判御下文案、訴申候之間、依有其疑、先給問
狀候了、然清重法師之子息清綱、以代々之證文等、依訴
申候、披見兩方文書之處、故右大臣殿之御時、遂對決及
勘狀御裁断之上、去年給安堵御下知狀候之間、任彼狀所
令成敗候也、恐々謹言、

八月十二日

(北條朝時)
散位(花押)

『在日附之裏』
『嘉祿元年八月十二日』

○一八 大隅國守護代名越朝時執事某施行狀
『正文在家藏』

大隅國祢寢南俣院地頭職事

右職、任代々將軍家御下文之旨、祢寢次郎子息房冠者清
綱可令領掌之由、賜式部大夫殿御下文畢、但曾木太郎有
此外申之子細者、可尋糺之由、所被載于狀也、存其旨可
令施行之狀如件、

嘉祿元年八月廿五日

守護所御代官右馬允藤原(花押)

○一九 弥勒寺寺家公文所下文

『正文在家藏』

(花押)(禮標清)

寺家公文所下 正宮公文所

可早以建部清綱爲祢寢

南俣院地頭職事、

右件職、任親父清重法師讓狀、賜預関東御成敗狀云々、
於子細者、被載彼狀者、有限恒例佛神事役并御年貢物等

無懈怠令致其沙汰、奉爲社家不可忽諸之狀、依(緒)長吏仰、
下知如件、

嘉祿元年九月 日

公文平

左衛門尉中原(花押)

權寺主大法師(花押)

少別當大法師

法眼和尚位(花押)

〇二〇 大隅國守護代名越朝時執事某奉書

『正文在家藏』

大隅國衞寢院南侯地頭職事、建部清綱帶代々御下文等令
知行來之處、曾木太郎重能令訴申之間、可遂兩方問注
由、有御下知之處、曾木太郎、不令參上、但賀源三郎政
茂号得賀重能之讓狀、參上関東可問注之由乍申、清綱幼
稚之間、一腹舍兄伴太郎兼親雖可值問注、依見所勞暫遲
々而不相待平癒、政茂令上洛早、然者清綱如元無相違可
令安堵也、但尚重能可問注之由令申者、重可被召合也、

存知其旨可令參決之狀、依(北條朝時)越後守殿仰、執達如件、
寬喜元年十一月十一日 散位藤原朝臣(花押)

〇二一 大隅國守護所施行狀

『正文在家藏』

大隅國衞寢南侯地頭職事、
(北條朝時)越後守殿御教書阿原江馬大夫奉書如此、任御教書之旨、建部清綱
可令安堵也、但重能可問注之由令申者、可被召合云々、
存其旨、可被參決之狀如件、

寬喜元年十一月十二日 守護所中務丞藤原(花押)

〇有兵部房圓選曾木太郎重能弟也者、雖訴衞寢南侯院名主職、因
無其謂、賜清綱事詳見于天福・嘉禎・仁治・寬元・建
長・文永年間數通之書也、備于後覽、

〇二三 名越朝時袖加判藤原宗康奉書

『正文在家藏』

(北條朝時)
(花押)

兵部房圓暹訴申大隅國祢寢院南俣名主職事、訴狀折紙被遣之、委旨載狀、爲被召尋兩方子細、可令召進彼論人清重法師後家女并清綱等給之由所候也、仍執達如件、

天福二年十一月九日

藤原宗康奉

平右衛門尉殿

〇二三 右衛門尉某書狀

『正文在家藏』

ねしめのくんしいや二郎殿のたうちきやうの所を、(建部清綱) とう(曾)

き太郎のをとうと、ひやうふのきみすへきしさいありと(圓通)

て、さかみのしきふ殿ニ、つきまいらせて申され候しあ(北條朝時)

いた、いや二郎殿、ひやうふのきみともろともにまいりて、しさいを申すへきよし、御けうそくたり候いき、い

や二郎殿の證文をみ候へハ、度々事きれ候ていや二郎殿につき候いきり、さわ候へとも御けうそもつけられ候いなハ、もろともにまいらせ給へきよし下知候へく候、謹

言、

『違筆』
嘉禎三年正月廿五日 右衛門尉(花押)

ひしかりの兵衛入道殿

〇二四 大隅守護代沙弥某施行狀

『正文在家藏』

大隅國御家人祢寢院郡司清綱申院内名主同名名百姓等

不從郡司下知由事、

右清綱申狀云、件条清綱者、當國祢寢院郡司職也、然間

付公事令奉行院内來之處、爲名主并百姓等、背先例、或

云御家人課役、或云京鎌倉參上用途、或勸農時之農夫、

不用郡司之催、令難澁云云、事實者、甚以無其謂、早依

先例、任今月一日御下知之旨、可從郡司清綱下知之狀如件、

仁治二年十一月十二日

守護所沙弥(花押)

〇二五 大隅守護所右衛門尉藤原某施行狀

『正文在家藏』

兵部房圓暹申、大隅國祢寢南俣地頭職事、（朝時）遠江入道殿去

八月廿九日御教書之狀云、大隅國祢寢南俣地頭清綱折紙證文等入見參候了、此條論人兵部房圓暹、先度有訴申旨之間、雖被成召符、如今所進之證文等者、度々被經御沙汰事切之條、顯然次第也、然者賜身暇可被下遣之由所候也云々者、早任御教書之旨、成安堵之思、可被歸國之狀如件、

寛元元年九月二日

守護所右衛門尉藤原（花押）

〇二六 六波羅御教書

『正文在家藏』

大隅國御家人祢寢院郡司清綱申、爲直世村名主内、依不相從郡司所勘由事、折紙具書如此、清綱帶関東御下文并（北條朝時）前守護（遠江入道殿）御下知坎、早相尋子細、所申無相違者、任

先例可相隨之旨、可令下知、若又名主有辨申旨者、可注進之狀、如件、

建長七年三月廿五日

（北條長時）左近將監（花押）

守護代

〇二七 通世奉書案

『正文在家藏』

大隅國祢寢院地頭清綱訴訟事、相尋候之處、無殊子細之間、尋加下知了、仍執達如件、

七月十一日

通世

（在口裏）前（宰相中將殿）寢祢院地頭訴事、

〇二八 大隅國司廳宣

『正文在家藏』



廳宣 大隅國留守所

可令早停止新儀違亂當國祢寢院名主等從郡司清綱所勘
由事、

右彼名主等、近年号村移、初任檢注之時、令闕如有限之
郡本役云々、然者令停止新儀之違亂、尤任先例、名主等
可從郡司所勘之狀、所宣如件者、〔在廳〕官人等宜承知敢勿
違失、故 以宣、

文永五年七月 日

大介藤原朝臣

○文永九年壬申九月二十日不椽法名了本、

〔原表紙〕

新編禰寢氏世錄正統系圖

二第

禰寢氏正統世錄系譜卷之二

〔清親譜中〕

○正元元年己未後十月五日受嚴親清綱之讓、襲禰寢南侯
院司及地頭職讓狀見于左、

〇二九 建部清綱讓狀

『正文在家藏』

杯寝院司建部清綱辭

讓与 嫡子清親當院司并地頭職事、

副渡 代代調度證文等

右件院爲彼職、清綱之先祖重代相傳領掌地也、爰爲世間

不定之間、遮嫡子清親相副調度證文等、讓与當院司并地

頭職早、但清親一期之後者、以嫡子房丸(清治)無他妨可讓与彼

職也、仍爲向後、證文讓与之狀如件、以辭、

正元年後十月五日

散位建部清綱(花押)

〇建治二年丙子正月三十日清綱抄帳備于後覽、

〇三〇 建部清綱所從抄帳

▽^⑨ 『端裏書』

△ 『所從抄帳』

『正文在家藏』

所從抄帳事、

一 嫡子清親得分

新次郎一類四人 娘袈沙女 大源太一類三人 高倉 子息鬼法師

小輔殿娘虎毗沙女 弥十郎 黒次郎丸 矢藤三夫妻 犬市女

母子二人 〔袈沙熊 父子内三人内〕 藤太郎 〔廬房渡了〕

一二男頼綱得分

藤太父子二人 犬女母子三人 龜夜又一類三人 土鬼二 郎親子

八郎太郎 松女母子二人 松安 平太郎父子二人、

一 建部太子得分

龜方 矢三郎 清壽母子二人 房門 母子二人 娘十方

一同中子得分

龜龜 上葉 櫛毛

一同三子得分

吉野 市 ほさ 姫王母子二人 小加羅 和泉

一同四子得分

得妙 乙女 小路

一久曾御前得分

小輔殿母子三人 但月死者志与房妻也、爲志与房妻定不及給死事

得犬女 楽地母子二人 草四郎妻女 藤三郎

一廐房得分

毗婆王夫妻馬子 雖不載讓狀抄帳載之 海藤三夫妻

次郎女一類四人 尺躰二郎 娶婆犬 乙屎一類三人 宮熊 稻次郎

初王丸 石丸 虎女母子娘虎熊 定光 雖不載此爲讓狀可令相傳

一虎妙御前得分

周防 玉若

一下主御前得分

式部 増女 犬妙子増

一虎房得分

塩賣

一初子御前得分

若狹 祢祇王女 同者五郎仁可被不便

一三男清助得分

龜王丸 太郎入道 能滿 鬼三郎丸 六郎

一竹母子、於暇者永放免畢、但千歳一期程者、庄司居園

、千歳丸仁宛給候也、可被不便、

一藤原中子得分

千鳥女 田所一類四人

一矢藤太殿得分

皮籠矢太郎 限永代讓渡了、

右、件奴原、任抄帳之旨、各可令相傳、若背此狀、於致

違乱輩者、所讓与所領田島、不可領知者也、但所漏抄帳

奴原者、子息等中寄會相分、無違乱可令得分也、仍抄帳

如件、

建治二年正月卅日

散位建部清綱(花押)

【裏継判】(花押)

○山本小次郎清方與清親、相論於禰寢・南侯・内山本・

光松之兩名、弘安九年丙戌閏十二月十八日裁許狀詳載

于左方、

〇三二 鎮西談議所奉行人連署奉書

『正文在家藏』

大隅國柵寢南俣内山本・光松兩名事、爲郡司清親、掠取
守護人千葉太郎下知狀、令押領之由、以清方親父安重并
(宗胤)
乙万丸代円幸申狀、被觸訴之間、相觸清親之處、令上府、
各及訴陳畢、仍於相論之篇者、所令注進関東也、但當知
行事、清方并円幸与清親各雖論申、爲清親被押領之由、
載清方・円幸等訴狀之上者、就守護人下知狀、清親爲當
知行欵、然者上裁之程者、清親可令知行之由、令問答兩
方候了、仍執達如件、

弘安九年閏十二月十八日

(渋谷重郷)
沙弥(花押)

(宇都宮通房)
沙弥(花押)

(少貳経資)
沙弥(花押)

沙弥

正八幡宮所司神官御中

〇正應元年戊子九月二十七日

將軍家政所如舊、賜可領知柵寢南俣院之下文、左開之、

〇三三 將軍惟康親王家政所下文

『正文在家藏』

將軍家政所下

可令早建部清親領知大隅國柵寢南

俣院地頭職事、

右、任亡父散位清綱正元々年潤十月五日讓狀、爲彼職、
(四)

守先例、可致沙汰之狀、所仰如件、以下、

正應元年九月廿七日

案主管野

令左衛門少尉藤原

知家事

別當左馬權頭兼相模守平朝臣(花押)
(北條貞時)

前武藏守平朝臣(花押)
(北條直時)

〇同年十月三日
(正應元年)

將軍家賞蒙古襲來之戰功、賜筑前國早良郡比伊卿田地

同國長淵庄畠地等數箇所、具于左之文獻也、
(箇)

〇三三 蒙古合戰勲功賞配分狀

『正文在家藏』

弘安四年蒙古合戰勲功賞筑前國早良郡比伊郷地頭職配分

事、

一人 大隅國祢寝弥次郎清親

田地五町

上乙王丸名内

山崎西 一所 一段

山崎 一所 一段小

堤堺 一所 三段半

中タナ 一所 三段半

中タナカ東 一所 三段

東ソイ 一所 二段六十歩

下タナ 一所 八段小

コヤラコヤラキ 一所 三段

林崎 一所 九段

林崎東 一所 四段

上ナンチャウ 一所

下ナンチャウ 一所 九段大内一段六十歩東依

屋敷三箇所

東吉光名内

一宇 刑部左衛門尉

長洲庄内

モスコモリ 一宇 安与名

与一 一宇 六郎丸

畠地一町

下乙王丸名内

チャウト町上 一所 二段

ミヤウフサコノ浦 一所 四丈

長洲庄内

長田下作 一所 一段一丈 元三段内 袈裟丸

田嶋 一所 二段二丈 同人

柿木 一所 一段三丈 同人

帶田佃 一所 一段四丈 同人

右、就孔子配分如此、有限佛神事本所年貢、守先例、不可有懈怠之狀如件、

正應元年十月三日

(少式經實)
沙弥(花押)
(大友賴泰)
沙弥(花押)

○去年

將軍家賜下文、依之北條丹波守同越後守、正應二年己丑五月二十八日之副文見于後、

○三四 六波羅施行狀

『正文在家藏』

可令早建部清親領知大隅國祿寢南侯院地頭職事、右、任去年九月廿七日關東安堵御下文、可令致沙汰之狀如件、

正應二年五月廿八日

(北條盛房)
丹波守平朝臣(花押)

(北條兼時)
越後守平朝臣(花押)

(清治譜中)

○正安三年辛丑二月二十一日受父清親之讓、爲禰寢南侯院地頭及郡司職、且併領筑前國比伊鄉内筑後國長淵庄、内田島等、被賞蒙古合戰之文獻曰筑前國早良郡之内長淵庄何是哉讓狀載于左、

○三五 建部清親讓狀

『正文在家藏』

讓与甥(編カ)子孫二郎清治得分

一 祿寢南侯地頭郡司職并田島山野等、副渡調度讓文并關東御下知御下文等事、

一同内山本村光松村兩名但此内清親得分在之、此外由代村之相違之時者清任可知行、無相違者可清治知行、嘉元二年八月十九日(清親花押)

一 田代村内大根田四至

限東西河 限南田代(河(清親花押)『本ノママ』(垣カ))限西 猿 恒堺 限北々

尾、但東堺大道より東日西波多目北尾ニいたるまで、

一小河院内國領

一筑前國比伊郷内勲功賞田島、

一筑後國永瀨庄内勲功賞、

右件所々等任讓狀可令知行之狀如件、

正安三年二月廿一日

散位建部清親(花押)

○有伊佐敷極親弘法名淨意者、於清治之領内、而狼籍、清治

訴之、具于嘉元三年乙巳十二月三日之文書也、

○三六 大隅國守護北條時直書下

『正文在家藏』

大隅國祢寢郡司入道行惠今者死去子息清治申、伊佐敷掾親弘

法師法名淨意行惠領内湊海人等、奪取所漁魚類以下所持物由

事、當郡南俣者、東南西海邊海人等令漁東南海上、還于

湊之時、於伊佐敷海路押取魚類以下所持物、致狼籍之旨、

就訴申、雖遣召文、無音之間、以當國御家人酒大夫入道

円也・東郷郡司義秀尋問實否之處、円也如執進之嘉元二

年十月十七日淨意請文者、行惠訴訟之趣、無跡形不實也

云々、然則淨意雖論申、背催促不令參決、及兩年之上者、

難遁違背之咎歟者、可沙汰渡彼所持物於清治之由、可相

觸之狀如件、

嘉元三年十二月三日

(北條)
時直(花押)

守護代

○味智彌次郎行俊代僧性空相論得富名、見延慶二年己酉

十月二十二日之文書也、見于後、

○三七 鎮西下知狀

『正文在家藏』

大隅國拒捍使兼執行味智彌次郎行俊代僧性空与祢寢郡

司清治相論當國祢寢南俣郡得富名國衙初任檢島書生得

分事、

右、兩方申狀雖多子細、所詮、如性空訴狀者、書生職者

執行兼職也、曾祖父味智新兵衛尉俊光寬喜四年以執行之跡爲勳功之賞、令拜領關東御下文之以降、爲在庁職之間、國司檢阜之時、目代相共令入部、當郡致沙汰之處、清治号國衙新免、於自名得富者不可遂檢注之由稱之、令抑留書生得分之條無謂、根本者雖爲國司許否、至今者爲關東御恩之間、不可依國衙之新免、不可嫌檢注之有無、四箇年一度檢阜得分者、可徵納之條勿論、仍云永仁六年分、云當年^{嘉元}二^元檢注分、可被亂返云々、如清治陳狀者、自古于今蒙國免之地、不遂初任檢阜之條、當郡之先規、諸國之通例也、代々國宣雖有數通、抽詮要進覽之、在廳者依爲國衙進止之職、相從目代檢阜之間、遂其節之時者、有書生之得分、不遵行之日者、無弁濟之先例、性空濫訴非沙汰限云々者、書生職者往代爲在廳之兼職、國衙進止之條兩方無異論、初任檢阜之時、國司宛課在廳等歟、隨而如嘉禎二年五月十七日延應元年四月日國宣者、以當職令補任執行并在廳篤末之條炳焉也、爰拒捍使兼世執行清俊跡依罪科被收公之、被宛行俊光歟、且如性空所進寬喜四

年二月十六日關東御下文案者、大隅國拒捍使并執行及散在名田阜事、俊光追兼世之跡可致沙汰云々、如狀者執行必可相兼書生職條無所見、清俊則爲國衙進止在廳之間、性空專可守彼例處、寄事於武家御恩、不論國檢之有無、不准傍官之在廳、可取書生得分之由、令稱申之條背理致畢、就中就執行職有書生得分不及被尋證人之由、性空所痛申也、加之如清治所進正應元年五月・乾元二年六月日國宣者、大隅國牀寢南俣得富分初任檢阜事、任先例所被寄進于鹿父若宮御靈竹崎寺驗王渡柱等寺社也云々、而号新免不可依件國宣之旨、性空雖申之、本主清俊爲國恩令取書生得分歟、爲下職身、輒難忽緒國命、將又出帶遷替國司免狀、難備永代龜鏡文書之旨、性空雖稱之、當國司不改變先々國宣者不及異儀、然則且從初任檢阜、且守國宣之旨、可致其沙汰焉者、依仰下知如件、

延慶二年十月廿二日

(北條政綱)
前上総介平朝臣(花押)

(裏雜判)
(花押)

○曾木五郎太郎宗茂相論山本・光松兩名事、具于延慶二年己酉十二月二十二日之文書也、開于左、

下知如件、

延慶二年十二月廿二日

(北條政願)
前上総介平朝臣(花押)

○三八 鎮西下知狀

『正文在家藏』

大隅國御家人曾木五郎太郎宗茂與同國祢寢郡司清治相論當郡南俣内山本・光松兩名事、

(清保譜中)

右、如宗茂所進寶治二年十月十三日關東御教書者、於法

○正和三年甲寅九月十日、可領南俣院地頭職及諸所之畠地等之讓狀、備于後、

花堂前致合戰之時、依抽軍功、以其忠爲重代本領、可被宛行大隅國內祢寢南俣院之由、雖令望申非當時闕之間、

○三九 建部清治讓狀

無左右所不宛行也、仍於彼賞者、追可有御計云云、件兩名依爲闕所、可宛賜之旨、宗茂雖申之、如清治備進正應

『正文在家藏』

二年三月十二日同御下知者、山本小次郎清方并乙万丸与

祢寢院司散位建部清治辭

祢寢次郎清親代子息清治相論大隅國山本光松兩名事、清

讓与 嫡子次郎三郎清保當院郡司并地頭職小河院國領筑前國比伊郷田地屋敷同國永瀨庄白地地頭職等事、

方并乙万丸者、依非御家人、可爲闕所之由、去年雖有御沙汰、清親所立申依有其理、於彼兩名者、可令清親領掌云々、此上不及異儀之間、所被奇捐宗茂訴訟也者、依仰

副渡 代代調度證文等、
右、任讓狀之旨、可知行之狀、如件、

正和三年九月十日 散位建部清治(花押)

○有文保元年丁巳九月五日、庶族清任之請文左記之、

謹言、

文保元年九月五日

建部清任請文(花押)

○四〇 建部清任請文

『正文在家藏』

祢寢南侯郡司清保申、當侯郡司地頭兩職小河院國領等安堵事、文保元年六月廿三日御教書八月廿八日畏令拜見仕候、如被仰下者、云當知行之實否云云本ノマ、支申人之有無、將又爲公領否載起請之詞可注進云々、此条依清保亡父清治訴訟、

○四一 鎮西施行狀

『正文在家藏』

○元應二年庚申五月二十五日同年十月六日、北條前遠江守平隨時花押之簡牘備于左見、

去延慶年中番訴陳被經御沙汰之處、清治正和三年九月十日令死去之刻、爲清保嫡子、被讓与彼兩職之、當知行無

大隅國平世村雜掌申、平山郷房以下輩濫妨事、

子細候之間、存穩便之儀、同四年八月十七日令和与之、

院宣并今年三月十三日六波羅施行副具如此、早任被仰下

清任者任清親讓狀、清保者守祖父清親亡父清治讓狀、相互令知行候、仍清保狀令進上候、次公領否事、當祖父清

之旨、沙汰付雜掌於當村、有子細者、可被注申也、仍執達如件、

重入道建仁三年七月三日賜左衛門督家御判御下文以来、

元應二年五月廿五日

(北條隨時)
前遠江守(花押)

祖父清綱親父清親所給之代々關東御下文御下知等、清保

祢寢郡司殿

所進炳焉候、若此条偽申候者、

河侯掾入道殿

正八幡大菩薩御罰可罷蒙候、以此旨可有御披露候、恐惶

〇四二 鎮西施行狀

『正文在家藏』

大隅國平世村雜掌申平山郷房以下輩濫妨事、就院宣并六波羅施行、沙汰付雜掌於當村、有子細者、可注申旨、先度被仰了、急速可被申左右、仍執達如件、

元應二年十月六日

(北條時時)
前遠江守(花押)

衾寢郡司殿

河俣掾入道殿

(表紙)

新編衾寢氏正統系圖

二

(原表紙)

新編衾寢氏世錄正統系圖

第三上

禰寝氏正統世錄系譜卷之三上

(清成譜中)

○嘉曆二年丁卯二月四日、受父清保之讓、襲領禰寝院司及地頭職小河院國領筑前國早良郡比伊郷田地同國長淵庄畠地等、讓狀開于左條、

○四三 沙弥行智讓狀

『正文在家藏』

大隅國禰寝院南侯地頭兼郡司沙弥行智辭

讓与 嫡子孫次郎清成當院司并地頭職同國小河院國領筑前國早良郡比伊郷田地屋敷同國長淵庄畠地地頭職等事、

副渡 代々調度證文等

右當院者、爲彼職行智之先祖重代相傳領掌地也、而依爲清成嫡子、相副御下文以下次第調度證文等、限永代所讓

与之狀、如件、

嘉曆二年二月四日

沙弥行智(花押)

○叔父禰寝^{號山}本、五郎清高入道道惠、相論禰寝院南侯內

光松名之田畠屋敷同山本名內大田中島園等、因九州探題北條修理亮平朝臣英時投正慶元年壬申十月五日同年十一月十日之下知狀、備于後、

○四四 鎮西下知狀

『正文在家藏』

祢寝五郎入道々惠与舍兄祢寝郡司入道行智^{今者}死去子息孫

二郎清成相論大隅國禰寝南侯內光松名田畠屋敷等事、

右、就訴陳狀欲有沙汰之處、嘉曆四年三月廿四日兩方和与訖、如道惠狀者、祢寝南侯內光松名田畠屋敷等事、雖

番訴陳、以和与之儀、光松名內自尾南限腹帶尾并巖南波多目西者磯、被去与道惠之間、止訴訟云々、行智狀同前、此上不及異儀、互守彼狀、可致沙汰者、依仰下知如件、

正慶元年十月五日

(北條英時)
修理亮平朝臣(花押)

○四五 鎮西下知狀

『正文在家藏』

祢寢五郎

法師法名

与先郡司

法師法名

今者死去

子清成相

論大隅國祢寢南俣山本名内大田中嶋蘭以下事、

右、就訴陳狀欲有其沙汰之處、嘉曆四年改元三月廿四日

兩方和与訖、如道惠狀者、一大田中嶋蘭事、就訴申、去

嘉曆二年十月廿日雖預御下知、以和与之儀、於件蘭并新

開田者、不可向後相綺、於大田者、任亡父清治正和三年

九月十日讓狀并御下知、可令知行、一鹿^(チ)午社祭田事、道惠

与行智雖番訴陳、以和与之儀、相互止沙汰訖、一堺荒野

田島事、同雖番訴陳、以和与之儀、相互止沙汰畢、一文

書以下事、同雖番訴陳、以和与儀、互止沙汰云云、如行

智狀者、道惠与行智雖番訴陳、以和与之儀、大田避与道

惠訖、於中嶋蘭同蘭付新開田等者、行智可知行、一荒野

田蘭等事、道惠与行智雖番訴陳、以和与之儀、終ニ相互

止沙汰云云者、此上不及異儀、各守彼狀、可致沙汰矣者、
依仰下知如件、

正慶元年十一月十日

(北條英時)
修理亮平朝臣(花押)

○大隅國執行兼拒捍使味智二郎三郎入道俊惠與清成有相

論之事、具于正慶元年壬申十二月二十五日北條平英時

下知狀、開于左條、

○四六 鎮西下知狀

『正文在家藏』

大隅國執行兼拒捍使味智二郎三郎入道俊惠与祢寢南俣

地頭兼郡司清保法師法名今者死去子息孫二郎清成相論日次

入物雜事山越糧米以下事、

右、俊惠則當院爲國領之處、背嘉曆二年切符、入物以下

对捍之由申之、清成亦依爲府領、國衙不相綺之間、俊惠所

申難被許容之旨稱之者、如清成所進嘉祿・安貞・寛喜・

嘉禎・仁治・寛元・文永・正應・嘉元・正和・文保・元

應・元亨大府宣并檢注目録及建久八年凶田帳者、當院府

領之旨所見也、而俊恵捧嘉曆二年切符、掠申條、不足信

用、加之俊恵爲訴人難澁之間、遣召文之上、以顯娃三郎

貞澄今年四月十四日尋問實否之處、如執進俊恵同五月十

八日請文者、爲當參可申所存之旨、雖載之、即下國早、

隨而去九月清成進二答狀之處、于今不參、難遁難澁咎、

然則俊恵訴訟不及沙汰者、依仰下知如件、

正慶元年十二月廿五日

(北條英時)
修理亮平朝臣(花押)

○建武元年甲戌六月十六日、可領知大隅國禰寢院南俣地

頭郡司兩職及筑前國早良郡比伊郷田屋敷同國長淵荘畠

地等之旨、高倉左少辨光守・高橋左少史俊春・坊城太

宰大貳經顯、加花押以雜訴決斷所之牒備于後、

○四七 雜訴決斷所牒

『正文在家藏』

雜訴決斷所牒 禰寢院孫次郎清成所

大隅國禰寢院南俣地頭郡司兩職并筑前國早良郡比伊郷

田屋敷同國長淵荘畠地等事、
(上座郡)

右、件所々、當知行不可有相違者、以牒、

建武元年六月十六日
(高橋俊春) 左少史高橋朝臣(花押)

(高倉光守) 左少辨藤原朝臣(花押)

『在裏』
(坊城大宰大貳經顯)(花押)

○四八 雜訴決斷所牒署判人目錄案

『正文在家藏』

『牒被出人々目六』

裏判 吉田一位殿御イトコ
大宰大貳經顯坊城

上判 吉田一位殿又イトコ
左少弁光守 高倉中納言殿
子息 アキシゲ

執筆奉行姉小路大夫判官明成云々

下判 左小史高橋俊春

○將軍足利尊氏卿奉

救命、誅伐於北條氏、威勢大振之故、與新田左兵衛督義貞、忽爲水炭合戰雖及度度、不利而引退播磨州兵庫、建武三年丙子二月十八日、乘大伴氏之船、赴鎮西、著船於筑前州多多良濱湊之際、入宗像大宮司之館、然後小貳入道妙惠同太郎頼尚等相屬、丁此之時菊地掃部助武俊等者屬宮方故、鎮西亦合戰無止時、因建武・延元年(據頭)尊氏卿所賜之御教書及令弟足利左馬頭直義・執事高武藏守師直・畠山治部大輔直顯・三條侍從等之簡牘、共載備後覽、

○四九 足利尊氏御判御教書案

『正文在家藏』

肝付八郎兼重事、馳向大隅國々境、致用意、可待大將下向之狀如件、

建武三年三月五日

(足利尊氏)
(花押)

小祢寢郡司一族中
(清成)

○五〇 足利尊氏御判御教書案

『正文在家藏』

校正了

(畠山直顯)
(繼目裏花押)

新田右衛門佐義貞與黨以下誅伐事、所被下院宣也、爲所々要害警固、不日可馳參之狀如件、

建武三年三月十日

(足利尊氏)
(花押)

祢寢孫二郎殿
(清成)

○五一 高師直奉書

『正文在家藏』

大隅國津々浦々船事、爲御上洛之兵船、不謂大小、相副守護人悉點之、繼夜於日、可被注申員數、次水手梃取事、敵密可被致其用意之狀、依仰執達如件、

建武三年三月十二日

(高師直)
武藏權守(花押)

神寢郡司殿(清成)

狀如件、

建武三年四月十七日

左馬頭(足利直義)
(花押)

○五二 足利尊氏御判御教書案

『正文在家藏』

校正了

(畠山直顯)
(繼目裏花押)

新田右衛門佐義貞與黨誅伐事、所被下 院宣也、爰肝付

八郎兼重以下凶徒、構城墾云々、所差遣嶋津入道々鑑也、

可致軍忠之狀如件、

建武三年三月廿六日

(足利尊氏)
(花押)

神寢郡司一族中

日向國合戰軍忠事、尤以神妙也、彌勵其節者、可令抽賞
之狀如件、

建武四年二月廿八日

(足利直義)
(花押)

(本文書ハ「旧記雜録前編」一八〇六号文書ト同文ナリ)

神寢郡司殿(清成)

○五三 足利直義感狀案

『正文在家藏』

校正了

(畠山直顯)
(繼目裏花押)

三月十七日注進狀被見了、於宮毛城軍忠事神妙也、先日
被差遣大將上者、重可致忠節、於恩賞者念可有其沙汰之

○五五 足利直義軍勢催促狀

『正文在家藏』

薩摩國凶徒等蜂起事、所差下討手也、爰於大隅者隣國云々、
守護人加催促者、雖他國、不日令發向、可致軍忠狀
如件、

建武四年五月十六日

〔足利直義〕(花押)

祢寢郡司一族中

祢寢孫二郎殿

○五六 足利直義御判御教書案

〔正文在家藏〕

校正了

(畠山直顯) (雜目裏花押) Δ

日向國凶徒對治事、致合戰忠之由聞食訖、尤神妙、而依薩摩國蜂起可發向之由、先立雖被仰下之、罷留當國、如元屬畠山修理亮七郎、可誅伐兼重等之狀如件、

建武四年九月十五日

(足利直義) (花押)

祢寢郡司殿

○五七 足利直義感狀

〔正文在家藏〕

日向國凶徒誅伐事、度々軍忠尤神妙也、向後弥可抽忠勤之狀如件、

建武五年五月六日

(足利直義) (花押)

○五八 畠山直顯書下

〔正文在家藏〕

爲兼重以下凶徒等誅伐、令發向之處、兵糧難儀云々、仍靜謐之程、令領知嶋津庄日向方南郷地頭職、令一族等配分、可被致軍忠、仍執達如件、

建武五年七月七日

(畠山直顯) 源(花押)

祢寢孫次郎殿

○五九 三条泰季御教書

〔正文在家藏〕

(三条泰季) (花押)

爲退治尊氏・直義与黨凶徒、發向薩摩國、所擧義兵也、早相催一族、急馳參可被抽軍忠、於忠賞嚴密可申沙汰之由三條侍從殿仰所也、仍執達如件、

延元二年三月十七日

左近將監高家奉

祢寢郡司殿(爵位)

○曆應二年巳卯八月二十八日、清成達親類若黨等軍忠之事、於奉行所見于左、

○六〇 建部清成軍忠狀案

『正文在家藏』

爲誅(伐日向國凶徒肝)付八郎(兼重以)下輩、去建武三年十二月五日、大將御發向三俣院之間、大隅國祢寢係次郎清成一族相共馳參、同十八日、押卷兼重城、迄于同四年十月、連日致軍忠訖、次去年曆應元七月十一日、爲誅伐兼重以下凶徒等、御發向之時、賜御先陣、打入日向國南郷、隨于大將御命、平山式部(少)小輔楯籠對於大和田城取向城、日夜致合戰、一族若黨等數輩被疵度々令分取、同二年四月十三日、攻落彼城訖、將又同八月十三日、被押卷兼重城之間、連日致軍忠、同廿七日攻落彼城訖、仍所々合戰致軍

忠、親類若黨或被討或數輩被疵訖、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

曆應二年八月廿八日

建部清成

『在名乘之下裏
(花押)』

進上 御奉行所

〔原表紙〕

新編祢寢氏世錄正統系圖

第四下

禰寢氏正統世録系譜卷之四下

(清成譜中)

○曆應三年庚辰三月二十五日清成、記預置筑前國比伊郷

内同國長淵庄之田畠等於小山田彦七、其文獻左載之、

○六一 建部清成預ケ狀案

『正文在家藏』

弘安蒙古合戰勲功地、筑前國比伊郷内田地五町屋敷等、

同國長淵庄内畠地在家等事、

右田畠、在家等所奉預小山田彦七殿也、仍自明年曆應四、每

年々貢米四石可有其沙汰候、但云自身云代官在津之時者

直可致沙汰候、仍狀如件、

曆應參年三月廿五日

建部清成

○曆應三年同年五月二十日筑前國比伊郷同國長淵莊之田畠等如元

領知之、小貳太郎頼尚之簡牘具于後、

○六二 少貳頼尚書下案

▽端裏書

「少貳殿々守護代へ被遣候狀之字」△

『正文在家藏』

祢寢孫次郎清成申弘安勲功之地、筑前國比伊郷内田地屋敷并長淵庄内畠地等事、如元可被返付清成之狀如件、

曆應三年五月廿日

少貳頼尚(花押)

守護代

○曆應同四年辛巳七月二十三日、源直顯以書告清成及一族家

臣軍忠之事於奉行所、注進狀備于左方、

○六三 畠山直顯舉狀

『正文在家藏』

注進

大隅國祢寢孫次郎清成、自去建武三年迄于曆應二年八

月、兼重城沒落期、於日向國所々属直頭手軍忠事、

一建武三年十二月卅日、兼重城南城尸出合々戰、

郎從右衛門次郎左膝射疵、

一同四年正月十日、兼重与黨等所楯籠之石山城攻落時合

戰、郎從兵衛三郎左膝射疵、

一同十四日、兼重城大手合戰、

親類九郎清友左手射疵、

一同二月十五日同所合戰、

愛甲弥次郎左頭、中間彦太郎左膝射疵、中間次郎太郎

左足射疵、

一同日對兼重与黨山城、取向陣之時合戰、

郎從刑部太郎入道左手射疵、下部藤内太郎類射疵、

一同廿九日、兼重城大手合戰、

親類左衛門次郎則成右膝射疵、中間又王右膝射疵、中間又

五郎左股射疵、

一同年十月十一日、野邊孫七心替之時合戰、

親類松澤四郎太郎親員討死、親類上脇孫四郎親秋右肘

射疵、若黨兵衛三郎右膝射疵、若黨刑部太郎入道右脇下射疵、若黨

彦太郎左足被射、

一落城事、

南郷大和田城是者兼重与同平山式部少小輔所楯籠也、而以清成手勢計攻落之

三俣院兼重本城、財部郷城同与黨大窪三郎楯籠、

右注進如斯、若此條偽申候者、

日本國中大小神祇御罰可罷蒙候、仍注進如件、

曆應四年七月廿三日（龜山）源直顯（花押）

進上 御奉行所

○康永元年壬午十二月十一日 太守上總介貞久入道道鑑

公、達清成及一族親類若黨等依抽軍忠浴恩賞於奉行所、

之尊牘載于左方、

○六四 島津道鑑貞舉狀

『正文在家藏』

大隅國祢寢郡司清成并一族等申恩賞事、自去建武三年迄于當年康永元清成同一族等於所々致合戰、一族親類若黨等討死手負及數十人、抽拔群忠節之間、度々雖令注進、于今不及御沙汰之間、各含愁訴所歎申也、仍申狀具書等謹進覽之、清成并一族抽軍忠候之條無子細候、若此條偽申候者、

八幡大菩薩御罰於可罷蒙候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

康永元年十二月十一日

(島津貞久)
沙弥道鑑(花押)

『在名乘之下裏』

進上 御奉行所

(花押)

○貞和元年乙酉九月三日以筑前國比伊田卿地及長淵庄畠

地、寄附崇福寺濟川和尚塔頭正洞庵、是祈、

將軍家及自家之武運也、仍寄進狀見于左條、

○六五 建部清成寄進狀案

『正文在家藏』

筑前國比伊鄉内田地五町并長淵庄内畠地等事、崇福寺前任濟川和尚、御塔頭正洞庵造營之間、可有御知行候、爲令致公私之御祈禱、仍寄進之狀如件、

貞和元年九月三日

建部清成

進上 融維那禪師

○將軍尊氏卿之令弟左馬頭直義後剃髮號惠源欲討高師直推舉

卿之長庶子直冬、爲西國探題、以爲已援勢、故貞和六年庚寅直冬起兵於西國、因直冬投花押之催促狀數通於清成、共載開于後、

○六六 足利直冬軍勢催促狀

『正文在家藏』

爲奉息(備氏直義)兩殿御意所打立也、相催一族、急速馳參、可致忠

節之狀如件、

貞和六年正月七日

〔足利直冬〕(花押)

衵寢郡司殿

(清成)

○六九 足利直冬軍勢催促狀

〔正文在家藏〕

爲奉息兩殿御意所打立也、急速馳參可致忠節之狀如件、

貞和六年十一月十六日

〔足利直冬〕(花押)

衵寢孫二郎殿

(清成)

衵寢孫二郎殿

(清成)

〔正文在家藏〕

○六七 足利直冬軍勢催促狀

爲奉息兩殿御意所打立也、急速馳參、可致忠節之狀如件、

貞和六年五月十八日

〔足利直冬〕(花押)

衵寢孫次郎殿

(清成)

○七〇 足利直冬軍勢催促狀

〔正文在家藏〕

於國致忠節者、可有恩賞狀如件、

貞和六年十二月十三日

〔足利直冬〕(花押)

衵寢孫次郎殿

(清成)

衵寢孫次郎殿

(清成)

〔正文在家藏〕

○六八 足利直冬軍勢催促狀

爲奉息兩殿御意所發向也、急速馳參、可致忠節之狀如件、

貞和六年九月廿八日

〔足利直冬〕(花押)

衵寢彌次郎殿

(清成)

○七一 足利直冬軍勢催促狀

〔正文在家藏〕

令追討師直師奉、爲奉息兩殿御意所打立也、急速馳參可

致忠節之狀如件、

貞和六年十二月廿一日

〔足利直冬〕(花押)

祢寢一族中

○觀應二年凶徒楡井四郎頼仲同弟又四郎頼重之黨類等、

楯籠于禰寢院大始良野頸城肝屬郡加世田城鹿屋院高隈城數箇所之際、清成押寄連日挑戰之故、凶徒等忽没落、因畠山修理亮直顯先是號治部大輔贈感牘共載于後覽、

○七二 畠山直顯感狀

『正文在家藏』

大始良野頸城没落云々、尤以神妙、向後亦可抽忠節之狀如件、

觀應二年卯月十四日

(畠山直顯)

修理亮(花押)

祢寢孫次郎殿(清成)

○七三 畠山直顯軍勢催促狀

『正文在家藏』

加世田城事、苐没落之期候處、凶徒等為後攻令取陣云々、

合戰之次第、以助藤所被仰舍也、廻武略致靜謐之畢、可為軍忠之狀如件、

觀應貳年五月廿三日

(畠山直顯)

修理亮(花押)

祢寢孫二郎殿

○七四 畠山直顯感狀

『正文在家藏』

大隅國鹿屋院高隈城没落事、尤以神妙、向後亦可抽軍忠之狀如件、

觀應二年七月十七日

(畠山直顯)

修理亮(花押)

祢寢孫次郎殿(清成)

○(觀應二年)同年辛卯八月、畠山直顯花押之一見狀記左、事開于后也、

○七五 禰寢清成軍忠狀

『正文在家藏』

大隅國神寢孫次郎清成軍忠事、

右、去三月廿七日、楯籠凶徒楡井四郎賴仲黨類新兵衛入道

以下、押寄當院內大始良城、同四月三日退治彼城、同十

日、楯籠賴仲舍弟又四郎賴重、押寄同國肝付郡加世田城、

連日致合戰、同廿五日合戰、親類弥三郎親吉二箇所被疵

左右股 若黨河野刑部四郎兼久右脛、同廿七日合戰、大始良

彦兵衛尉光爲左ノカキ、同五月五日合戰、中間藤三郎右股、

同十日合戰、親類孫太郎成廣右肘、中間三郎大郎右耳、

同十一日合戰、中間彦太郎右脇、同七月九日合戰、若黨

愛甲弥次郎信高同、中間又五郎同、同十一日、楯籠賴仲

與黨等押寄同國鹿屋院高隈城、同十二日攻落彼城訖、同

廿五日夜、賴仲黨類細山田三郎、風早十郎以下凶徒等、

忍取大始良城之間、馳向彼城取向城之刻、肥後次郎左衛

門入道并薩州南方凶徒石堂入道以下鷹栖仁取城、引合大

始良凶徒等間、日夜致合戰、同廿六日合戰、若黨河野兵

衛三郎兼義右膝、同田中出雲房祐念右肘、中間三郎五郎

右肘射疵、同左近五郎右膝、同藤五右腹、同乙五郎右腰、同

廿七日合戰、若黨愛甲新六末高右肩、同濱田左衛門五郎

清義右股、中間鬼次郎右足、同孫七右脇、同廿八日合戰、中

間孫大郎右肩、同弥五郎右脇、同大郎大夫右腰、同孫三郎

右腰、同卅日合戰、若黨河野兵衛三郎義兼右肘、同九郎

次郎泰成右足、中間鬼次郎同、同左近次郎右膝、同八月

一日合戰、中間孫六右肘、同次郎三郎右膝、同三郎右ノ

同、同二日合戰、中間又四郎右膝、同三日合戰、中間三

郎大郎右肘、爰同日賴仲與黨島津田三位房以下凶徒等、

始良庄井上仁令取城之間、即時馳向彼所、致散々合戰、

彼三位房以下數十人討取之、隨而從父兄弟彦三郎入道宗

因被疵左ノ目、中間左近五郎右足、同日加世田小城崩、

攻落之時合戰、親類世戸山彦四郎親友左膝、若黨恒市五

郎大郎親則同、同河野刑部四郎兼久頸骨、同日攻落高山

城、同夜攻落本城加世田、同四日攻落大始良城、同日押寄

鷹栖城、致散々合戰、親類三郎重郷左肩、同松澤又五郎

能信左ノ木、同又六能久頸射、同孫大郎成廣右ノカ、若黨

上田左衛門次郎守末五箇所切、同柚見五郎次郎政廣十一ヶ

疵射、同愛甲弥次郎信高右股、射疵、中間平十郎左膝、同、即時攻落

彼城、凶徒等數輩討取之訖、將又同十二日、楯籠頼仲志

布志城仁御發向之間御共仕押寄彼城、同十三日攻落彼城

訖、仍所々合戰、凶徒等數十人討取之、親類若黨等數十

人被疵之上者、預御一見狀、爲備後證、粗言上如件、

觀應二年八月 日

(証判) 畠山直顯
承了(花押)

○清成於所所勳軍忠之故、觀應二年辛卯八月七日、畠山直顯賜感牘、載于左條、

○七六 畠山直顯感狀

『正文在家藏』

大隅國井上・加世田・崩・高山・并野崎・大始良・鷹栖城等退治事、勳戰功之条、拔群軍忠也、尤以神妙、向後弥可致忠節之狀如件、

觀應二年八月七日

祢寢孫二郎殿

(畠山直顯)
修理亮(花押)

○清成以下一族等欲浴軍忠之恩賞、觀應二年辛卯八月之日安狀具于后、

○七七 禰寢清成軍忠狀案

『正文在家藏』

目安

大隅國祢寢孫次郎清成以下一族等軍忠事、

自去建武參年、迄于今於御方、隅州日州薩州所々合戰致

軍忠之次第、先日令言上訖、將又自去年貞和六年正月七

日之以降、(足利直冬)佐殿御教書數通拜領之、隨而奉屬于御手、凶

徒楡井四郎頼仲、同舍弟又四郎頼重以下之与黨等楯籠所

々城馳向、或討取之、或數ヶ所城等攻落訖、仍如此軍忠

之段、御教書以下勘文狀等明白也、然早賜御注進、爲浴

恩賞粗目安如件、

觀應貳年八月 日

○同年八月二十一日、(觀應二年) 畠山直顯達清成以下一族等軍忠無

相違於仁科左近大夫、之簡札記于左條、

○七八 畠山直顯舉狀

『正文在家藏』

祢寢孫次郎清成以下一族等軍忠事、申狀副具書、謹進覽之、
所申無相違候、可被經御沙汰候哉、若此条偽申候者、可蒙
八幡大菩薩御罰候、以此旨可有御披露候哉、恐惶謹言、

觀應二季八月廿一日 (畠山) 修理亮直顯(花押)

進上 仁科左近大夫將監殿

『在包紙』
進上 仁科左近大夫將監殿 修理亮直顯

○自去建武年間迄于今茲、天下大亂、京方宮方磨刃於牛
角之爭、且直義入道惠源及直冬亦起兵之際、世上之轉
變不遑勝言、丁此之時清成屬直冬之手、故直冬與感牘
共載不洩譜中、而記于後、

○七九 足利直冬軍勢催促狀

『正文在家藏』

大隅薩摩兩國爲凶徒退治、所差遣尾張左馬助義冬也、屬
彼手可致忠節之狀如件、

觀應二年九月十五日 (足利直冬) (花押)

祢寢郡司殿 (清成)

○八〇 足利直冬感狀

『正文在家藏』

於國致忠節之条、尤神妙、亦可抽戰功之狀如件、

觀應二年九月廿三日 (足利直冬) (花押)

祢寢郡司殿 (清成)

○八一 足利直冬感狀

『正文在家藏』

於國致忠節之条、尤以神妙也、可抽戰功之狀如件、

觀應二年十二月十三日

(足利直冬)(花押)

祢寢一族中

惶謹言、

觀應二年十二月十三日

(尾張) 左馬助義冬(花押)

進上 武藤但馬權守殿

〔在包紙〕

進上 武藤但馬權守殿

左馬助義冬

○同年十二月十三日、直冬之大將尾張左馬助義冬、達清成

軍忠之事於武藤但馬權守之簡牘附于後、

○八二 尾張義冬舉狀

『正文在家藏』

薩摩國嶋津上総入道々鑒令同心宮方、依罷成御敵候、隅州國人等少々雖令与同道鑒候、於祢寢孫次郎清成者、爲御方無他心候上、以去月八日楯籠道鑒舍弟嶋津佐多又三郎入道子息等候、追落隅州佐多村城候畢、若此条僞申候者、可罷蒙八幡大菩薩御罰候、以此旨可有御披露候、恐

(原表紙)

新編禰寢氏世錄正統系圖

第五上

禰寢氏正統世錄系譜卷之五上

(清有譜中)

○禰是建武元年甲戌六月十六日、大隅國禰寢院南俣郡本

田藺之事、無相違可領知之旨、左少辨藤原朝臣左少史

高橋朝臣以牒書賜之、後開之、

○八三 雜訴決断所牒

『正文在家藏』

雜訴決断所牒 禰寢院備前房清有所

大隅國禰寢院南俣郡本内田藺事、

右、件所、當知行不可有相違者、以牒、

建武元年六月十六日 左少史高橋朝臣(花押)

左少辨藤原朝臣(花押)

『在裏』

(花押)

○貞和六年庚寅二月九日清有受父清成之讓、因讓狀具于後覽、

○八四 建部清成讓狀

『正文在家藏』

大隅國禰寢院南俣地頭兼郡司建部清成辭、

讓與爲嫡子三位房清有當院司并地頭職、小河院國領筑

前國早良郡比伊鄉田地屋敷、同國長瀨庄畠地頭職等

事、副渡代々調度證文等、

右當院者、爲彼職清成之先祖重代相傳領掌地也、而爲清

有嫡子、相副御下文以下次第調度證文等、限永代所讓與

之也、但清有一期後者、以大房丸無他妨、可讓與彼職之

狀如件、

貞和六年二月九日 建部清成(花押)

○觀應三年壬辰正月二十三日足利直冬之書、同年二月一

日大隅國多禰島半分地頭職之事、尾張左馬助義冬之簡牘、同年三月十四日六月五日足利直冬之書從次序備于左條、

〇八七 足利直冬感狀

『正文在家藏』

致度々忠節之條、尤神妙、可有抽賞之狀如件、

觀應三年三月十四日

(足利直冬)
(花押)

祢寢孫次郎殿

(清成)

〇八五 足利直冬感狀

『正文在家藏』

屬尾張左馬助義冬手、致忠節之條、尤神妙也、弥可抽戰功之狀如件、

觀應三年正月廿三日

(足利直冬)
(花押)

祢寢孫次郎殿

〇八八 足利直冬感狀

『正文在家藏』

屬尾張左馬助義冬手、於薩摩國致忠節之條、尤神妙也、弥可抽戰功之狀如件、

觀應三年六月五日

(足利直冬)
(花押)

祢寢孫次郎殿

〇八六 尾張義冬兵糧料所預ヶ狀

『正文在家藏』

大隅國多禰島半分地頭職事、殊被忠節者、爲兵糧料所可預置狀如件、

觀應三年二月一日

(尾張義冬)
左馬助(花押)

祢寢孫次郎殿

〇同年十二月三日夜、楡井頼仲同弟頼重襲取隅州大始良城、翌四日清有出軍攻之、到文和二年癸巳會戰無休士卒或戰死、或被疵者甚多焉、

文和二年癸巳六月二十四日大隅國佐多西方同邊田村讓
狀、同年同月日下大隅郡地頭職鹿屋院地頭職大禰寢院
地頭職等讓狀記于後、

○八九 建部清成讓狀

『正文在家藏』

大隅國祿寢院司清成辭

讓与、爲嫡子三位房清有、佐多西方、同四段田、同邊田村
限永代所讓与、三位房清有也、仍爲後證讓狀如件、

文和二年六月廿四日

建部清成(花押)

○九〇 建部清成讓狀

『正文在家藏』

大隅國祿寢院清成辭

讓与、爲嫡子三位房清有、大隅國下大隅郡地頭職、同鹿
屋院地頭職、同大祿寢院地頭職等、限永代所讓与三位房
清有也、仍爲後證讓狀如件、

文和貳年六月廿四日 建部清成(花押)

○同三年甲午三月日清有依軍忠、畠山修理亮直顯一見狀
(文和)
見于左條、

○九一 禰寢清成・同清有軍忠狀

『正文在家藏』

大隅國祿寢孫次郎清成今者、死去、同舍弟三位房清有軍忠事、

右去觀應三年十二月三日夜、榆井四郎賴仲、同舍弟又四

郎賴重以下凶徒等、忍取當院大始良城之間、翌日四日押

卷彼城連日致合戰、同十八日大手城戶口合戰、中間彦四

郎被疵右肩、射疵、同十九日同所合戰、中間藤五右ノウ、テ同、同又五

郎入道右膝、射疵、同廿日同所合戰親類世戶山彦五郎親義右足、テ同、

若黨河野刑部四郎兼守右ノカ、キナ同、同岩切小三郎信重二ヶ所、

鼻左、同同安城彦兵衛尉光爲ヲトカ、キナ同、同廿一日野頭合戰、横

山弥六義藤右腰、同、志々女右衛門次郎義次右肩、同、同廿三日大手

城戶口合戰、親類三郎重郷右腰、同、若黨中野九郎次郎泰成

左肩、同町左衛門太郎實光左股、中間右馬三郎三ヶ所、
同、
左肩同、同日野頸合戦、大始良七郎義泰肩、若黨横山十郎
ウテ同、
 三郎義道三ヶ所腹胸右、同四郎大郎忠家左足、志々女弥五
 郎義永左手、同廿七日同所合戦、若黨安城彦兵衛尉光爲
同、
左腰、同廿九日同所合戦、大始良六郎義忠左足、中間九郎次
同、
左腰、同彦八右膝、文和二年正月三日同所合戦、横山新三
同、
右膝、同五日大手城戸口合戦、若黨濱平九郎入道
同、
左股、同五郎九郎入道々々左股、同日野頸合戦、大
同、
 始良左衛門次郎義久同腹、同六日大手城戸口合戦、若黨浦八
同、
右ノカ、同日野頸合戦、親類弥七秀清討死、若黨
キナ同、
 河野兵衛五郎兼次二ヶ所被疵右股同、同濱田兵衛五郎義
脇射疵、
同胸、同大始良左近入道々々蓮左股、中間九郎次郎左脇、同弥
同、
右手、同藤五郎カヒカ、同十日大手城戸口合戦、中間三郎
子同、
右肩、同五郎大郎右カキ、同彦太郎左肩、同十二日同
ナ同、
 所合戦、若黨岩切彦五郎守末右股、同廿二日同所合戦、
同、
 若黨池上小次郎兼光胸、同廿七日夜頼重以下凶徒等後卷
同、
 之時大手合戦、若黨中野九郎次郎泰成右股、同岩切小三
疵射

郎信重二ヶ所右膝、同二月一日野頸合戦、若黨安城彦
左足同、
 兵衛尉光爲右股、大始良左衛門次郎義久同腹、同四日大手
同、
 城戸口合戦、若黨別府弥五義氏左肩、同日野頸合戦、横
同、
 山左衛門五郎義頭右股、同廿八日同所合戦、料木源太良
同、
 久討死、大始良左衛門次郎義久討死、中間九郎次討死、
同、
 志々女弥五郎義永七ヶ所被疵切疵、同三月十四日大手城
射疵、
 戸口合戦、若黨河崎彦六実員左足、中間四郎三郎右足、
射疵、
同、
 同四月廿五日同所合戦、中間橋五頭、同廿八日同所合
同、
 戦、若黨細山田彦八信光左膝、同廿九日同所合戦、親類
同、
 上脇孫四郎親秋左カキ、若黨細山田彦八信光右足、同左衛
ナ同、
 門三郎義景右足、中間大夫次郎右肩、同九郎同膝、同源三
同、
左足、同五月四日同所合戦、若黨隈本彦五郎光信左手、
同、
 同池上山次郎兼光左カ、中間弥三郎右足、同太郎討死、同
ネ同、
 六日同所合戦、中間弥五郎右肩、同十四日同所合戦、若
同、
 黨北野右馬三郎實家左足、同十九日同所合戦、中間四郎
同、
 討死、同廿五日同所合戦、中間又七左肩、同弥三郎同頭、
射疵、
 同八月五日同所合戦、中間平次郎同、同十二日同所合戦、

若黨河崎彦六實員胸、同十七日益戸四郎左衛門尉田間陣取之時合戰、若黨邊津賀又八親元左肩、中間三郎四郎左膝、同平太郎同頭、同十一月八日野頭合戰、中間彦三郎左カサ、同新三郎右脇、同平四郎右膝、同藤五郎右股、同三年二月廿二日夜頼仲與黨、并薩州南方凶徒等打入鹿屋院一谷、構城塙楯籠之間、即時馳向押寄搦手、致散々合戰、同廿四日刻辰、攻入彼城、頼仲黨類平岡四郎、風早十郎、并薩州凶徒叢和新三郎以下輩數十人討取之、攻落件城之時合戰、若黨垂門弥五郎重純討死、同中野九郎兼季頸骨、同愛甲新六入道々高左ノカ、同弥次郎信高右ノヒサ、同河野兵衛五郎兼次同腹、同岩切小三郎信重左ノヒ、同孫三郎信純二ヶ所被疵頭右、同兵衛太郎信光左股、同池上山次郎兼光左ノヒ、同富岡六郎重經左ノヒ、中間左近次郎右膝、同九郎三郎右ノカ、同左近太郎左ノカ、同三郎四郎右ノ手、將又同日押寄下大隅郡木谷城對治彼城、同廿五日大始良城攻落訖、仍自去觀應三年十二月、迄于今所々合戰、凶徒等數十人討取之、親類若黨以下或被討之、或被疵之條、

軍御奉行人野本藤次行秀見知之上者、預御一見狀、爲後證備粗言如上件、

文和三年三月 日

(証判) (島山直影) 承了(花押)

裏繼判



○(文和三年) 同年七月三日

尊氏卿賜教書、見示應其塵、教書載于左方、

○九二 足利尊氏軍勢催促狀

『正文在家藏』

參御方致忠節者、於知行地不可有相違、有殊功者、可令抽賞之狀如件、

文和三年七月三日

(足利尊氏)

〔花押〕

祢寢郡司殿

○九四 足利尊氏軍勢催促狀

『正文在家藏』

鎮西凶徒退治事、所有御發向之沙汰也、隨大隅國守護人催促、廻計策可相待先陣到着之狀如件、

○同五年丙申四月二十三日、大隅國西侯村地頭職之事、

(足利尊氏)

〔花押〕

畠山修理亮直顯之證帖開于後、

延文二年二月十二日

祢寢郡司殿

○九三 畠山直顯地頭職宛行狀

『正文在家藏』

大隅國西侯村地頭職事、爲合戰祈所々宛行也、早令領掌之、弥可被致軍忠狀如件、

○同四年己亥十月二十二日、大隅國禰寢院内田代七郎入

道道清跡、可沙汰之旨、畠山治部大輔直顯之證帖見于

左方、

文和五年四月廿三日

(畠山直顯)
修理亮〔花押〕

祢寢三位房

○九五 畠山直顯兵糧料所預ヶ狀

『正文在家藏』

○延文二年丁酉二月十二日、鎮西凶徒退治之事、賜

大隅國祢寢院内田代七郎入道道清跡事、爲兵糧料所、々預置也、任先例可被致沙汰之狀如件、

尊氏卿之教書附于左條、

延文四年十月廿二日

(畠山直顯)
治部大輔〔花押〕

祢寢郡司殿(傳也)

『正文在家藏』

○九七 島津氏久兵糧料所宛行狀

○同六年辛丑十二月五日、禰寢院内永吉及郡本地頭得分、

康安二年壬寅七月二十一日貞治三年甲辰九月二十二日

同六年丁未七月四日

太守島津修理亮氏久公取賜數通之簡廣總而詳不録開于左條、

深河院内北方半分事、爲兵糧料所々相計也、任先例、可被致沙汰之狀如件、

康安二年七月廿一日

(島津氏久)
修理亮(花押)

祢寢孫次郎殿(久傳)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二一〇七号文書ト同文ナリ)

○九六 島津氏久兵糧料所預ケ狀

『正文在家藏』

大祢寢院内永吉并郡本地頭得分事、爲兵糧料所々預置也、任先例、可被致沙汰之狀如件、

延文六年十二月五日

(島津氏久)
修理亮(花押)

祢寢郡司殿(久傳)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二九六号文書ト同文ナリ)

『正文在家藏』

○九八 島津氏久軍勢催促狀

日州凶徒爲退治、來廿六日所打立也、不日可被馳參之條如件、

貞治三年九月廿二日

(島津氏久)
修理亮(花押)

祢寢孫二郎殿

○九九 島津氏久兵糧料所預ケ狀

『正文在家藏』

大隅國西俣村地頭職事、并辨分事、

右爲兵糧料所々預置也、任先例領掌不可有相違之狀如件、

貞治六年七月四日

(島津)氏久(花押)

祢寢孫次郎殿(久遠)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二一七六号文書ト同文ナリ)

○建徳二年辛亥七月二十四日

征西將軍宮良懷親王之令旨、左少將胤房達之、左備之、

○一〇〇〇 征西將軍宮懷良親王令旨

『正文在家藏』

加官軍可致忠節者、征夷大將軍宮令旨如此、悉之以狀、

建徳二年七月廿四日

(胤房)左少將(花押)

祢寢孫次郎館(久遠)

『在包紙』
祢寢孫次郎館

左少將胤房

〔表紙〕

新編祿寢氏正統系圖

三

〔原表紙〕

新編祿寢氏世錄正統系圖第六下

祿寢氏正統世錄系譜卷之六下

（清有譜中）

○下卷一軸正文獻者自 氏久公簡牘始

清有生騷亂之秋、多歲之軍勞其功許多 太守修理亮氏
久公所賜之簡牘不可勝筭、然文獻不記年號事實難按討
之、其外之書牘亦皆然、故件件開于左條、

〇一〇一 島津氏久書狀

『正文在家藏』

昨日十三日狀委細承候了、抑求麻勢其外和泉・牛屎以下
此一兩日高城打入候云々、仍先市來邊ニ明日拂曉馳越候、
合戦之次第可申談候、彼勢足長ぬる候之間、思ひ凶入候
ぬと存候、兼又御越由承候間、以面諸事可申承候、恐々
謹言、

七月十四日

（島津）
氏久（花押）

衾寢右馬助殿御返事

【在口裏】

衾寢孫次郎殿

修理亮氏久

〇一〇二 島津氏久書狀

『正文在家藏』

就真幸合戰事、今朝自是進狀候了、不審等先札申候き、
隨而一兩日之間、大隅へ可打越候、合戰之次第於彼堺可
申談候、恐々謹言、

七月十七日

(島津)

氏久(花押)

衾寢殿

御返事

【在口裏】

〇一〇三 島津氏久書狀

『正文在家藏』

真幸院馬関田爲退治、差越親春候、取一陣候了、隨而敵
城之躰散々式候之由承候、就其取彼陣候者、急速可有退
治之由、自前頼方以田中將監示申候、其上地下之面々一
同之儀候間、爲其重差遣尾張次郎候、御勢可被遣候者悅
入候、攻陣事來月三日令治定候、爲御存知申候、兼又爲
諏方祭礼今日麿嶋へ罷越候、神事以後早々可罷歸候、其
時分可申承候、恐々謹言、

七月廿四日

(島津)
氏久(花押)

衾寢殿

〇一〇四 友之書狀

『正文在家藏』

此間久不令啓案内候之條、無御心本存候、隨而北殿薩广

御越之由承候、今度可罷越候之處、依病氣不罷越候、不懸御目候之条敷入候、就其御志山東ニ近日可有勢仕之由承候程ニ罷越候、餘ニ馴々敷雖申狀候、征矢事闕候、御征矢一腰預候者、恐悦候、此ニ罷婦候者、最前參可申入候、每時期後信之候、恐々謹言、

七月廿六日

友之(花押)

祢寝殿

〔在口裏〕

祢寝殿御宿所

友之狀

〇一〇五 島津氏久書狀

〔正文在家藏〕

真幸台戰事、此間者無差事候之間、不申候き、一昨日四日須惠・小田以下、不殘打越候云々、定一道相巧候欵、仍早々可打立候、且先日此趣申候、急速御越候者怡入候、恐々謹言、

八月六日

(島津) 氏久(花押)

祢寝右馬助殿

〔在口裏〕

祢寝殿御返事

氏久

〇一〇六 相良前頼書狀

〔正文在家藏〕

此間ハ不申通候之間、無心元存候之處、此御音信爲悦事候、

抑當陳事、今明後措候へきよし、其聞候之間、御方人々殘勢をも、悉よひこされ候敷、仍舍弟ニ候し右頼一人留守ニおき候をも、めしこして候、爲御不審申候、兼又氏久もし其方ニかゝり申候ハ、たとひ當城落居以前ニ候とも、一途可申行候、又今比徒ひか多候時ハ、當城をさしおき候て、勢仕いかゝと存候、其意趣御使ニくわしく申入候、巨細ハ參河介殿より、可被申候欵、恐々謹言、

極月十一日

(相良)
近江守前頼(花押)

謹上 祢寢殿

御返事

〇一〇七 島津氏久書狀

『正文在家藏』

税所凶徒与同事現形候了、就其候者、身之大綱今時分候之間、八幡大菩薩・稻荷大明神も、御照覽候へ、万事憑存候、隨而本末固可申談所存候之間、如此申候、恐々謹言、

二月一日

(島津)
氏久(花押)

祢寢右馬助殿

(本文書「旧記雜錄前編二七九号文書ト同文ナリ」)

〇一〇八 島津氏久書狀

『正文在家藏』

御札委細承候了、
抑自是以使者欲申候之刻、此御使怡入候、如先札申候、

本末可被堅之様存候て、先立申候了、隨而田代方へ之御狀、加一見候き、仍加治木方へ、御談合尤可然候、兼又當陣事今時分殊以肝要在所候、面々御談合候、能様御計候者、怡入候、委細之旨、御使者申候之間、省略候、恐々謹言、

二月九日

(島津)
氏久(花押)

祢寢右馬助殿

御返事

〇一〇九 島津氏久書狀

『正文在家藏』

山北事、已碓山難儀候之間、明日廿一日先伊集院まで立候也、且他國にて不断御在陣雖御痛敷候、以其斟酌勝利之時者、又可爲珍事候之間、不顧無心候、急速御越候者、悦入候、車内与碓山中間被差切候了、後卷延引候てハ、忽可及難儀候之間、令申候、尚々此問者、依御痛敷候、雖斟酌候、御越候段申候条、返々無心元存候、恐々謹言、

卯月廿日

〔島津〕
氏久〔花押〕

祢寢殿

〔在口裏〕

〇一一〇 島津氏久書狀

〔正文在家藏〕

今日重可寄合申之由、相存候之處、無音御帰返々無念之
至候、是まで御越候て、犬追物以下御遊悦入候、此等子
細、何様態以使者可令申候、他事期後信候、恐々謹言、

卯月廿五日

〔島津〕
氏久〔花押〕

▽

△

祢寢殿

氏久

〇一一一 島津氏久書狀

〔正文在家藏〕

爲宮里合戦合力、差遣次郎候、平良城被遣御勢候之處、
重加様事申候、雖御煩敷候、是者要害一取静候者、聽可
罷帰候、假令廿日か可爲用意候、來月二日仁、伊集院被
打合候様、御甲二十合力候者、悦入候、此要害取固候者、
自伊集院可被持候、爲御存知申候、恐々謹言、

卯月廿五日

〔島津〕
氏久〔花押〕

祢寢右馬助殿

〔在口裏〕

〇一一二 島津氏久書狀

〔正文在家藏〕

今日車内取敵來候欵と申談て候、此事兼て不存知候
之間、是ニ御渡之時不申候、
今四五日之間、合戦あるへく候、此邊落居今時分たるへ

く候、御勢給候者、悦入候、尚と國落居〔本ノマ、〕之期、此合戦たるべく候、仍御勢事、いたハしく存候へとも申候、恐と謹言、

五月廿八日

〔島津〕
氏久〔花押〕

祢寝殿〔清有〕

〔在口裏〕

〇一一三 島津氏久書狀

〔正文在家藏〕

薩州合戦次第、其聞候哉、已敵陣二ヶ所没落候也、就其依敵城失術候欵、肝要在所、鴉峯と申候處、去九日自御方、取陣候了、仍退治不可有幾之由承候、山北事、假令日限三十日、可爲御用意之由、先日雖申候、重可致合力之由存候、薩州被越候御手人々、暫可有在陣之由、被仰度候、又ハ守御勢とも被副候様、御計候者悦入候、且今度飛脚時、薩州合戦事、面と御合力之由、令注進候了、

御感御教書事、同進注文候き、定宰府御合戦事、弥御吉事之由、其聞候、一向可爲御忠節候欵、急速御沙汰候者、悦存候、猶と宮里退治事、無何式候者、此趣雖不可申候、退治不可有幾之由、承候之間、令申候、恐と謹言、

六月十四日

〔島津〕
氏久〔花押〕

祢寝右馬助殿〔清有〕

〔在口裏〕

〇一一四 島津氏久書狀

〔正文在家藏〕

不取極一日御使悦入候、祭礼過候者、其方様へ可罷越候之間、入見參此間式可申承候、兼又當所諏方祭礼、來廿八日仍御覽〔熱〕大切候、少と給候者、悦入候、他事期後信候、恐と謹言、

七月十三日

〔島津〕
氏久〔花押〕

祢寝殿(清有)

〇一一五 島津氏久書狀

『正文在家藏』

御贄事、申候之處、有御送給候条、悦入候、殊更於当年者、闕乏之間、悦喜至候、御祭礼過候者、入見參、諸事可申承候、毎事期後信候、恐々謹言、

七月廿六日

氏久(島津)(花押)

祢寝殿御返事(清有)

『在口裏』

祢寝右馬助殿

氏久

〇一一六 島津氏久書狀

『正文在家藏』

馬関田被入勢城、雖降參之由申候、小田房儀手者三十余人楯籠彼城候、仍前頼聊相殘所存申事等候之間、来廿二日罷立候、簡羽野邊ニ打寄、前頼ニ相談彼境事可致沙汰候、急速可有御越候、委細期見參之時候、恐々謹言、

八月十九日

氏久(島津)(花押)

祢寝殿(清有)

『在口裏』

〇一一七 島津氏久書狀

『正文在家藏』

爲公方御意、大寺入道飛脚今日巳時下着候、今月三日、御敵渡河志司に被陣候、六七百騎候云々、兼又少貳此間菟角之荒説候けるか、去月廿八日侍嶋被陣、合戦次第申談候、松浦波多も野心之由、聞候けるか、可參陣仕之旨、注進申候之由、御内書に見えて候、所詮凶徒退治、此時分候之由、仰候ハハ一日も早く可罷上之由、承候之

間、來廿四五日必可罷立候、爲御存知申候、將又多祢嶋へ、急速申遣事候、此狀以早船、御計候者悦入候、恐々謹言、

八月十九日

祢寢右馬助殿

〔島津〕
氏久〔花押〕

祢寢右馬助殿

氏久

〔在口裏〕

〇二一八 島津氏久書狀

〔正文在家藏〕

総州渋谷箭事義、子細を申され候間、此界逗留仕候、如此事等をも申談度候、急々御越候者、喜入候、先度可御越候由申候了、隨而申談度事等候、急速御越候者喜入候、兼又卑察の事、此折節堅御計候者、目出度喜入候事候、期後信候、恐々謹言、

九月十一日

〔島津〕
氏久〔花押〕

祢寢右馬助殿

〔在口裏〕

〇二一九 島山直頭書狀

〔正文在家藏〕

賊徒退治事、近日可遂其功之處、聊依不思議子細候、合戦及難儀候、違例被取直候者進發喜入候、若未平噉候者、軍務不殘早々可仕儀候、返々今度切角候、深憑存候、不移日剋發向候者、日來本意候也、恐々謹言、

〔延文二年〕
卯月十日

〔島山〕
直頭〔花押〕

祢寢〔郡〕司殿

直〔頭〕

〇二二〇 島山直頭書狀

〔正文在家藏〕

当參代官未及對面候、更ニ不被應催促候、先當參軍
勢可移本城之由、可被仰付候、尚々重被進勢候者、
目出候、

加治木城警固事、依無勢及難儀候、急速被進軍勢候者、
尤可目出候、萬事憑入候、敵密可被致沙汰候也、其子細
定自税所介被進狀候欵、次薩州凶徒退治事、莅時之由、
澁谷重棟令注進候、目出候、此時分軍勢殊大切候也、恐
々謹言、

(延文元年之)

五月十三日

(島山)

直頭(花押)

禰寢郡司殿

〔在包紙〕

禰寢郡司殿

直頭

(原表紙)

新編禰寢氏世錄正統系圖 第七上

禰寢氏正統世錄系譜卷之七上

(久清譜中)

○文和二年癸巳八月一日、受父清有之讓、繼領禰寢院司
及地頭職・小河院國領・筑前國早良郡比伊郷田地、同
國長淵庄島地等、故讓狀開于左條、

〇一二二 禰寢清有讓狀

『正文在家藏』

大隅國禰寢院南俣地頭兼郡司清有辭、

讓与 嫡子(久遊)犬房丸當院司并地頭職同國小河院國領筑前

國早良郡比伊郷(日)地屋敷同國長洲庄島地地頭職等事、

副渡 代々調度證文等、

右當院者、爲彼職、清有先祖重代相傳領掌地也、而以犬

房丸爲嫡子、相副御下文以下次第調度證文等、限永代所

讓与之狀如件、

文和二年八月一日 沙弥清有(稱獲)(花押)

〇應安五年壬子正月二十五日、同七年甲寅五月十五日、

鎮西探題今川伊豫守貞世入道了俊之簡牘、左附之事見

書中、

〇一二三 今川了俊貞書下

『正文在家藏』

鳴津修理亮相共、可致忠節之狀如件、

應安五年正月廿五日 沙弥(今川貞世)(花押)

禰寢右馬助一族中

〇一二三 今川了俊貞書下

『正文在家藏』

爲御方致忠節之由、守護人氏(島津)久所注進也、尤神妙、自分

知行地安堵事、不可有相違之狀如件、

應安七年五月十五日 沙弥(今川貞世)(花押)

禰寢右馬助殿

〇天授元年乙卯十月五日

良懷親王賜 令旨奉當軍忠之命 令旨開于左、

○一二四 征西將軍宮良成親王令旨

『正文在家藏』

馳參之條尤神妙、早可致忠節者、征西大將軍宮仰如此、仍執達如件、

天授元年十月五日

散位(花押)

衾寢右馬助殿

○一二六 今川了俊貞書下

『正文在家藏』

參御方者、本知行地以下知行所々事、不可有相違之狀如件、

永和四年三月五日

(今川了俊)
沙弥(花押)

(久澄)
衾寢殿

○一二七 今川滿範書下

○永和四年戊午三月四日同五日、今川了俊催促之狀、同

年同月六日今川兵部大輔滿範簡牘事詳書中、

『正文在家藏』

大隅國始良庄下大隅高隈村佐多村事、御方現形之時、可令注進之狀如件、

○一二五 今川了俊貞書下知狀案

『正文在家藏』

氏久參陣遲々上者、先馳越三保、於大將兵部大輔一所、可被相待左右狀如件、

永和四年三月四日

(今川了俊)
沙弥御判

大隅國人々御中

○康曆元年己未十一月十一日、交名注文有今川滿範一見之華押見于左、

〇一二八 西俣合戦手負注文

康暦元年十一月十一日於西俣合戦手負注文、

一親類

西本八郎三郎

射疵二ヶ所

同孫八

射疵一ヶ所

河縁（孫七）新左衛門尉

射疵一ヶ所

岩本三郎左衛門尉

射疵一ヶ所

鹿嶋勘解由左衛門尉

射疵一ヶ所

河野六郎大郎

射疵一ヶ所

立本左衛門三郎

射疵一ヶ所

同兵衛五郎

討死

木原五郎三郎

射疵一ヶ所

河野兵衛三郎

射疵一ヶ所

坂本六郎四郎

射疵一ヶ所

同孫九郎

射疵一ヶ所

和田孫七

射疵一ヶ所

一中間

五郎 八郎

又大郎 大郎 討死

一柵寝彦三郎入道

若堂（党）

新原又四郎 射疵一ヶ所

一柵寝院内於大始良城合戦注文

柵寝西太孫八 射疵一ヶ所

河窪左衛門三郎 一ヶ所

若堂（党）

朝井五郎 一ヶ所

河原九郎 一ヶ所

河野兵衛九郎 一ヶ所

抽見六郎三郎 一ヶ所

一中間

平九郎 討死 八郎四郎

一柵寝八郎三郎入道分

五郎三郎

一見了(今川滿範)
(花押)

○(康曆)同二年庚申五月二十五日、同年六月二十六日今川滿範

注進狀如左、

○一二二九 今川滿範注進狀

『正文在家藏』

大隅國鹿野屋院内恒見村之事、令知行神事祭礼、任先

例可致其沙汰、此由可注進之狀如件、

康曆二年五月廿五日 (今川滿範)
兵部大輔(花押)

祢寢右馬助殿

○一三〇〇 今川滿範預ケ狀

『正文在家藏』

大隅國始良庄事、爲兵糧料所々預置也、神領内者可任大

法、可注進此旨狀如件、

康曆二年六月廿六日 (今川滿範)
兵部大輔(花押)

祢寢右馬助殿 (久瀨)

○(康曆元年)同年七月十四日所所本領之事、同月同日大隅國始良莊

兵糧料所之事、今川了俊之簡牘左附之、

○一三三一 今川了俊貞世安堵狀

『正文在家藏』

所々本領等事、任文書之道理、知行不可有相違之狀如件

康曆二年七月十四日 (今川了俊)
沙弥(花押)

祢寢右馬助殿 (久瀨)

○一三三二 今川了俊貞世預ケ狀

『正文在家藏』

大隅國始良庄事、若無先給人者、爲兵糧料所々預置也、

仍狀如件、

康曆二年七月十四日

(今川了俊)
沙弥(花押)

祢寝右馬助殿
(久造)

○交名注文有探題今川了俊之華押、康曆二年庚申十月二日、永徳元年辛酉六月一日交名注文今川滿範一見狀左

備之、

〇一三三 禰寝久清与党交名注文

『正文在家藏』

於祢寝右馬助久清一所致忠節者共事、

肥後對馬太郎

指宿豊前守

祢寝彦三郎入道

祢寝次郎三郎入道

山本加賀守

宮原參河守

救仁郷參河介

富山土佐介

西本八郎左衛門尉

細山田大和介

(今川了俊外題)
「以上十人御感事、京都ニ可申下也、弥可致忠候、
(今川了俊)
(花押)」

▽

上書ニアリ

到永徳元

「菜了カ」

六一

△

〇一三四 鷹栖城前合戦手負注文

『正文在家藏』

康曆二年十月二日鷹栖城前合戦手負

石井大炊助

射疵一ヶ所

西俣弥太郎

射疵一ヶ所

同小太郎

射疵一ヶ所

朝井五郎

射疵一ヶ所

愛甲新六

射疵一ヶ所

五郎二郎

射疵一ヶ所

鹿嶋勘解由左衛門尉

射疵一ヶ所

大郎

射疵一ヶ所

澤六郎

射疵一ヶ所

一指宿豊前守分

河崎十郎四郎

射疵一ヶ所

中間

河野刑部四郎

射疵一ヶ所

又十郎

射疵二ヶ所

同六郎大郎

射疵一ヶ所

一衞寢彦三郎入道

同兵衛大郎

射疵一ヶ所

中間

大山十郎四郎

射疵一ヶ所

五郎

射疵一ヶ所

木原五郎三郎

射疵一ヶ所

(證判) (今川満徳)
一見了(花押)

大迫彦六

射疵一ヶ所

和田兵衛三郎

射疵一ヶ所

一 中間

○一三五 佐多合戦注文

『正文在家藏』

清五郎

切疵射疵二ヶ所

永徳元年六月一日於佐多合戦注文

四郎大郎

射疵一ヶ所

衞寢帶刀左衛門尉

彦九郎

射疵一ヶ所

衞寢六郎三郎

弥九郎

射疵一ヶ所

武太郎

五郎

射疵一ヶ所

鹿嶋勘解由左衛門尉

海老名七郎

西俣四郎

岩切孫四郎

河崎十郎四郎

同 五郎

松山平二郎

同 四郎

大山十郎四郎

同右衛門三郎

津留六郎三郎

邊津賀又八

田中平三郎

中間五人

中間一人討死

山本加賀守分

中間二人

肥後太郎分

野間平次

中間二人

(証判)
一見了(今川滿範)
(花押)

○永徳元年辛酉六月二日、久清知行分之事、有今川了俊

華押、開于後、

○一三六 今川了俊貞世書下

『正文在家藏』

祢寝右馬助久清知行分之事、

一大隅國祢寝北俣内四ヶ村地頭職

一同國鹿屋院

一同國始良庄西俣村

祢寢彦三郎入道分

一同國百引弁分

山本加賀守分

一同國始良庄内徳丸名

西本八郎左衛門尉分

(花押)

一同國下大隅郡内大津村

以上此所々事京都安堵可申下也、

永徳元六月二日

▽^⑤ 『上書ニアリ』

到永徳六二

△

○^(永徳元年)同年九月三日大隅國禰寢北俣四箇村從先蹤安堵之事、

探題了俊之簡牘備左條、

○一三七 今川了俊^貞安堵狀

『正文在家藏』

大隅國禰寢北俣四ヶ村事、云先知行云成敗、任當知行、

不可有子細之狀如件、

永徳元年九月三日

(今川了俊)

沙弥(花押)

祢寢殿

○^(永徳二年)同二年壬戌九月二十二日就久清本知行分事、有今川了

俊花押之書牘、見于後、

○一三八 今川了俊^貞書下

『正文在家藏』

大隅國禰寢右馬助申本知行分事

一大隅國禰寢院北俣

一同國鹿屋院

一同國始良庄西俣

一同國深河院北方

一筑前國比伊郷内^{水田五町}同屋敷二ヶ所

一族分

祢寢加賀守分

一大隅國始良庄内徳丸名

祢寢彦三郎入道分

一同國百引村弁分

於久清一所致忠節輩本領等事、

鳥濱民部丞分

一大隅國祢寢院北俣内鳥濱村弁分
同神河弁分

岩切孫四郎分

一同國祢寢北俣神河堀内

了俊且輩之
「此所々事、相傳文書等、無相違者、可申成安堵也、」

永徳二年九月廿二日

(今川了俊)(花押)

○至徳元年甲子九月三日就大掌會、段別錢之事、任御教

書薩隅日三州之 太守島津家七代孝久公後稱元
久公 賜于久

清之書左開之、

○一三九 島津孝久元施行狀

『正文在家藏』

就御禊大嘗會段別錢參拾文事、去月十日御教書如此、隨

而御教書案文遣之、然者任被仰下之旨、今月中嚴密被致

沙汰、可有守護所於調納也、若無沙汰時者、可令注進之

狀、依仰執達如件、

至徳元年九月三日

(元久/初名)
孝久(花押)

祢寢右馬助殿

○元中二年乙丑二月十日

征西將軍宮令旨、同月十一日菊池武朝之簡牘事、詳書

中、後附之、

○一四〇 征西將軍宮良成
親王令旨

『正文在家藏』

馳參之由被聞食了、尤神妙、殊可抽忠節、尤宜被褒賞之

由、依征西將軍官仰執達如件、

元中二年二月十日

散位(花押)

祢志目館

〇一四一 菊池武朝書狀

『正文在家藏』

御參御方之条目出候、仍令旨如此候、同候者早々御參陣、就公私可爲本望候、於向後者無等閑可申承候者、尤

悦入候、恐々謹言、

二月十一日

(菊池) 武朝(花押)

(祢) 弥志目殿

『在口裏』

『在包紙』

弥志目殿

武朝

〇嘉慶元年丁卯九月五日 將軍家義滿公之執事斯波佐衛

門佐義將執達狀附于左條、

〇一四二 足利將軍家御教書

『正文在家藏』

嶋津以下凶徒退治事、属今河宮内大輔手、可致忠節之狀、
依仰執達如件、

嘉慶元年九月五日

(斯波義將) 佐衛門佐(花押)

祢寢殿

(本文書ハ「日記雜錄前編二四六三号文書ト同文ナリ」)

〇康應二年庚午六月十二日 大守元久公催促之華翰事詳

書中、左開之、

〇一四三 島津玄忠(元)軍勢催促狀

『正文在家藏』

於薩州上総方爲合力所差越守(本田)護代忠親也、急速可被打寄

横川之、(狀脫)如件、

康應二年六月十二日

衾寢右馬介殿

(島津元久)
玄忠(花押)

○(明德)同四年癸酉四月二十八日 太守元久公任御教書、高木

久家退治催促狀附于左條、

○一四五 島津元久施行狀

○明德元年庚午七月十八日斯波義將執達狀附後、

○一四四 將軍足利家御教書

『正文在家藏』

▽(端裏書)

「御教書本書在」△

止嶋津又三郎同心之儀、(元久)參御方可致忠節之狀、依仰執達

如件、

明德元年七月十八日

衾寢殿

(斯波義將)
左衛門佐(花押)

衾寢右馬助殿

明德四年卯月廿八日

(島津)
藤原元久(花押)

『在口裏』
衾寢右馬助殿

藤原元久

(本文書へ「旧記雜錄前編」二四九七号文書ト同文ナリ)

○誌曰所載前文獻經閱之、自至德元年至元中嘉慶康應及

明德四年、有諸簡牘是 島津家七代太守孝久公之花翰

或、

征西將軍宮之令旨、或執事斯波左衛門佐義將、或菊地

掃部介武朝等之簡牘而、其正判顯然、永德四年有改元
曰至德也、久清者永德三年不祿、然則件文獻不祿以來
之年號故向來、若有疑哉、當聞於往古騷亂之時、領國
土之諸將縱令雖不祿、深有密之、例云蓋久清不祿之後
亦如在故各有所賜文獻乎哉、又久清所貯文獻雖不可勝
計、其脫年號者、一因舊譜唯輯載于左條也、既則雖似
不祿後所贈文獻、不記年號故、先錄之時猶不能分次序
雜集之者乎、爲後考清香記之、

〇一四六 沙弥昌賢書狀

『正文在家藏』

新春御吉事、自他雖事舊候、猶以幸甚、不可有盡期
候、抑御代官被進候事、返々目出度悅入候、年内婦申
度候之處、相良近江守依婦郡、陳中廣說其外三ヶ國廣說
等、言語道斷之由、及承候、就其無御心元存候間、先御
代官婦申候、御勢使候へく候、早々可有御出陣候、雖不
甲斐敷候、公方樣事者、可爲御代官候、其方樣事者、一

向憑入候、兼又相良と嶋津兩人無二候、言語道斷不思儀
此事候、哀々懸御目候、此等之式申承度候、雖無何事候、
細々可明御音信候、さ様候者此方樣不審連々可申入候、
又寄思食候革二枚羽一尻拜領之条、眞実々悦入候、此
方樣不審、定御代官可有御物語候、每事期後信之時候、
恐々謹言、

(至德二年九) 正月五日

謹上 寢祢殿

沙弥昌賢(花押)

『在包紙』 右馬助殿

謹上 祢寢殿

沙弥昌賢

設楽入道

〇一四七 大内義興書狀

『正文在家藏』

去年雖進狀候、遠路到着如何候哉、於已後者連々申承候
者、可爲本意候、抑 公方樣旧冬十二月晦日至當國被移
御座候、面目之至候、任 上意爲天下可然之樣、可抽勲

功之心中候、御忠節可爲此時候、爲續無等閑之由候、祝
着候、每事可申談之条、併期後信候、恐々謹言、

(明應九年)
正月十一日

(大内)
義興(花押)

柵寢殿

〔在口裏〕

柵寢殿

義興

○一四八 宮内大輔三雄書狀

『正文在家藏』

新春慶賀事舊候了、抑嶋津兩人相良近江守八代加凶徒、
去十一日二見陳軍勢等、悉可失之由治定候之間、多年於
御方御心勞人々、於此時可被失之由被欺申候之間、不及
力候、去十日夜、二見陳引退、与佐敷踏其境之事一向憑
入候、能々可有御籌策候、雖然嶋津兩人代官ハ、官方代
官ハ不對面候、十一日引帰候、不審候、今度無念被申
計候、雖懸敵候、當手甲六七百候之間、可被御心安候、

猶々此境事、不可有子細候、恐々謹言、

(至徳二年)
正月十三日

(宮内大輔)
三雄(花押)

柵寢右馬助殿

〔在口裏〕

柵寢右馬佐殿

三雄

○一四九 今川了俊貞書狀

『正文在家藏』

改年吉事々舊候了、抑面々御事及度々令申候處、未承
候、失本意候、日本國事於今者、將軍家御世候處、九州
計相殘候、雖然肥後事、今春多分可落居候欵、然者氏久
入道事、則時可加治罰候、以別儀預御合力ニ者、所詮於
御知行所々者、皆以御安堵を可申成候、永代面々御愁
訴ハ我々か愁訴として、あひたかひに、とり申候へく
候、又守護人方事、向後御同道あるましく候ハ、我々
於一所可同心申候、今度御參ニ者、以薩州闕所以下、爲
料所、面々ニ可預申候、如此申候上者、更ニ僞あるへか

らす候、近日愚息治部少輔を薩州ニ可遣候間、就此御左右可憑申候、そのためニわざと令申候、尚々一向奉憑候上者、有御談合可承候、恐々謹言、

(今川義範)
正月廿七日 (今川) 了俊(花押)
(永和四年)

薩摩國南郡人々御中

【在口裏】
薩摩南郡人々御中 了俊

○一五〇 今川了俊貞書狀

薩州南方人々事、御方候間、目出候處、伊久(島津)及合戦候間、無力可有御合力之由、申遣候處、早々御合力、眞実々々目出悦入候、若猶不退陣候者、重而可合力候上者、弥御手人々可被遣候、今ハ玄久御方之由申候へとも、此輩事如何様子細候哉、如此振舞候間、可加了簡候、それの御事ハ、始中終これより合力申へく候間、可御心安

候、今年中ニ一途可申行候、恐々謹言、
(永徳二年)
壬正月十八日 (今川) 了俊(花押)
祢寢殿(久禮)

○一五一 今川了俊貞書狀寫

【正文在家藏】
嶋津輩退治事、京都御教書并御自筆御内書以下成下候了、正文をハ先立て、名和方(松本)ニつかハし候し、定て申候哉、薩州人々不残此御教書以後これより一勢遣候ハム、即時ニ可參候由、堅被捧請文候之間、今月當手物共不残薩州ニ差遣候了、その上阿多城事不便候間、いかにもし候て爲合力候、就其者、日向事、伊東・土持一同ニ、大友守護人の事を、不用申候ほとニ、大將ハかりにて日向事ひし〜と此人々不馳付候ほとニ、守護職事此人々望申候ニ付て、大友ニ申談候へハ、爲天下候にて上表申されて候間、今ハ愚身か分國ニ定候了、大隅・薩摩事ハはしめより名和ニ申付候間、日州の事ハ(今川義範)彈正少弼ニ申付候

了、近日可入部候也、此仁國ニ下着候者、急々可有御現
形候、此とし月の御無念定て此時可散氣目出候、そのた
めニ肝付出羽守并冬山主をまつつかハシ候、これハ面々
まつ御用意のためにて候、とても今月中ニ大將可罷下候
間、毎事其時御さた候へく候、尚々御本意可被達候間、
自他悦喜只此事候、恐々謹言、

二月十八日

了俊(今川)
(花押)

衾寝右馬助殿

【在口裏】

〇一五二 今川了俊貞書狀寫

『正文在家藏』

氏久可參陳之由堅歎申候間、雖難儀候、京都ニ注進申候、
いまた御左右なく候へとも、參陣候て、致忠候者、定て
公方御意も子細候ハしと存候つるニ、すてニ去年十月治
定參候由申候て、今まで延引候間、今ハ不定候、もとよ

り伊久かすゝめニよりて、氏久と可參候由申て候間、眞
実ハ心ならぬかと存候、然者かたく御對治あるへきにて
候間、いそぎ々御方の人々(百包)ニ馳寄之由申遣て
候、同候者、如此の時御參候て、三侯にて御忠をいたさ
れ候ハ、殊ニ目出候へく候、すてニ先立て御參事、く
れ々御申候よし、兵部大輔(今川滿總)注進申候間、目出弥たのミ
入候、たとひ氏久御方ニまいり候とも、かた々の御事
ハ、ちきニ公方ニ御ほうこうあるへきにて候上ハ、あな
かち氏久ニかゝわるへき御身ならず候つるニ、御參の事
御申候、ありかたく目出候間、重て御教書進候、此上ハ
いそぎ々兵部大輔と一所ニ御成候て、此方の左右を御
待候て、氏久御對治あるへく候、恐々謹言、

(永和四年)

三月五日

了俊(今川)
(花押)

衾寝殿

【在口裏】

○一五三 今川了俊貞世書狀寫

『正文在家藏』

自最初隨分御張行候間、御現形事相待申候處ニ、于今遲候間無心元候、仍以使者平子若狹守申候、委可申候哉、所詮氏久事弥京都御意切候間、對治事連ニ堅蒙仰候、當國人ニ尚以合力無勿躰之由被仰下候、不日ニ御現形候者、別而一道可申行候、可爲御面目候哉、たのミ入申候外無他事候、恐ニ謹言、

(永和二年)

四月八日

祢寢殿

(今川)

了俊(花押)

『在包紙』
祢寢殿

了俊

○一五四 今川滿範書狀

『正文在家藏』

其堺不審上之義候委細承候事、喜入候、抑(氏久)玄久可參御方由事、大友方取申候上、御方人ニ軍役、無沙汰候間、降參

之事、御免之由、探題より被仰也、就于其無ニ心候事、

急速ニ可有御合力候由、自是注進候了、定一途可有御沙汰候欵、暫之間、可有御待候、此堺不審委御使申候之間、省略候、御在所遠遠間、御痛敷存候、兼亦多祢嶋殿、其外御一族迄御辛勞事、奉察候、相構ニ如此時分、可有御堪忍候者、遂御本意候様ニ申沙汰候了、毎事期後信候、恐ニ謹言、

(永徳二年九)

卯月廿三日

祢寢殿御返事

(今川)
滿範(花押)

○一五五 今川了俊貞世書狀

『正文在家藏』

度ニ以便宜申候き、參差不審候處、此御音信目出候、薩州事ハ思様ニ打勝候了、今ハ(氏久)玄久事かたくさしたし候へ候間、日向人ニ申談最中候、かの勢一陳とり候ハ

々、大將をも薩州の事ハさしをき候て、其方ニつかハす
 へく候、其間ハ相構／＼御身をも、城をもかたく御持候
 て、これの合力を御待候て、御運をひらかるへく候、時
 刻到來此時にて候也、玄久去年京都をかすめ申候て、あ
 んとを正月給て候なれとも、今ハ凶徒の上ハ中／＼是非
 なく候、ふしきニ存候、この事ニつきて向後九州事ハ、
 ともかくも身かはからひたるへく候間、玄久をも思ま
 ニさたし候へと、將軍の御自筆の御教書給て候、近日
 可下着候間、玄久御方のよし、わたん仕候つるニハ、今
 ハ似候ましく候、國の人とも、よも同心候ハしと存候間、
 弥たやすかるへく候、此御教書下着候て、やかてそなた
 ニとりかゝるへく候、恐々謹言、

五月四日

(今川) 了俊(花押)

(久慈) 衿しめ殿御返事

【在口裏】

(表紙)

新編彌寢氏正統系圖

四

(原表紙)

新編彌寢氏世錄正統系圖

八中

祿寢氏正統世録系譜卷之八中

(久清譜中)

自一葉至六十一葉終、

今川伊豫守入道了俊其外簡牘二十六通

中卷一軸正文獻者、自五月十八日了俊簡牘、始至九月

四日了俊簡牘終、

○一五六 今川了俊貞世書狀

『正文在家藏』

於三ヶ國者、凶徒無之時分候、其上八代對治時刻到來候間、面々御參陣候欵、不然者兵部今川滿範大輔一所ニ御うちうかゝ候て、是より我々罷越候て、一陣とるへき由、度々申候き、雖然嶋津兩人をはしめて、三ヶ國人々一人も不及是非候、すてに二ヶ年ニ及候間、此上者御方の号いかゝあるへく候哉、定三ヶ國中ニ、就所務事不參人々候め

と存候つるに、如案、今ハ貞久ハ梅北ニ寄來候、伊久ハ

南方に向候き、不參陣候者、大隅・薩摩守護職事ハ自元

了俊拜領候間、猶玄久如此自由狼籍仕候者、云國事、云

其身事、堅可致沙汰候、急々兵部大輔一所ニ御馳加候者、

是より我々一人可罷越候、恐々謹言、

五月十八日 了俊(花押)

祿寢殿久遠

○一五七 今川了俊貞世書狀

『正文在家藏』

先立て御參事堅承候間、ふかくたのミ入候處ニ、遅々、

所存之外存候つるニ、可有御參之由承候、尤可然時分

候間、重て御教書進申候、そのさか井の事ハ向後もた

のミ入へく候、今も又やかて可成功候間、ことなる御

忠たるへく候、不日ニ御現形候ハ、

八幡も御罰候へ、料所事可申行候、氏久事者、京都御

意以外候、伊久ハ又毎事事と心不相應事等申候間、於

身無念候間、今度条々申遣候き、かたきこと〳〵可參御方候ほとニ、そのためニ吉弘入道をつかハして候、近日此仁可來候、其時御手洗薬師等ニ勢をそへて御申候在所ニつかハし候へく候、御待候へく候、舟以下事さたし候時分ニて候、それニ付候てハ薩摩の本宮方の人々の事いそき〳〵御ちうさく候て、御方ニめしたく候、それよりよく〳〵内々仰候て、御らん候へく候、そのため惣の人々の中ニ狀を一通進候、御ちうさくあるへく候、氏久入道宮方ニ成候間、かやうの時本宮方の人々御方ニ參候はんする事、弓矢のため面白かるへく候間申候、當陣の事ハ八月中ニ今一みち勝利候へく候間、此後ハそなたの事を一大事とさたし候へく候間、ことニたのミ申候也、今の間大將并ニ一揆の人々同日向の人々の中ニ狀をつかハし候也、これをいそき〳〵御付候て仰候へく候、前頼(相見)か方ニも申遣候て、玄久かもとニも狀を傳遣候也、此左右ニ付候て、重て承候てさた候へく候、

一もし玄久以下寄來事候て、その城事御ふまへ事、可爲難儀候者、相構〳〵不可有御打死候、御身をまたくせられ候ハム、何と候ハすと、了俊かいとまハやあき候へく候間、自身そのさかゝるニ馳越候て、於一所可合力申候也、一度そのさかゝるを御しりそき候といふとも、始終ハ又御あんとあるへく候、そのくらひニ成候て後ハ、中〳〵玄久か事、自業(業)死たるへく候間、煩候ましく候、もし又了俊か合力申候はんするまで、何ともしてそれニ御ふまへ候へき御方便候ハム、御こらへ候て、御待候へく候、よろしくはその城の時儀ニよるへく候、あなかしこ、難儀ニ及候はんする時、それニて御打死などあるましく候、さやうの悪行を玄久付候はん事ハ、返てめん〳〵の御ため、永代の御得利たるへく候上ハ、身を詮御持候へく候、菊池事、今四五日中ニ可落居候間、そなたの合力の事ハ、自身罷越候て可申候、けに〳〵と玄久ニ一揆の人々同心候て、それへよせ申候ハム、まつ大將その御城ニまかりこもり候

へと申遣て候也、藝州事も今ハ無爲ニ候、大内も兄弟

一ニ成て候、今月二日可對面之由、昨日申送へく候間、

藝州中國などの舟手をも用意し候て、まつ我々か手勢をもわけ候て、それへ進候へく候、八幡天神も御罰候へ、僞申さず候、

一御知行所々并御同心の人々の所領注文一見候了、やかてこれを京都ニ進候て、御あんとを申下候へく候、可御心安候、又冬庵主ハこのほと藝州ニつかハし申へく候、そのの事けにくと玄久打入候て、まつ舟ニて此人ををくて可承候也、

一多祢嶋太郎これより申へく候ニ付て、於御一所致忠候云々、神妙候間、委細申遣候、ありがたく候、かやうにしちたれくもあらまほしく候へ、悦入て候、又御同心の人々御注進候間、各々御感をつかハし候、御心候へく候、恐々謹言、

六月二日

衾寢右馬助殿御返事

了俊(今川)
(花押)

〇一五八 野辺盛久書狀

『正文在家藏』

去月下旬之由、御陳ニ御座之由を存候て、捧愚札候處、既依御帰、使者加治木殿之御方ニ進置候き、可進之由御返事ニ達候間、今者定(今川了俊)着候哉、其時此邊之不審等令申候間、不能重言候、抑去月之比探題へ進候飛脚、今月五日ニ到來候、隨而身ニ宛て御内書預候、此文章者面々様可懸御目欵と存候間、案文を進候、宜可寄御了見候欵、兼又先札ニ副進候し御内書、定御披見候哉、無相違御請文候者、給候て近日管領へ進飛脚候、可付進候、不然候者委細御返事ニ示承候て、可令注進候、將又大將者(今川滿範)去二日ニ、求广に御着陣候、自是使者あれまで御共申候了、御名字者今河新野殿(今川了俊)と申候由承候、依大将御下向、近日前頼庄内へ御共申候て、可打出由申遣候、爲御不審令申候、次ニ求广之上郡之人々陳をもちかね候て、既はつすへき由承候、小田者我城ニ罷帰候て城誘仕候由承候、求广上郡人々自兼日大将御下向候者、陳をはつすへき由、

申候けると承候、今ハムや前頼之案ニ入候ぬと存候、尚

く大將御下向之刻能様ニ御計も候者、公私可目出候、如

此之事等様く其憚多候へ共、自公方貴方様面く同心之

御旁此旨を申候て、其左右を注進申せと、被仰下候間、

不願憚令申候、又西方之不審者、定被聞食及候哉、御方

御勝利由承候間、目出度候、心事難尽愚狀候間、令省略

候、恐く謹言、

(永和二年)

六月五日

(野刃)

薩摩守盛久(花押)

謹上 祢寝殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二三四五号文書ト同文ナリ)

○一五九 今川了俊貞感狀

『正文在家藏』

佐多城御對治事其聞候、殊以目出候、別たる御忠にて候

間、急く京都ニ可注進申候、此事今少取靜候、其方事連

く可申合力候、尚く御振舞感入候、これよりわざと可申

候、先承及候間令申候、恐く謹言、

(永徳元年)
六月七日

(今川)
了俊(花押)

祢寝殿

『在口裏』

○一六〇 名和慈冬書狀

『正文在家藏』

尚く今度御振舞心地能候間京都多申候へく候間、日

本ニかくれあるましく候、

御使僧帰候後、御音信不承候事、無心元候、夫の不審お

も承候はんため、更御在所の躰をも見せ申候て、探題(今川了俊)

披露申候はんためニ、此間肥後より下候僧を進候、御振

舞心地能存候、毎度注進申候間、定自探題御憾をも被下

候ぬと目出度候、兼又此堺合戦延引之次第、又者合戦立

之事、委細申候はんためニ、私の用事も候や、申候間、

肝付出羽殿を進候、委可被語申候間、不能乘言候、又薩

摩方の御籌策之事、憑存候、遵行候者、一向御忠たるへ

く候、仍判紙お進候、出羽殿御談合候て、被認候て、御遣候へく候、尚々御方遠き在所ニ御堪忍候のミならず、佐多退治事、無比類御忠にて候乎、更御代官ニなり候て、注進申候間、公方様の事ハ、可御心安候、尚々庄内向ニ申子細候間、先あなたへと存候、やかて候、山東・伊東・土持の勢共、可調候、彼在所の早田蹴拂候て、無遁避志布志へ可差寄候、當座志布志向事差置人ハ、御定にも可違候へ共、聊相計子細候、委者出羽殿可被申候、恐々謹言、

(永徳元年)

六月十七日

(名和)

慈冬(花押)

祢寝殿

【在口裏】

○一六一 今川了俊貞書狀

『正文在家藏』

御參事先度委承候間、目出候、氏久參陳事未落居候間、

近日以使節承切候て是非のさた候へく候、それニ付ても、面々御事ハ今日も早々御參可目出候、此次ニ氏久なとかさいそくを御ハなれ候て、直ニ御忠をもいたされ候ハん事、弓矢のため公方の御ため可目出候、其子細委大將方ニ申遣候了、定可申候哉、相構く氏久進退未定以前ニ御參候へく候、恐々謹言、

六月廿五日

(今出) 了俊(花押)

祢寝殿

【在口裏】

○一六二 島津孝久元書狀

『正文在家藏』

来月十一日、必所可打立也、急速致用意可被打寄鹿兒嶋之狀如件、

六月廿五日

(島津元久) 孝久(花押)

祢寝右馬助殿

〇一六三 島津元久書狀

『正文在家藏』

野々三谷城去六日、打落候了、爲御不審申候、就其者、敵方今時分いつ方にても候へ、可一進之由其聞得候、左様之時者、早々可申候、時を不移被打寄候者、悦入候、恐く謹言、

(應永元年)

七月八日

(島津)

元久(花押)

祢寢右馬助殿

『在包紙』

祢寢右馬助殿

元久

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」五〇四号文書ト同文ナリ)

〇一六四 今川了俊貞世書狀

『正文在家藏』

御安堵并御預狀二通進之候、

此間殊更被致御忠候事、眞実く感入存候、氏久入道對治入眼候ハ、とりわけたのミ申へく候間、一途可申行候、就其者御自訴事、不可有子細候間、安堵事進

之候、將又大隅國始良事御申候、如此所々多分先立て御方人々あつかりて候ほとニ、任先預狀候へきにて候間、いかゞと存候へとも御申候間、まつ預申候へく候也、若先給人候ハ、後日さた候へく候、未給地にて候ハ、子細候ましく候間、あつけ申候、如此事ハ兼て御心之候へく候、其方事ハ一向たのミ申候、

一舟勢事これもそのため一途さた候、豊後のことくハ鳴津上総介も氏久同事ニふるまひ候間、薩摩國事ハ身か拜領候間、しゅうのためを存候ほとニ、薩摩國の本宮方の人々めし出たく存候、よくく御ちうさく候ハ、しかるへく候、恐く謹言、

(康暦二年)

七月十四日

了俊(花押)

祢寢殿御返事

追申候、

愚身今月中ニ可參御陳候、爲御不審令申候、適此人被參候之間、委申候了、定可被申哉、

『在口裏』

○一六五 今川了俊貞書狀

『正文在家藏』

去六月一日注進狀、今月十六日到來、委細承候了、
抑於御方被致忠節候之由承候、誠御現形候者目出候、差
遣大將候上者、相構々御合力候者悦入候、兼又大隅國衾
寢南侯内佐多村并筑前國比伊郷内伍町分事、御本領之由
承候、凡不可有子細候哉、就其京都吹挙事、其大將挙狀
を即可給候、其時可進御教書候、次御所望在所事、同大
將挙狀到來之時、京都へ可挙申候、委細御使申候了、恐
々謹言、

七月廿日

衾寢右馬助殿

(今川) 了俊(花押)

○一六六 今川了俊貞書狀

『正文在家藏』

八幡も照覽候へ、最初かたく承候まゝに、今もぶか
くたのミ入申候也、

先立度々令申候き、其後其方式如何候哉、嶋津上総介事、
爲御方之由申候間、注進京都候之処、於今者氏久同心候
間、無念候、然間兩國事、令申京都子細候、定不可有子
細候欵、とても自最初取分たのみ申候之上、御同心候し
かハ、同候者、此時分一道御現形、殊ニ可爲本意候、爲
大將兵部大輔罷越候上者、相構於一所御談合候者、可目
出候、すてニ御方ニ御參事、京都ニ申入候間、如此令申
候、恐々謹言、

壬七月廿二日

衾(マ)すめ殿

(永和二年) 了俊(花押)

○一六七 肥後高基書狀

『正文在家藏』

先日進狀候之處、不參着候哉、不預御返事候条無心元相存候、兼亦薩州勢不殘姫木ニ打寄候之間、御方浮沈此事ニ候、御大將御方より被進狀候、此時分御同心候者、可爲大慶由御意候、於我等殊可目出候、今度事一向憑存候由、我々も可申子細被仰候、自然御申事候者承候て、高木方ニ申談披露可仕候、就于其候嶋之事何様被計候哉、被聞召ぬ候と存候、此人所存委細示給候者可爲悦喜候、如今候てハ、只一身之難義(候)此時候之間、平ニ憑存候、御意無子細候者恐悦候、尚々此時分一途御計候者、公私可目出候、每事期後信候、恐々謹言、
(永和三年)
八月六日
(肥後)
高基(花押)

祢寢殿

『在口裏』

○一六八 加賀守房成書狀

『正文在家藏』

雖未入見參候、以次令申候、常習候哉、抑且被聞食及候哉、畠山三郎殿、以肥州内儀下向候間、当郡人々各申談、去十二日打越真幸院、同十六日氏久手者籠置候馬関田城ニ進陣、數ヶ所取候了、退治不可有幾候、此時節其堺事、一途被思食立候、被達御本意候者自他可被目出候、氏久振舞且人之上ニ、不可被思食候哉、其境御籌策、此方可爲御合力候、当院落居不可有程候間、早々庄内進發事可廻籌策候、恐々謹言、

八月廿一日
謹上 祢寢殿(久禮)

加賀守房成(花押)

○一六九 多良木頼仲書狀

『正文在家藏』

雖未申承候、以事次令啓候、常習候哉、抑其方様御合戦之次第、何様御治定候哉、奉度候、且被

聞召及候哉、於島山三郎殿大將、去十二日打越當院、同十六日押寄馬関田城合戦最中候、御退治不可有幾程候、何様敵城落居候者、其堺罷越候合戦之次第可申談候、院内之不審爲御存知令啓候、細く不申承候之處進狀候、雖憚入候、於向後者、連く可申通之由存候之間、如此令啓候、御同心候者爲悅候、事く期後信候、恐く謹言、

八月廿二日

(多良木)
前上総介頼仲(花押)

謹上 祇寢右馬助殿

『在包紙』
ねしめとのにまいる たらき

謹上 祇寢右馬助殿 前上総介頼仲

○一七〇 相良前頼書狀

『正文在家藏』

先日進狀候之處、委細御返事尤恐悦之至候、抑如先札申候、島山三郎殿依御下着、当郡人々各申談、去十二日馳越真幸院、同十六日对馬関田城近陣、數ヶ所

被取候了、不可有退治幾候哉、此時節其堺事、一途被立思食候者、可目出候、先日御返事ニ、聊承子細候しかとも、所詮公方向へ闕候了、於私憑存候、無相違候者可爲本望候、尤以別便雖可申候、不知案内之間、教久をもて令申候、巨細可被尋聞召候、此堺合戦事同前候、尚く以別儀御合力候者、被思食其堺事、一途御沙汰候者可目出候、諸事期後信、恐く謹言、

八月廿二日

(相良)
近江守前頼(花押)

謹上 祇寢殿

○一七一 多良木頼重書狀

『正文在家藏』

雖未申承候、以次令申候、常習候歟、抑島山三郎殿、真幸院御發向之際、球广郡以一同之儀御共仕候、去十二日彼院ニ罷越候、同十六日馬関田城お被取卷候、退治不可有幾候、其境御合戦之事何様候乎、承度候、此境落居候者、其邊之御合戦之時者示給候、罷越候、

可申談候、於向後者不審連と申承度候、御同心候者本望
事候、期後信、恐と謹言、

八月廿二日

(多良木)
但馬守頼重(花押)

謹上 祢寢右馬助殿

〇一七二 公頼書狀

雖未申承候、於向後者、細と可申通候之由存候際、以次
令啓候、

抑定被及聞食候欵、郡内人と令一同候て、畠山三郎殿令
御共候て、去十二日当院真幸着陣候、隨而近陣數ヶ所取
候て指廻楯垣候、退治不可有幾程候、敵陣馬関田と申候、
此時分其界事一途御方便候ハ、公私可目出候、此城御退
治候ハ、隅州可有御發向候、其時ハ入見參可申承候間、
進狀候、御同心候者悦入候、恐と謹言、

八月廿二日

前佐渡守公頼(花押)

謹上 祢寢右馬助殿

〇一七三 周防介隆能書狀

雖未入見參候、以次申承候、常習候哉、

抑畠山三郎殿御共仕候、郡内人と不殘当院真幸馳越候、
敵城馬関田差向近陣數ヶ所取候、被廻楯垣候之間、不可
有退治候哉、此時節其界事、一途御沙汰候者、可目出候、
此之由面と被申候之間、併令省略候、不審連と承可申之
由存候、御同心候者喜入候、恐と謹言、

八月廿二日

周防介隆能(花押)

謹上 祢寢右馬助殿

〔在包紙〕
ねしめとのニまいる なかさと狀

謹上 祢寢右馬助殿 周防介隆能

〇一七四 今川滿範書狀

〔正文在家藏〕

先度進狀候之處、未御返事到来候、不審存候、今日廿二日

姫木古城ニ陳お取候了、当陳事取堅候者、一勢差置候、先救二郷堺へ可有勢仕候、爲御不審申候、此時分急速一途御計候者、殊ニ可目出候、恐々謹言、

(永和三年) 八月廿二日

(今川) 滿範(花押)

神寢殿

『在口裏』

〇一七五 肝付兼氏書狀

『正文在家藏』

又彼方より被進狀を候、同進候き、就便宜たひ候返事、非本意候、

一昨日進使者候之處、重御音信恐悅無極候、抑蒙仰自是不殘愚存を令申候間事、彼方へ御意分をも細々可遣申候、其左右到来候間者、星峯事、御名候へかしと令存候、其内被食候時者、けニハ彼方沙汰之通、此方様御面ニハ無てや候へんすらんと、是まで令了見候、聊不殘心底を遮

而御使ニも令申候間、不能巨細候、恐惶謹言、

八月廿六日

兼氏(花押)

〇一七六 今川滿範書狀

『正文在家藏』

尚々其境事一向御一身を憑存候、此時分一途可有御斗候、

度々就于便宜進狀候、參着之有無不承候事無心本候、隨其境之事、此辺勢仕候時分、一途可有御現形之由、深憑^(慮)存候之處、于今無音、背本意候、兼又肝付より去夏比被申子細候間、其功成候へんする事大綱ニ存候と、其方之御沙汰も、事延引候間、先申談候し、所領内少々申談、誠公方大事を大綱と被思食候へん時者、所領等之小事者、可有御談合候へく候と存て候へハ、何方も不入眼候事、所存之外候哀々被聞萬事、道行候者目出悦存候、自肝付者其方之御所存によるへきよし、堅被申候、能々御計略候て、一途入眼候者悦存候、恐々謹言、

八月廿七日

〔今川〕
満範(花押)

祢寝殿(久瀨)

〔在口裏〕

〇一七七 今川満範書狀

『正文在家藏』

先日僧おもて申候處ニ、委細御返事悦入候、抑今日廿八
三またニまかりこへ候、それニつき候てハ、やかて一陳
をとるへく候、しかなからたのミ存候、おなしく候ハ
ム、此時分一途御はからひ、こうしのため可爲大切候、
入加候てもし合戦をしちかへ候てハ、諸方の御方の御た
めと申、身ニおき候て、せんとをうしなうへく候、この
時御合力候ハム、又御かたきたいちたやすかるへく候間、
くはうの御ためと申、さしあたり候てハ、身にむけての
御心さしたるへく候間、すゑくまでとかいくしから
す候共、御ようにたつへく候、このたん八まんも御せう

らん候へ、偽あるましく候、たゞかんよりの時節候、き
そくニ御はからひ候ハム、ことにく悦存へく候、又た
んたいの狀の案文一見候了、御代官おしんせられ候時
分、うけ給候て、注進狀を可進候、これより進代官候
時、もとり申へく候、恐々謹言、

八月廿八日

〔今川〕
満範(花押)

〔在口裏〕

〇一七八 今川了俊貞書狀

『正文在家藏』

委細承候了、如此事先立てこれより僧をもて申候しか
ハ、定今ハまいり候んと存候、このためニ玄久か方へ
も、かたく申つかハし候、又三ヶ國の人ニモ、事書
をもて申つかハして候、所詮今度玄久是非をさしをき
候て、あいたかひの知行分の事ハ、公方の御成敗を待
申候て、まつ八代ニ発向候坎、さ候ハすハ、この陳ニ

玄久父子の間ニ參候て後ニ、めん／＼知行分の理非お申候ハ、糺明候てきた候へく候よしを、くれ／＼申て候ニ、今のことくハたゞ此間のまゝニ玄久もふるまい候上ハ、いかてか一揆の人とも、玄久ニ同心合躰せられ候へき候やと存候間、いそぎ／＼玄久かふるまいをミ定候て、これより京ニ申候て、治罰の御教書をとり候て、やかてもとのことく對治し候へく候、もし又玄久父子か間ニ八代ニもむかひ、又これへも參て候ハ、とても理非ニまかせて可成敗候間、御心安かるべく候、その子細を一揆人との中ニも、又玄久か方ニも申つかハし候、この狀ともをつかハされ候へく候、そのためニ先立てもこれよりつかいをたて候し也、

一そのほども、もし玄久よせ申事など候ハ、相構合力申候へと、薩摩のさミ嶋かもとの狀、かさねてまいらせ候、つかハさるへく候、何さまニてもいかにも候て者、ちと御こらへ候て、玄久かふるまいを御らん候へく候、それニしたかひて、これよりの合力事ハ申へ

く候、さきたちてちか事ニて申候し上ハ、心のおよひは合力申へく候、たゞ將軍家をいよ／＼まほり御申候へく候、何と候ハすとも、御本望をとけさせ申へく候也、

一御所望候北俣事、此間御知行ニまかせて、重て城安堵申候也、かやうの事ハ、追てくハしく尋候てきた候へく候へとも、まづ此間のまゝニ、或ハ玄久かもちて候つる所ハ、そのまゝニもたせ、御方の人と持て候つる所事ハ、そのまゝニもたせ申へく候つるニ、玄久任雅意をさへとり候上ハ、すてニ法をやふるにて候間、かた／＼きた候へく候、そのためにまづ重て判形を進候也、就是非玄久かふるまいニよるへく候、今ちと御らんに入候て、御待候へく候、恐々謹言、

(永徳二年)
九月三日
(今川)
了俊(花押)

(久清)
祢寢殿 御返事

【在口裏】

〇一七九 斎藤明眞書狀

『正文在家藏』

八月十日御狀今月一日到来、委細承候了、

抑菊池御對治事、誠目出候、仍南郡爲御對治御発向候、

是事者此僧委細可被申候哉、慙如此令申候条目出候、此

趣披露候之間、如法く御悦喜候、兼又御申候条く事、

此御狀探題入御見參候了、就其御返事候之間、委細定被

仰出候坎、公方様事諸事無等閑候、於向後弥不可有疎儀

候、連く申承候者、本望候、諸事期後信候、恐く謹言、

(永徳元年カ)
九月三日

沙弥明眞(花押)

謹上 衾寝殿(久徳)

衾【在包紙】しめ殿まいる

斎藤入道

謹上 衾寝右馬助殿

沙弥明眞

〇一八〇 今川了俊貞書狀

『正文在家藏』

五月十三日御文、今月一日到来、披見候了、

一(氏久)玄久御免事、先立て、及三ヶ度、大將方并ニ一揆中ニ、

条く事書御教書、同内書等にて申遣候き、定て其旨を

被存候者、云玄久云一揆中、まつ私の宿意、又ハ所領

等の相論をとめて、此間の兩方の對陳をしりそきて、

不日ニ八代ニ発向候て、官方を對治候へきよし、堅申

遣候了、そのためニ、玄久近年の不忠をめんし候てめ

し出へきよしを、前(相良)頼ニ申ふくめ候處ニ、今御申のこ

とくハ、結句一揆の人々、玄久と此輩事、無是非時分

候間、弥就内外、たのミたのまれ申へく候上ハ、不廻

時日、兵部大輔ニ御合力候て、其界事可被成功候、た

のミ入申候外無他事候、其子細再三兵部大輔方ニ申遣

候、定可申候哉、所詮諸事たのミ存へく候也、恐く謹

言、

(永徳二年)
九月四日

(今川)
了俊(花押)

衾寝殿(久徳)

「在口裏」

〇一八一 今川了俊^真書狀

尚々先立大將方ニ仰候ニ付て、如此申候、

氏久可參之由、治定申候間、任申請使者差下候處、尚以不參陳候、其上此間も菊地ニ代官をよきて候事、かくれなく候間、よも參候ハしと存候なから、後日のためニ申遣へく候つる、案のことく不參候、此上者、向後いかニ降參の事候とも、八幡大菩薩照覽候へ、用ましく候、もとより京都御意ニハ、そむきたる仁ニて候間、今ハ長くめし出ましく候、就其者、かた／＼の御事、もし氏久參候ハム、とても御同道候ハんためニ、今まで御參なく候よし、先立て承及候し間、今ハ如此氏久切候間、定て早々ニ御參候へく候欵、若此下ニ猶も御參候ましくハ、これも向後申ましく候、且ハ將軍家の御ため、且ハ御私家の御ためニて候、今ほと一日も早々ニ御參候ハム、ふかくたのミ申へく候、大隅國事、今ハ愚身か分國にて候

間、さりとも向後御申事以下、等閑候ましく候、國事如此拜領候間、弥かた／＼の御事、たのミ申へく候間、重々申候也、此御左右ニよりて可存候、恐々謹言、

九月四日

祢寝殿^{久傳}

了俊^{今川}(花押)

(原表紙)

新編祢寝氏世録正統系圖 第九下

禰寢氏正統世錄系譜 卷之九下

禰寢殿(久灣)

〔在口裏〕

(久清譜中)

○今川兵部大輔滿範其外簡牘十五通、

○一八三 島津元久書狀

○下卷一軸正文獻者自九月七日滿範簡牘始、

○一八二 今川滿範書狀

雖度々申候、于今延引候間、重而進狀候、今日七日伊集院お罷立、山口串木野まで罷越候、就其候者来十三日可越山候、其内ニ被打寄候者悦入候、恐々謹言、
九月七日(島津) 元久(花押)

『正文在家藏』

〔在口裏〕

先日進狀候了、定參着候哉、承度存候、兼又對柵山城一

禰寢右馬助殿

陳取候志趣者、南郷大窪弥爲合力候、又者氏久浮合候者、

一勝負雖存候、野伏一人も不出合候間、石寺河内山人を

爲案内者、昨夜甲百余野伏三百余人差遣候了、仍別所ニ

一途相計事候之間、今朝小山城移候了、就夫者、御約束

通、一向憑存候、急速一途御口計候者、可然候、しかし

『正文在家藏』

○一八四 実久書狀

なから憑存候段、度々(マ)篇朽候了、恐々謹言、

奥州狀御一見、從此使可給候、

九月七日

(今川) 滿範(花押)

遙久不令申候、非本意存候、度々預御音信候、于今令悦

喜候、兼又奥州(元久)より加様狀候間、明日拂曉罷立候、面(マ)様可申之由候間、態飛脚を下候、十七日敵方陳取治定之被申候、同候者、此合戦ニ御合候様、御越候者、恐悦可爲本望候、委細期面候、恐々謹言、

九月十五日

実久(花押)

祿寢殿

『在口裏』

〇一八五 今川滿範書狀

『正文在家藏』

可有御方現形之由承候、目出喜入候、隨而承候在所大隅國始良庄下大隅郡鹿野屋高隈村事、御現形之後可令注進候、探題深被憑申候之間、見參之時可申談候、委細御使ニ申候了、恐々謹言、

(永和四年)

十月七日

(今川) 滿範(花押)

祿寢(久薄) 右馬助殿

衾しめ殿

中道いけひらより

祿寢殿

滿範

〇一八六 今川滿範書狀

『正文在家藏』

又ことを闕候つる処ニ鞍給候事、御志之至、返々悦入候、又案文ニ申て候へ共、探題内書正文進候、たしかに返給るへく候、又薩州南郡事、能様ニ御ちうさく候へく候、

御狀喜承候了、就其者、鷹栖之敵城被打落候事大幸事候、御骨折悦入候、後卷懸候けるニ、御手之人々無子細候覽事目出候、手負以下無別儀之由承候、悦入候、今明日之間ニ僧お探題へ進候間、御骨折之事、御忠節之通、ねんころニ注進申候へく候、將又駿河兄弟之事、是又ねんころニ承事悦入候、此人々の事者、一向御力に可憑存候歎、此後之事も、一向御引立候へく候、又去月廿三日、

探題御内書此程下着候、案文寫進候、可有^レ一見候、一勢可被^レ下事、既以誓言被^レ申下候上者、不可有御不審候、又船勢も同可被^レ下由承候へ者、目出候、自是上候し玄貞房者、勢くたさるへく候間、案内者にとて被^レ留置候上者、不可有御不審候、又當方勢仕之事、都城お取巻候はん事にて、本望ニ候へ共、但御勢可^レ下候間、いかにも固くし候て、今一さ右侍度候程ニ、北郷城か崎と申候所ニ、惣陣を取候了、山東・伊東勢・一揆中之勢、固く可^レ差置候、探題より仰候ことくニ、御勢忿く下候者、無是非候、やかてく都城ニ可^レ差寄候、若又延引之子細も候ハム、年内者、少く勢共をやすめ候て、正月十五日過候者、無遁避山東勢一揆中之勢、打寄候て、都城お可^レ取巻之由、固治定候了、如此當陣取誘候はん中ニ、肥後の御左右聞候者、ふと差寄候事もあるへく候、其時者、忿く以早船可^レ申候、相構く其界之事、御堪忍候て、此さ右お御侍候へく候、又御籌策候ぬへきかたをへ、御方便候者、弥ことなる御大忠にてあるへく候、尚く重く御高名誠感入

候く、委細注進申へく候、不可有疎義候、恐く謹言、

(康暦二年)

十月十六日

(今川)
滿範(花押)

(久遠)
祢寝殿

「在口裏」

○一八七 今川了俊貞世書狀寫

「正文在家藏」

薩摩南方一揆人々參御方候間、目出候て、京都ニも申て候へハ、思外ニ伊久致合戦候、言語道断事候、重ていましめつかハし候也、若猶伊久不退候ハム、これより一揆中を可^レ合力候、しかしながら(兵)玄久か日向・大隅の人々をさたし候、同やうに伊久たくミける候間、將軍家の御ためニ無勿躰候處ニ、それより御合力候なる返く目出心ちよく存候く、先立てこれより申へく候しニ付て、かやうに御合力候やらん、それニつけてもありがたく悦入候玄久・伊久等か進退ハ今年中の振舞ニよりてさた候へく

候間、これにつけてもかやうの人々をへあいたかひニ御合力あるへく候、よく御堪忍候て、事のやうを御らん候へく候、恐と謹言、

〔康應二年〕
霜月十五日

〔久徳〕
祿寝殿

〔今川〕
了俊〔花押〕

〇一八八 今川滿範書狀

『正文在家藏』

御返事之趣悦承候了、抑大手合戦之事、重て御方勝利之由其聞候へ共、未分明候、重て治定候説〔覽之〕、承候者、可令申候、先聞候分荒と此人ニ申候、可被聞召候哉、兼又其界之事、可然様ニ御計略候者、可目出候、氏久近日可後卷之由承候、於其界御合戦を被始候はん事者、又如何にも固可有御計候、先敵方のきこえと申又御方にも御力をそへらるゝにてあるへく候へ者、先當陣へ御代官を一人

被進候者、大慶たるへく候、將又此御返事、則可申候つる處ニ、出羽方へ委細承候由、仰候間、此仁を山東へ使ニこして候程ニ、帰を待候て、今まで遅候、未此仁不帰候程ニ、先申候、出羽帰候ハ、又自是も重て可申候、猶其方向之事者、御決候へ者深く憑存候、公私可然の御籌策とも候者、悦入存候、尚氏久今明日之間ニ、可打上由其聞候、此刻ニ先御代官お被進候者、可然候、御合戦之事ハ氏久か足任ニより候て、可有御計候哉、恐と謹言、

十一月十七日

〔今川〕
滿範〔花押〕

〔久徳〕
祿寝殿御返事

『在口裏』

〔在口裏〕
祿寝殿

滿範

〇一八九 今川滿範書狀

『正文在家藏』

其後御身躰如何様御計候哉、既大手事若君御下向御治定

間、中國勢并大内三郎大勢にて渡海候間、六ヶ國治定不

可有幾候哉、同者此時分御現形可目出候、隨而御事書并

伊久(勘傳)・氏久治罰御教書、又者大隅・薩摩兩國探題拜領御

下文正文被下候、案文爲御不審寫進候、正文人を給候て

可見申候、同なから面々御事ハ、探題余人よりハ御憑存

之由被申候間、六ヶ國退治以前御現形返々目出可存候、

又求仁郷万事憑存候由申候、御合力候者悦入候、御方洪

谷勢并和泉牛屎人々、無残所打寄候間、近日一途可致沙

汰候、尚々其内ニ御現形候者悦喜存候、近日大手注進仕

候事候、同者其内ニ御返事承候、其段可注進候、恐々謹

言、

(永和二年) 十一月十九日

(今川) 滿範(花押)

(久渡) 祢寢殿

『在口裏』

〇一九〇 野辺盛久書狀

『正文在家藏』

自去年在府仕候之間、依違遠良久不令申候之條、非本意

相存候、抑三條家爲氏久退治御下國候、愚身も爲國安堵

〓宮御所よりそへられ申候之間、罷下候了、就其

氏久・伊久可被御方參之由申され候へとも、國人々同心

ニさ々ゑ申され候之間、御返事までも候ハす、きらされ

候了、就中此境合戦之事に水引ニ向陣とられ候、近日つ

め陣とられ候へく候、清色・入木・けたういん勢ハいか

り山ニ可被寄候、くまの人々ハミしやう内ニ、打出候へ

く候、泉・うしくそ・あま草勢ハ平か城ニつめ陣とるへ

く候よし、申て候、爲御不審令申候、兼又竹崎落居候

者、菊地との手物共少く畠山三郎殿ニつき申て、こすへ

きよし、申され候、哀々此時分御方御參候へかしと相存

候、すてに九州如此罷〓(成候カ)上者、御方一同さほいあるま

しく候、隅州事も三條殿御給候へハ、御參も候へかし
と、申せと仰候程ニ、令申候、御のそミの事ハ御所望ニ
よるへく候由、申せと仰候、御所様大將御方様何にても
候へ、かいくしからず候とも、自分候へハ、御用事候
ハ承候、可取申候、御事期後信候、恐々謹言、

霜月廿日

左衛門尉盛久(花押)

謹上 祿寢殿

○一九一 今川了俊貞世書狀

『正文在家藏』

薩州南方人々被參御方候間、目出候處ニ、伊久・玄久等
及合戦候云云、仍御合力候之由、此人々方より注進候、今
ニハしめ候ハねとも、殊く心ちよくありかたく存候、
そのためニ先立、これよりも申て候しかとも、眞実の御
心さし候欵の故ニ、愈々御合力申盡かたく候、凡嶋津人
々造意もとより將軍家をへ、我身の力ニし候ハんため
ニ、御方のよし申ハかりにて、よりそへ、内心ハミなく

凶徒にて候、今度も身のをき所候へて、參御方候間、ち
からなく免し候てめし出候へハ、公方方の御用ニ不立
候て、面々御忠の人々の所領等、又押領候のミならず、伊
久さへ今又南方の人々ニ向て至合戦候、此とし月宮方の
時ハさた候へて、さしをき候て、今御方として成候時、

如此さたし候間、弥内心の不忠あらハれ候間、今一左右
きく切候て、此輩事かたく可致沙汰候、相構く、御堪
忍候て、御本望を可被達候、就中昨日自京都御教書成下
候、三ヶ國人々八代発向事にて候、これニ付ても、玄
久・伊久等、私事仕候て、公方の御用ニ不立候ハんニ

ハ、めし出候、不可有其甲斐候間、又可加治尉候、御心
候へく候也、御教書案文まいらせ候、正文ハ(今川義範)兵部大輔方
ニ、つかハし候、定可入見參候哉、その御事御大事の
用書、御持候間、八代向事ハさいそく申ましく候、可御
心安候、恐々謹言、

霜月廿六日

了俊(花押)

祿寢殿

○一九二 今川滿範書狀

『正文在家藏』

又救仁郷三川介、并桑山方御狀趣見申候了、

態御使悦存候、兼又御方無他事由承候、目出存候、隨而

明春合戰事者、氏久參陣可寄左右候間、追可申談候、尚

と慰勸ニ承候条、悦入候、恐々謹言、

極月廿五日

滿範(花押)

祢寢殿御返事

『在口裏』

○一九三 前出雲守師綱書狀

『正文在家藏』

就三ヶ國御退治事、爲 上御使、重而罷下候、所詮嶋津

又三郎事、可有御退治之間、此程同心人々、不日ニ爲御

方可被致忠節之由、御教書如此候、先案文進候、正文ハ

大將ニ進置候、忿々御代官給候欵、不然者、探題薩州發

向候者、即時可有現形由、被載起請詞、御請文可有候、

若無其儀候者、永可爲又三郎御同心候、忿御左右可有御

申候、京都可申候、恐々謹言、

十二月十二日

前出雲守師綱(花押)

謹上 祢寢殿

謹上 祢寢殿

前出雲守師綱

○一九四 兼房書狀

『正文在家藏』

一揆人々連判狀到来候了、目出候、もとより此人々の事、

京の御意目出候之間、さてこそ嶋津か降參の事ともかさ

ねてよく御された候て、御方人々の煩ニなり候ハぬ様

候ハ、かたしけなく仰出されて候へハ、更々煩候ましく

候、若氏久などハらくろなる事ふるまひ候ハム、しこう

したるへく候間、よろしくかれかふるまひをミられ候

て、追て申され候ハム、何とも申行へく候、かやうの事

宗久庵主の下向之時、兩方ニ事書にて申て候し上ハ、す

へてミたり的事あるへからず候、そのためニ重て一揆人

と同道仕可參候、兼又都城今月中に定落居候めと存候、

其中にも其方様ニ御合戦候者、一途可致沙汰之由、大將

無他事被申候、其外一揆中も被申候、御合戦御延引候

者、相構々々、御代官一人御參尤可然候、今明諸事可申

入候、条々頼清方より可被申入候間、閏筆候、又見參候

者、爲令啓候、雖無何事候、連々弥愚心を申入度候、御

同心候者尤所仰候、恐々謹言、

(永和三年乙)

十二月十六日

兼房(花押)

(久傳)
祢寝殿

『在口裏』

大將參御書案文

○一九五 今川了俊貞書狀

『正文在家藏』

求(仁應)□仁應帰參之時、御狀披見候了、悦入候、嶋津大事京

都御されたのごとく、御申候所、不道行候欤、然□もと

より野心仁候間、身のおきところあるへからず候程ニ、

定ては□(やカ)凶徒ニ可現形候欤、此間までハ□(忍)都を掠申候

て、己か造意を□(忍)のり候て、以自身可任雅意候由た

くみ候て、三ヶ國の人々をも、種々ニすかし候き、実

事ニ凶徒現形候ハ、官方連惡候間、弥退治不可有子細

候間、京都にも此子細申上候了、仍御左右到來候へく

候、其時諸事を差置候て、其方ニ兵船を進候へく候、

御同心候て御退治候へく候、爲其明春まで粟生山城守、

其方ニとゞめ置候、可御心安候、若又京都御左右以前

ニ、嶋津打出事候ハ々々、何時もまつ兵箭をそれへ進候

へく候、細々ニ可承候、そのためニ救仁郷をも返遣

候、子細此仁申候了、可有御尋候、如此一同ニ御申候

間、成悦候、毎事京都の御定ニ任された候へく候間、我

々ニ御同心候ハ々々、始中終御ため可目出候へく、於身

ハ又可満足候へく、

一此方事とかく方々煩候へ共、無子細候、可御心安候、

恐々謹言、

十二月十五日

(今川)
了俊(花押)

祢寢右馬助殿

〔在口裏〕

〔在包紙〕

祢寢右馬助殿

了俊

○一九六 今川了俊貞世書狀

『正文在家藏』

先立申候處ニすてニ御參事、御治定之由、(今川滿範)兵部大輔注進

候之間、悦喜候、折節氏久參御方之由、こんハう申候

間、免候處ニ、尚日限相違候、如何様子細候欵、然者雖

何時候、我々か中ニ一人可馳下候間、かねて申候とても

大隅國事、身か拜領地候間、氏久か進退神妙候ハ、身

と候て可返付候處ニ、内々承候ヘハ、此間御方ニ切替候

つる人々を、とかく籌策し候なる間、いかにも子細候欵、

此仁參陣候ニ付ても、又替候ニ付候ても、今時分御參候

て、同候者、大將手ニ御付候て、直ニ軍やくをも御つと

め候ハ、御家のため可然候、氏久御同心の時も、か

の下にて、面々御忠をいたされ候ヘハ無念候、ミナノ

日本國地頭御家人たちハ、弓矢の將軍をいたゞき申され

候て、家を立るヘク候ニ、私ニ或ハ守護人、或ハつよき

ニ付て、御ふるまいハ無念候ヘク候、そのためニまつ大

將をも進て候ヘハ、急々兵部大輔一所ニ御同心候者悦入

候、これハたとひ氏久參候とも、如此たるヘク候、さて

こそ自身の御忠も御心さしもあらハれ候ハんすらんと存

候、今度氏久ニ御同道候て、御參候てハ、向後、いかな

る事も候ハん時は、又かの仁か振舞と同やうニ、御わた

り候ハんすると、京とニもおほしめし候ハんする間、か

たノ御ためを存候て申にて候、したかひて、今度も

氏久申こひ候て、分國中ニ此間同心候つる人々をハ、同

道して參陳候ヘといふ御教書を所望申候し也、とても御

參候ハ、まつ兵部大輔ニ御對面候て、可然存候、所詮

國一揆の人々ニ御同心候ハ、始中終可目出候哉、嶋津

事参候て、致忠節候までも、心もとなく存候、恐々謹言、

(永和三年)

十二月十五日

(今川)

了俊(花押)

(久遠)
祢寝殿

追申候、

嶋津事、今時分合力可爲大功之由、重々仰候へく候、其
邊人々、或私のあらそひ、或所務のためニ不快いし／＼
といふかこつけ申され候て、今度の御用ニ被立候さらん
ニハ、一向凶徒与同たるへく候、御心へ候て、めむ／＼
ニ御つたへ候へく候、

(表紙)

新編祢寝氏正統系圖

五

(原表紙)

新編祢寝氏世録正統系圖

十第

禰寢氏正統世錄系譜卷之十

(清平譜中)

○貞治二年癸卯十一月五日、建德二年辛亥八月十日、慶

安四年辛亥八月十四日、同七年甲寅十一月三十日讓狀

數通備于左、

○一九七 建部久清讓狀

『正文在家藏』

奉讓与 繼母所

大隅國禰寢南俣内田蘭等事、

田分

一 柏木四段 一小山下二段半

一 稻葉三段 一 松山内又大郎作二段

蘭分河窪

一所 五郎入道蘭 一所 左衛門五郎入道蘭

一所 中村孫四郎之蘭

右於田蘭等者、御一期之間可給令知行、但御佃以下諸濟物等者、如清有之時可被勤仕之狀如件、

貞治貳年十一月五日

建部久清(花押)

○一九八 建部久清讓狀

『正文在家藏』

大隅國禰寢院南俣地頭兼郡司建部久清辭

讓與 嫡子鬼房(番字)丸當院司并地頭職同國小河院國領筑前

國早良郡比伊郷田地屋敷同國長洲庄畠地地頭職事、

副渡 代々調度證文等、

右當院者、爲彼職、久清先祖重代相傳領掌地也、而以鬼

房丸爲嫡子、相副御下文以下次第調度證文等、限永代所

讓與之狀如件、

建德二年八月十日

建部久清(花押)

〇一九九 建部久清置文

『正文在家藏』

女房に別所領ゆつるへきよし所存なりといへとも、鬼房(清平)丸か母たる上ハよくくふちをくわふへきなり、仍之狀如件、

應安四年八月十四日

建部久清(花押)

鬼房丸(清平)

應安四年八月十四日

久清(建部)(花押)

久清かふちの人く中

『在口裏』

久清(か)ふちの人く中 清久

〇二〇一 建部久清讓狀

『正文在家藏』

大隅國祢寝院南俣地頭兼郡司建部久清辞

讓与 嫡子鬼房丸(清平)當院司并地頭職、同國小河院國領筑

前國早良郡比伊郷田地屋敷、同國長洲庄島地地頭職事、

副渡 代々調度證文等、

右當院者、爲彼職、久清先祖重代相傳領掌地也、而以鬼

房丸爲嫡子、相副御下文以下次第調度證文等、限永代所

讓与之狀如件、

應安四年八月十四日

建部久清(花押)

〇二〇〇 建部久清置文

『正文在家藏』

母にて候人の事、是又そらくあるましく候、加様たのミ候うへハよもそらく候ハしと存候てかけ申候、久清かふちの人くのなかへ申をき候、相構と一そくその外おもひあへり候て、鬼房をとりたてられ候て人になされ候へく候、面々一向たのミ存候、返々たのミ存候く恐々謹言、

〇二〇二 建部久清讓狀

『正文在家藏』

大隅國祢寢南俣地頭兼郡司建部久清辭

讓与 嫡子鬼房(清光)丸當院司并地頭職、同國小河院國領筑

前國早良郡比伊郷田地屋敷、同國長瀨庄畠地地頭職事、

副渡 代々調度證文等、

右當院者、爲彼職、久清先祖重代相傳領掌地也、而以鬼

房丸爲嫡子相副御下文以下次第調度證文等、限永代所讓

与之狀如件、

應安七年十一月卅日

建部久清(花押)

〇二〇三 藏人頭広橋兼宣奉口宣案

『正文在家藏』

上卿 新藤中納言(日野町資藤)

應永三年八月十一日 宣旨

橋清平

宜任山城權守

藏人頭右大弁兼遠江權守藤原兼宣奉(広橋)

『在口裏』

口宣案

〇(應永)同四年丁丑六月十五日、大隅國本領安堵之事、鎮西探

題澁河右兵衛佐滿頼證帖左附之、

○應永三年丙子八月十一日、清平任山城守、口宣左載之、
按當家者平姓、建部之兩姓也、今以橋、
載于口宣、當家之文獻若干之中無所見、
以建部誤橋、故後來見
者察之、

〇二〇四 渋川滿頼安書下

『正文在家藏』

大隅國本領地事、知行不可有相違之狀如件、

應永四年六月十五日

右兵衛佐(花押)

祢寢山城守殿(清平)

祢寢山城守殿

右兵衛佐滿頼

○同十五年戊子十月十九日、(應永) 太守元久公賜契約狀於清

平、其書中丁寧也、左載之、

○二〇六 島津玄仲元契狀

『正文在家藏』

契約

○同十年癸未十一月二十九日、(應永) 太守元久公以大隅國下

大隅郡木谷村大禰寢之内郡本村賜于清平、因御正判開

于後、

○二〇五 島津元久宛行狀

『正文在家藏』

大隅國下大隅郡之内自坂上、此之内除木谷村并大祢寢之内郡本之村、爲料所所宛行也、早任先例可領知之狀如件、

應永十年十一月廿九日

(島津) 元久(花押)

祢寢左馬助(清平)入道殿

(本文書ハ「旧記雜録前編」二七一号文書ト同文ナリ)

右意趣者、雖天下轉變可爲一味同心之由承候之間、御大事之時者、存身之大綱、捨申ましく候、如此申談候上者、和讒凶害仁出來不慮子細之時者、直申承可散不審候、若此条偽申候者、

正八幡大菩薩 諏訪大明神 稻荷大明神 天満自在天

神御罰お可蒙候、仍契狀如件、

應永十五年十月十九日 (島津元久) 玄仲(花押)

祢寢山城守殿(清平)

(本文書ハ「旧記雜録前編」二七七号文書ト同文ナリ)

○太守元久公之御家老平田新左衛門親宗・阿多加賀守時成、五月二十八日不記年號連書(平、)左具之事、見書中、

○二〇七 平田親宗・阿多時成連署書狀

『正文在家藏』

先日御着陣之時、鹿屋方爲使節被申談候大祢寢弁濟司職事者、無子細之由被申候、蜂巢給分事鹿屋方より申候處、御代官方異儀之由承候、無子細樣被仰付候者悦喜之由被申候、仍進狀候、諸事期後信候、恐々謹言、

五月廿八日

(平田新左衛門)

親宗(花押)

(阿多加賀守)

時成(花押)

祢寢殿(清平)

/

○(應永)同十八年辛卯十月九日、薩州指宿郡之内鳴河村之事、同年十一月十八日、隅州寄郡之内西俣給分之事、同年

十二月十一日、同國大禰寢院之内神田名主職之事、島津家八代 太守陸奥守久豊公以證帖賜于清平、各開于後、

○二〇八 島津久豊宛行書下

『正文在家藏』

薩摩國指宿郡之内鳴河村之事、

右爲料所所宛行也、任先例不可有領掌相違之狀如件、

應永十八年十月九日

(島津)

久豊(花押)

祢寢殿(清平)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二八三七号文書ト向文ナリ)

○二〇九 島津久豊宛行書下

『正文在家藏』

大隅國寄郡之内西俣事、肝付老共之跡并兵部少輔知行分參拾町、爲給分所宛行也、同所相殘地等事、闕所時者、彼在所立贄(善)可進之狀如件、

應永十八年十一月十八日 (島津) 久豊(花押)

祢寢山城守殿

(本文書ハ「旧記雜録前編二」八五八号文書ト同文ナリ)

〇二二一 島津久豊契狀

『正文在家藏』

契約

〇二二〇 島津久豊行書下

『正文在家藏』

大隅國大祢寢院之内神田名主職之事、

右爲料所々宛行也、早任先例、不可有領掌相違之狀如件、

應永十八年十二月十一日 (島津) 久豊(花押)

(清平) 祢寢殿

(本文書ハ「旧記雜録前編二」八六二号文書ト同文ナリ)

一右意趣者、此刻別而憑入候之處、御同前候上者、成親子之思、御大事お身之大綱と可存事、
一如此申談候上者、運をひらき候時ハ、御力を副申、弥とりわけ申承、不可有他事候事、
一於此内和讒凶害出來候時者、申出候する物を野心と存、生涯之間無違篇御用ニ立たゞれ可申事、

此条々偽申候者、

日本國中大小神祇、殊者伊勢天照大神 正八幡三所大菩薩 熊野三所大権現 稻荷大明神 諏方大明神 霧嶋六所大権現 天満大自在天神之御罰お可罷蒙候、
應永十八年十二月廿七日 久豊(花押)

(清平) 祢寢殿

(本文書ハ「旧記雜録前編二」八六三号文書ト同文ナリ)

〇同(應永十八年)年十二月二十七日、太守久豊公以契約狀賜于清平、其事見書中、開于左、

○同二十一年甲午六月二十三日、島津莊大隅方西俣村之

事、任先蹤可領掌之旨、太守久豊公賜御正判、附于左方、

〇二二二 島津久豊行書下

『正文在家藏』

嶋津庄大隅方西俣村之事

右爲料所々相計也、早任先例、不可有領掌相違之狀如件、

應永廿一年六月廿三日 (島津) 久豊(花押)

衾寢山城守殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二九二七号文書ト同文ナリ)

久公、貴尊之二字大異也、雖然 公之花押窮而無異

事、且諸家所笥藏之 御正判之中間有尊之字、以之按之、以貴尊同訓如是乎、

〇二二三 島津尊久國書下

『正文在家藏』

嶋津庄大隅方大衾寢院之内、瀬筒村先知行之事、自下地

可被領掌之狀如件、

應永廿三年九月九日 (島津忠國) 尊久(花押)

衾寢山城守殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二九四九号文書ト同文ナリ)

○同二十三年丙申九月九日、島津莊大隅方大衾寢院之内

瀬筒村可領掌之事、島津家九代 太守陸奥守尊久公稱

忠國 賜證帖、附于後、

按 忠國公之御實名、始稱 貴久公、今于茲書 尊

○十一月二十四日 (不傳) 年號、 太守久豊公尊牘、備左、

〇二二四 島津久豊書狀

『正文在家藏』

兩度進使者申入候之處ニ、御意同前承候之間、万事本望

此事候、就是非此刻一向憑存候外無他事候、委細之段山

本五郎殿物語申候て進之候、定可被申候哉、尚々一向憑

入存候、恐々謹言、

十一月廿四日

(島津)

久豊(花押)

祢寢殿
(清平)

○依清平本領無相違、守護代島津薩摩守好久呈奉行所、

六月九日不記年號披露狀左開之、

○二二五 島津好久舉狀

『正文在家藏』

大隅國祢寢山城守清平本領事、當知行無相違候、可被経

御沙汰候哉、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

六月九

(マ)
日藤原好久(花押)

進上 御奉行所

○八月二十三日不傳年號 太守久豊公之 儲君又三郎貴久

後稱陸奥守忠國公 賜書於清平、開于下條、

○二二六 島津貴久 國書狀

『正文在家藏』

一日預御狀候ける於中途取落候て、不到來候、何条御事

共候けるや、無意元候、就其ハ川邊之所務之事ハ以前如

申候、不殘散候、其上去十四日合戦に敵陳城之下までけ

つめ候て切勝候、其後兩日所務悉散候、暫可相支候之處

ニ、寄郡ニ申定候、あいつなと違候、身方よりハ少もか

ゝまれ候、了簡なく候、敵方ハかたまハリ候之間、先々

陳々開源候、(マ)何時も平山之城之事、水之手取候する事可

輒候、先以中(マ)つら罷越候、雖而此方へ可罷越候、不審

委細阿多知覽見方より可被申候、恐々謹言、

八月廿三日

(島津)
貴久(花押)

祢寢殿

(直清)
祢寢出羽入道殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二七六号文書ト同文ナリ)

／

○二一八 島津忠國(宛書下)

『正文在家藏』

(直清譜中)

○永享七年乙卯八月二十三日 島津家九代太守陸奥守忠

國公以隅州佐多十町・同年十二月五日同國鹿屋院内恒

見八町・同年同月薩州揖宿院内奈良弓切八町・同八年

丙辰八月三日隅州始良莊内牧山二十町賜于直清、證帖

開于後、

大隅國茄屋院之内恒見八町分之事、爲料所々宛行也、早
任先例可有知行之狀如件、

永享七年十二月五日

(島津忠國)
陸奥守(花押)

(直清)
祢寢出羽入道殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二八〇号文書ト同文ナリ)

○二一七 島津忠國(宛書下)

『正文在家藏』

大隅國佐多十町之事、早任先例可爲領知狀如件、

永享七年八月廿三日

(島津忠國)
陸奥守(花押)

○二一九 島津忠國(宛書下)

『正文在家藏』

薩摩國指宿院之内奈良弓切八町分之事、爲料所々宛行也、

早任先例可有知行之狀如件、

永享七年十二月五日

(島津忠國) 陸奥守(花押)

祇寢出羽入道殿

(本文書ハ「旧記雜録前編」二二二八号文書ト同文ナリ)

〇二二二 島津忠國書狀

『正文在家藏』

猶々和田邊のふしん北郷か方より承候、近明日委聞
得候へく候、其時分早々申へく候、

〇二二〇 島津忠國宛書下

『正文在家藏』

嶋津庄大隅方始良庄之内牧山名二十町事、爲料所々宛行
也、早任先例可被領知之狀如件、

永亨八年八月三日

(島津忠國) 陸奥守(花押)

祇寢出羽守殿

(本文書ハ「旧記雜録前編」二二一九号文書ト同文ナリ)

恒吉か方へ之狀細々承候了、石井使者進候處ニ、傳言様
御狀見得候、無心元覚候、仍山東之事、伊東宮崎ニ勢遣
候けるか打負候て在所へ引帰候之由其聞得候、中途策籌
之事、未定候、一さ右承候て可申遣候、ふと勢之入事あ
るへく候、用意可然候、隨而末吉城こしらへ仕懸たる事
に候、旁御越候者喜可存候、又種嶋へ遣狀候、恐々謹言、
(文安三年カ) 七月十五日 (島津) 忠國(花押)

祇寢殿

〇七月十五日不傳、

左、

太守忠國公賜簡牘事詳于書中、附

(元清譜中)

○應永十六年己丑七月十七日、受父清平之讓、繼領禰寢

院司及地頭職・小河院國領・筑前國早良郡比伊郷田地

・同國長淵莊島地等、讓狀開于後、

〇二二三 建部清平讓狀

『正文在家藏』

大隅國祢寢南俣地頭兼郡司建部清平辭

讓與 嫡子(元清)犬房丸當院司并地頭職・同國小河院國領・

筑前國早良郡比伊郷田地屋敷・同國長淵庄島地地頭職

事、

副渡 代々調度證文等、

右當院者、爲彼職、清平先祖重代相傳領掌地也、而以犬

房丸爲嫡子、相副御下文以下次第調度證文等、限永代所

讓與之狀如件、

應永十六年七月十七日

建部清平(花押)

○同二十一年甲午六月二十五日、(應永)太守陸奥守久豊(公所)

賜之正判、録于左方、

〇二二三 島津久豊書下

『正文在家藏』

今度現形之事、爲忠節之上、始而當參之間、爲其祝、闕所出來時、二十町所可宛行也、仍證之狀如件、

應永廿一年六月廿五日

(島津)久豊(花押)

祢寢孫次郎殿

(本文書ハ「旧記雜録前編二」九二八号文書ト同文ナリ)

(重清譜中)

○應永二十六年己亥三月七日、受元清之讓、繼領禰寢院

及諸所采地、讓狀見于左方、

〇二二四 建部元清讓狀

『正文在家藏』

しせんのとぎわひしやはうニいつせきの事申つけへく候、

應永廿六年三月七日

元清(花押)

ひしやはう丸

〇永享八年丙辰八月三日・同九年丁巳二月二十八日・同

年八月一日、島津家九代之太守陸奥守貴久公後稱忠國公

所賜領知之正判、共載備于後、

〇二二五 島津忠國宛書下

『正文在家藏』

嶋津庄大隅方始良庄之内末次名五町分事、爲祈所所宛行

也、早任先例可被領知之狀如件、

永享八年八月三日(享)

祢寝右馬助殿(重清)

(本文書へ旧記雑録前編二二二九四号文書ト同文ナリ)

(島津忠國)
陸奥守(花押)

〇二二六 島津忠國宛書下

『正文在家藏』

嶋津御庄薩摩方谷山内先知行并指宿之内先知行分、任先例宛行所也、早可領知狀如件、

永享九年二月廿八日

(島津忠國)
陸奥守(花押)

祢寝殿(重清)

(本文書へ旧記雑録前編二二二〇六号文書ト同文ナリ)

〇二二七 島津忠國宛書下

『正文在家藏』

下大隅内木志々名事、

右爲料所宛行所也、仍不可有領掌相違之狀如件、

永享九年八月一日

(島津忠嗣)
陸奥守(花押)

祢寝殿(重清)

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」二二〇八号文書ト同文ナリ)

祢寝右馬助殿

「在口裏」
祢寝右馬助殿 右京大夫持之

○嘉吉元年辛酉十二月十二日、管領細川右京大夫持之投

簡牘、屬 太守貴久公、傳可軍功

台命簡牘、左記之、

○去年細川持之投十二月十二日之御教書、因重清達其事

於奉行所、其書存于茲、

○二二九 建部重清請文

「正文在家藏」

去年十二月十二日御教書今年三月十一日到來、謹拜見仕

候畢、抑任被仰下候之旨、弥可致忠節候、以此趣可有御

(マ)披露候、恐惶謹言、

「嘉吉二年」
六月廿八日 右馬助重清(裏花押)

○二二八 將軍足利家御教書

「正文在家藏」

嶋津持久・高木孫三郎・市来太郎(久家)以下事、所被加治罰也、

早令合力嶋津陸奥守貴久可被致忠節、就中對貴久無貳之

旨申之、尤神妙、向後祢可被抽戰功之由所被仰下也、仍

執達如件、

嘉吉元年十二月十二日

(細川持之)
右京大夫(花押)

進上 御奉行所

○^(嘉吉)同二年壬戌十月二十五日、

將軍義勝卿之管領島山左衛門督持國・入道徳本之執達
狀左載之事見于書中、

○二三一 島津忠國契狀

『正文在家藏』

契約

一 自然雖爲天下轉變、可成一味同心思事、

一 和讒凶害之時者、以次可申事、

一 公事向之時者、就其理次第可致沙汰事、

一 向面く不可違法事、

一 自今以後蜂起之時、弥可憑入事、

右此條く偽候者

天照大神宮 八幡大菩薩 霧島^(島津)所權現 正八幡大菩薩

天満大自在天神可蒙御罰候、仍契狀如件、

文安二年十月三日

^(島津)陸奥守忠國(花押)

牀寢殿^(重清)

(本文書へ旧記雜録前編二二三〇六号文書ト同文ナリ)

『正文在家藏』

○二三〇 將軍^{足利}義勝家御教書

嶋津持久・高木孫二郎・市來太郎以下事、先度被成治罰

之處、尚令出張、既陸奥守忠國及難儀云々、不廻時日、

合力忠國、可被抽戰功、若有背御成敗族者、可爲彼三人

同罪之由、所被仰下也、仍執達如件、

嘉吉二年十月廿五日 ^(島山持國入道徳本)沙弥(花押)

牀寢右馬助殿^(重清)

○文安二年乙丑十月三日、太守忠國公賜花押之契約狀、

左方錄之、

○同三年丙寅九月十六日、北郷中務少輔知久之契約狀左備之、

〇二二二 北郷知久契狀

『正文在家藏』

契約

- 一自然雖爲天下轉變、一味同心、奥州御用仁可罷立事、
- 一參會合戰之時者、不殘心底可申該事、
- 一和讒凶害之時者、依時宜可申承事、

若此條々偽申候者、

伊勢天照大神宮 熊野三所權現 正八幡三所大菩薩 諏訪上大明神 天満大自在天神 御罰可蒙罷候、

仍契狀如件、

文安三年九月十六日

祢寢殿(重清)

(北郷) 中務少輔知久(花押)

○享德二年癸酉七月十二日、太守忠國公所賜領地之御正判見于左方、

〇二二三 島津忠國安堵書下

『正文在家藏』

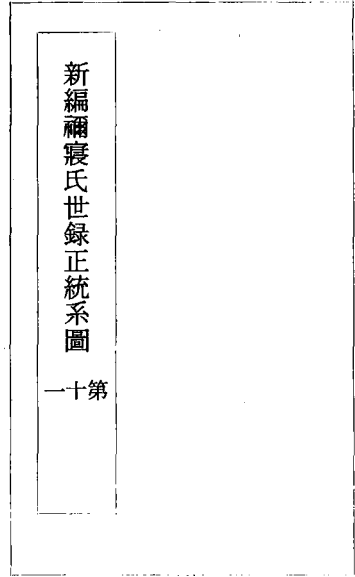
大隅國祢寢當知行事、任先例不可有相違領掌之狀如件、
享德二年七月十二日

祢寢右馬助殿(重清)

(島津忠國) 陸奥守(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編二二一三五二号文書」同文ナリ)

(原表紙)



柵寢氏正統世錄系譜卷之十一

(尊重譜中)

○長兄國清早世、一子豊清不繼統、仲兄清存・清常共不受家督、清長早世、故文明十二年庚子二月二十七日、忠清受父沙彌茂清・重清之讓爲家督、繼領柵寢院及諸所之采地、讓狀備左件、

〇三三四 沙彌茂清重置文

『正文在家藏』

讓与

一前知行當知行之所領等之事、一中不殘益房丸(尊重)・普續仕候之處實也、於此内誰々雖加扶持候、彼仁談合不仕候而ハ不可致合力候、

一親類之間自然雅意之子細申、被致緩怠候する時者、則可違中候、於一家中も可爲同前候、万一晶眞方候ハんする時者可爲同罪候、

一從他所當所之事疎儀ニ被申候なと、傳説にも被聞候する時者、頓ニ可承候、

自然被隠候て吳の方より承候する時者、可致恨候、仍後日之證狀(如件脱之)

文明十二年庚子二月廿七日 沙彌茂清(重徳)(花押)

〇同十四年寅十一月十九日、島津家十一代太守武久公(文明)

後稱忠 加冠益房丸號又五郎忠清、證帖開于後、
昌公

文龜三年十二月十六日 宣旨

建部尊重

宜任右兵衛尉

右中弁藤原朝臣宣秀奉

〇二三五 島津武久加冠狀

『正文在家藏』

加冠

建部忠清(尊重ノ初名)

『在口裏』
口宣案

文明十四年十一月十九日

武久(島津)(花押)

衾寝又五郎殿

〇永正元年甲子三月二十日、任大和守、口宣案如左、

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一五四八号文書ト同文ナリ)

〇二三七 右中弁藤原宣秀奉口宣案

〇文龜三年癸亥十二月十六日、任右兵衛尉、口宣案附于

左條、

上卿 侍従大納言

永正元年三月廿日 宣旨

〇二二六 右中弁藤原宣秀奉口宣案

右兵衛尉建部尊重

『正文在家藏』

宜任大和守

上卿 菅中納言

右中辨藤原宣秀奉

〔在口裏〕
口宣案

祢寢大和守殿
(尊直)

○同九年壬申卯月二十四日、島津家十一代太守陸奧守

○閏四月六日・七月十二日不傳年號 島津家十二代太守又三

忠昌公御家老伊地知縫殿助重周裁於神文寄尊重、旨趣具于下方、

郎忠治公賜簡牘於尊重、左開之事見于書中、

○二三八 伊地知重周起請文

○二三九 島津忠治書狀

『正文在家藏』

『正文在家藏』

就無御心中余儀、以御神判示給候、得其意候、然者以御一味之儀、茄屋其外、敵城御退治之時者、指宿之事、御先知行之上者、無違儀申請可進候、若此旨申偽候者、

指宿院之事、先知行之上者、内々相談候辻、一途落居之時可宛行處也、早守忠儀任先例、知行之時、不可有違儀候、恐々謹言、

奉始上梵天帝釋 下龍神王衆 殊天照皇大神宮 正八

祢寢大和守殿
(尊直)

幡大菩薩 諏防上下大明神 別當院兩社諸大神祇之御

祢寢大和守殿
(在口裏) 忠治

罰、可罷蒙者也、仍起請文如件、

永正九年卯月廿四日
(伊地知) 縫殿助重周(花押)

〇二四〇 島津忠治書狀

『正文在家藏』

御札細く承候早、仍一昨日進狀候、定參着候哉、今度御越早晚と申なから、無調法候、殊又三郎殿御出候よて不得便候之間、無沙汰之至、所存之外相存候、如何様御越御礼令參可申入候、就其、去七日宮崎方より出家者、爲使、魔嶋へ被進候、其意趣者、伊東方より勢遣れ候、御合力候者、可畏入之由被申候、庄内之事共、寄來へくや、屋形昨日十一日恒吉へ御着之由聞得候、都城よりハ御越之さ右未被申候、吳不審之時者、早く可申候、兼又檣榔少存候へ共、敵旨を給り候之間、多作と存候、亦親にて候者之船出候て後ハ、舟ともあまた出候、是ハ如此風にて候へ共、奥ハよく吹候や、後之舟共通候、幸浦邊へも着候ハんと廻船之者共申候、万期来信候、恐く謹言、

七月十二日

(島津)
忠治(花押)

〇二月八日不傳年號、島津豊後守忠朝以書寄于尊重、見于左方、

〇二四一 島津忠朝書狀

『正文在家藏』

於當所儲候之間、醋桶一進之候、明日者可罷掃覚悟候、

誠今春之御慶重疊猶以多幸候、如仰此方長く逗留、折く大酒御祭之前候、每座御噂申候、去月中必可罷掃之由存候之處、孫次郎殿可有御越由、以飛脚承候、就其者今度肝付方御參會可然候、忠勝可有催促由候間待申候、孫次郎殿去四日御着候、肝付三郎方昨日被罷越候、今日於内城御對面之儀相定候、目出候、兩所之爲、且者武略候之間、諸事被任忠勝御堪忍專一之由、孫次郎殿へ意見申候、

非本意候事候、恐々謹言、

二月八日

(島津)

忠朝(花押)

祢寢(尊重)一味御返報

『在口裏』

豊後守

『在包紙』祢寢一味御返報

忠朝

○十月二日不傳年號、肥前國高木城主有馬尚鑒贈簡牘、附于

左方、

○二四二 有馬尚鑒書狀

『正文在家藏』

誠依未申馴無音候之處、遙々珍札本望候、殊嶋津忠興連
統申承候之通、御同前、是又本懷候、至向後者連々可申
合候、仍段子二端贈給候、祝着候、是茂扇子一本織物一
端令進入候、表初祝候、猶期後信候、恐々謹言、

拾月二日

(有馬)

尚鑒(花押)

祢寢殿御報(尊重)

『在口裏』

有馬

『在包紙』祢寢殿御報

尚鑒

○十二月十二日不傳年號、日州都於郡城主伊東修理太夫義祐

寄書、左載之、

○二四三 伊東義祐書狀

『正文在家藏』

雖可誠連々申通候、依遠方無沙汰候、如代々大小可申承
覚悟候、何様明春者可用慶書候、佳事、恐々謹言、
十二月十二日(伊東) 義祐(花押)
祢寢殿(尊重)

○尊重以歌鳴于世、因備所自詠之和歌於飛鳥井權中納言
雅親卿之一覽預顧問屢々也、故雅親卿自書祖父權中納
言雅縁卿之詠歌三十首、爲一軸賜于尊重、即珎重以藏
之、又模寫載別卷、今且開于後、

○二四四 飛鳥井雅縁詠三十首和歌

『正文在家藏』

詠三十首和歌

春

早春山

いふき山けさハ雪けの雲消て

霞をゝろす春のはつかせ

鳴霞

はるかすみ八重の塩ちや隔らむ

奥(舟)のこしまの浪にきえぬる

田若菜

春の田を返すとハみぬしつのもめ

やすきわざとやわかなつむ覽

隣家梅

我かたに中垣こえてさく梅ハ

かた枝はかりのあるしとそなる

帰雁似字

帰るかりをのかすかたも玉章に

かくことのはの数かとそみる

晝花

木のままもる在明の月にならへたゝ

花もつれなき色やのこると

浦藤

しほくまぬたこのうらわのあま人も

袖にやかゝるはるの藤なみ

夏

人傳郭公

ほとゝきすおなし宮このうちたに

人をわきける程そしらるゝ

水上夏月

下くゝる水に秋をハこめなから
むすふほとなきよはの月かな

夕納涼

思ふとちかけにむれるる松かせの

たゝまくおしき夕すゝみ哉

秋

初秋夜

あぎのくるよひのまハかりみえてけり

月のかつらもはつもみちして

江菘

住よしの松より風をうつしてや

入江のおきもとまさるらん

野女郎花

我ならて逢人もなき野へにきて

名にたちぬへきをミなへしかな

遠初雁

たか方につたへんとてか宮こをハ

はるかに過るかりの玉つき

夕鹿

秋の日の入逢のかねを聞もあへす

山よりいてゝ鹿そなくなる

社頭月

そのかミの神地の山をいてしより

すむにかきりもみえぬ月かな

岡紅葉

露しくれちたひもそめむ紅葉ゝを

八しほの岡とたれさためけん

冬

里時雨

かきくもりなたの塩せも風たちて

あしやのさとはいましくるめり

夜千鳥

吹返すよるのころものうらかせに

つまとふ千鳥夢やまつらむ

竹雪

下折をきかぬ先にやはらハまし

ゆきにかたふく窓の呉竹

恋

寄雨戀

晴やらて身を思ひしる雨にたに

人のちきりのなとさはるらむ

寄杣戀

つれなしやあはれなけきにこりもせて

つらきかきりをみおのそま山

寄水戀

逢瀬なき身ハふる川のむれ水

たのめしすゑもさてや絶南

寄墻戀

あれよたゝよしや葦垣何かせむ

まちかくとても人のとハすは

寄月草戀

たか方におもひうつりて月草の

花ならぬ身を忘はつらむ

寄海松戀

そこまでハかつかぬあまもうき方の

浪によりくるたよりやハなき

寄蝶戀

あたにのミまよふ心の花なれや

われもこてふの夢の契に

雜

名所山

いつかさてゆきてみるへきあらましも

おもひたゝれぬ富士のけふりを

暁夢

むすふそようき世の夢の覚て後

そのあかつきにあはんちきりを

寄道述懷

まよふとてとふへき人も今ハなし

よし敷嶋の道にまかせむ

右一卷者、祖父卿詠歌也、所授祢寢右兵衛尉尊重也、

(飛鳥井雅親)(花押)

(重就譜中)

○永正四年丁卯六月三日、受父尊重讓狀有堯重、以之讓襲尊堯同訓故乎

領禰寢院及諸所之采地、讓狀附于左條、

○二四五 建部堯重尊置文

『正文在家藏』

讓与

一前知行當知行之所領等之事、一中不殘(尊重、子)重就仁普統仕候

之處實也、於此内誰々雖加扶持候、彼仁談合不仕候、而

者不可致合力候、

一親類之間、自然雅意之子細申被致緩怠候する時者、則

可違中候、於一家中も可爲同前候、万一蟲眞方候ハん

する時者可爲同罪候、

一從他所當所之事疎儀仁被申候なと、傳説にも被聞候

する時者、頓ニ可承候、自然被隠候て、吳方より承候

する時者、可致恨候、仍後日之證狀如件、

永正四年丁卯六月三日

建部堯重(花押)

(清年譜中)

○天文四年乙未五月五日、島津家十四代太守勝久公以

鹿兒島假屋地及假屋附十町賜于清年、證帖左開之、

○二四六 島津勝久宛行狀

『正文在家藏』

於茄兒嶋爲假屋之地屋敷一ヶ所、同爲假屋付拾町所宛行

也、早任先例可被領知之狀如件、

天文四年五月五日 (島津)勝久(花押)

祢寢孫二郎殿 (清年)

(本文書ハ「旧記雜録前編」二三四五号文書ト同文ナリ)

表紙

新編禰寢氏正統系圖

六

原表紙

新編禰寢氏世錄正統系圖

第十二

禰寢氏正統世錄系譜 卷之十二

(重長譜中)

○元龜四年癸酉之春、義久公使麿島實持院及八木越後守昌信到于禰寢、兩輩經十餘里海程來禰寢、先入小禰寢東禪寺、語寺主以和睦之要事、寺主忽以告之重長、重長聞此言則密遂對面俟夜闇計時宜乃招之、昌信即赴城裏得入閑所、重長即出伸一面之會詞、而後漸及密事、重長曰吾背 太守非順理、又與肝屬兼續忽相隔為氷炭、則重長之滅亡豈遐遠乎哉、是以無降 太守之心、昌信曰公之男子年數幾許乎、何早不結婚、於 太守乎由是重長亦應昌信之言也、是以寶持院昌信解纜揚歸帆、於茲再傳新納刑部大輔忠元・伊集院右衛門兵衛尉久治・上原長門守常尚決定和諧也、丁此時國老及三使・副使等裁誓紙畀重長、然而依密事不書姓名也、

○二四七 島津家國老・三使・副使等起請文

神文

『正文在家藏』

一ヶ条儀於洩申者、

上者梵天帝釋四大大王 惣者日本國中大小神祇 別而者

當國鎮守新田八幡大菩薩 開門正一位九社大明神 麿嶋

諏訪上下大明神 稻荷五社大明神 天滿大自在天神神罰

冥罰各身上可罷蒙者也、仍起請文狀如件、

元龜四年二月廿日

(本文書ハ「旧記雜錄後編」二六六〇―一号文書ト同文ナリ)

○^(元龜四年)同年二月二十日、義久公・國老及三使・副使、裁誓

紙昇重長、然依密事、當其時不書姓名、故同月二十一

日書姓名、以見昇之、左附之、

○二四八 島津家國老・三使・副使連署狀

『正文在家藏』

元龜四年貳月廿一日

伊集院右衛門大夫

忠金(花押)

本田民部左衛門尉

盛親(花押)

河野備前守

清通(花押)

伊集院右衛門兵衛尉

久治(花押)

上原長門守

常尚(花押)

市来民部大輔

家諸(花押)

新納刑部太輔

忠元(花押)

喜入攝津介

季久(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄後編」二六六〇―三号文書ト同文ナリ)

○和陸既成矣、故 義久公裁誓紙賜重長、且國老及三使、副使等共昇誓紙於重長、各載開于後、

〇二四九 島津義久起請文

『正文在家藏』

起請文

今度肝付ニ相離、一途可被抽忠節之由、最以珍重存候、就夫者、互於子孫、茂隔心有間敷事、付自然雜說之時者、是又左右方可披合事、

右條々有偽者、

▽^⑤牛王△ 奉始梵天帝釋四大天王 惣日本國中大小神祇 當國鎮守

新田八幡大菩薩 殊者開門正一位 魔嶋諏訪上下大明神

天満大自在天神御部類眷屬御討可蒙者也、

仍起請文如件、

元龜四年 西癸

二月廿六日

(島津) 義久(花押)

称寢殿 (重長)

(本文書ハ「旧記雜錄後編」一六六一号文書ト同文ナリ)

〇二五〇 喜入季久外二名連署起請文

『正文在家藏』

起請文

一肝付ニ相離、一途之可有御忠節之由、尤以目出度存候之事、

一自今以後互永々御相違有間敷事、

一和讒之雜說之時者、自他可申披事、

右之條々令違犯者、

▽^⑤牛王△ 『牛王在正文』

奉始梵天帝釋四大王 惣日本國中大小神祇 當國鎮守新

田八幡大菩薩 殊者開門正一位 魔嶋諏訪上下大明神

天満大自在天神御部類眷屬各御討可蒙者也、

仍起請文如件、

元龜四年 西癸 貳月廿六日

伊集院右衛門大夫 忠金(花押)

平田美濃守 昌宗(花押)

喜入攝津介 季久(花押)

(重長) 称寢殿御宿所

〔本文書ハ「旧記雜錄後編」二六六二号文書ト同文ナリ〕

〔本文書ハ「旧記雜錄後編」二六六三号文書ト同文ナリ〕

〇二五一 新納忠元外四名連署起請文

〔正文在家藏〕

此度兩三人致御使候、条々虚言を聊不存事、若令違犯者、

奉始梵天帝釈四大天王 惣日本國中大小神祇 當國鎮守

新田八幡大菩薩 殊者開門正一位 魔嶋諏訪上下大明

神 天満大自在天神御部類眷屬各御罰可蒙者也、

仍起請文如件、

元龜四年 癸酉 貳月 廿六日

伊集院右衛門兵衛尉

久治(花押)

上原長門守

尚常(花押)

市来民部大輔

家諸(花押)

川野備前守

清通(花押)

新納刑部大輔

忠元(花押)

柵寢殿 (重長)

〇同年五月二十四日、^(元龜四年) 義久公賜隅州鹿屋於重長也、國

老喜入撰津介季久・川上上野介忠克入道意釣・平田美濃守昌宗・村田越前守經定・伊集院右衛門大夫忠金之

證書附于後、

〇二五二 島津家國老連署奉書

〔正文在家藏〕

鹿屋之儀、頻依御化、御存分之由候、然共彼境各々不知案内之間、御弓箭御成就之時、見合候而、無余儀可爲御守護領、於在所者、鹿屋之田數程別所可有御給之通申定候、後日之證文如件、

元龜四年 癸酉 五月 廿四日

(伊集院右工門大夫)

忠金(花押)

(村田越前守)

經定(花押)

(平田美濃守)

昌宗(花押)

根上占殿
(重長)

(川上上野介忠克)
意釣(花押)
(喜入攝津守)
季久(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄後編一」六七二号文書ト同文ナリ)

〇二五三 所領(鹿屋)拝領日記

『正文在家藏』

元龜四年癸酉五月廿四日鹿屋御給候、
申之時

伊集院右衛門兵衛尉殿

御使者 上原長門守殿

新納刑部大輔殿

於鹿兒嶋周淋之宿

重長承候、後日證文如件、

一肝付郡本之御仕事候、御弓箭之押様、依御奉公可給之
段承候ツ、

〇大友左衛門督義鎮入道宗麟之書札見左、脱年號之故存
于茲矣、

〇二五四 大友宗麟書狀

『正文在家藏』

『口欠』

干鯛三百「欠」喉猪荒卷百送給候、喜悅候、自是茂太刀一腰・

甲一勿進之候、猶戸次伯耆守可申候、恐々謹言、慇懃丁

寧、

八月十八日

(大友)
宗麟(花押)

祢寢右近大夫殿
(重虎)

(重張譜中)

〇天正十年壬午秋、重張裁神文、奉獻 島津家十六代太
守修理大夫義久公、同年九月十七日、公亦賜誓書於
重張、左載之、

〇二五五 島津義久書狀

『正文在家藏』

對當家倍可被抽勸之儀、今度以神載被達之、寔^(奇)寄妙之至候、尤屬芳心、於向後努々愜易有間敷事、春日八幡可爲御照覽、恐々謹言、

(天正十年)

九月十七日

(島津)

義久(花押)

根占七郎殿^(重虎)

『在口裏』
根占七郎殿

義久

(本文書へ「旧記雜錄後編」二二九一号文書ト同文ナリ)

〇同年同月日、義久公之國老伊集院右衛門大夫忠棟書

神文寄于重張、左附之、事詳書中、

〇二五六 伊集院忠棟起請文

『正文在家藏』

起請文

一奉對 大守様、向後可抽忠貞之事、毛頭不可有別儀候、若又於有被背本意輩者、曾以不致同意順儀之方へ者可申組之事、

一世上如何様ニ雖轉變候、對重虎公、向後不可有疎意、并和讒雜說刻者、即時承文可申入事、

一萬一御分國及逆乱候共、一地ニ申合、世上可見計之事、并於私口事沙汰、或喧嘩或到方境向条之儀出来候共、互止強儀、糺理非可申談之事、

右條々若於偽者、

奉始上者梵天帝釋四大大王 下者堅牢地神 惣而日本國中六十餘州大小神祇 殊者新田八幡開門正一位 別而當所諏防^(邊)兩大明神 天満大自在天神 部類眷屬等、神罰冥罰可罷蒙者也、

仍起請如件、

天正拾年九月十七日 伊集院右衛門大夫 忠棟(花押)

根占七郎殿^(重虎)

○萬曆十一年當本朝天正十一年癸未四月二十二日、琉球國中山王

所贈之簡牘、左附之、

○二五七 琉球國中山王書狀

『正文在家藏』

御札之趣令披閱、如仰不違先規可申承之事、怡悅而已、
輕薄之庭実録于別楮、委曲猶期後信、恐之不宣、

萬曆十一年癸未年孟夏廿有二日

(朱印)

根占七郎殿(重虎)圖章

中山王「首里之印」

○(天正十一年)十一月十日、光宗・親貞・忠棟所謂之簡牘脫年號、故

存于茲矣、

○二五八 伊集院忠棟外二名連署狀

『正文在家藏』

尚々肥後表之儀、弥目出罷成候由、其聞得候、

□「次」日被仰渡候肥州輩之儀、可爲近々由、御談合相定候、

當者来廿日比可被成打立事專一候、自然其刻不事成候者、

今月中ニ者必可有御立候、聊御油断有間敷候、恐々謹言、

十一月十日 光宗(花押)

親貞(花押)

忠棟(花押)

根占七郎殿(重虎)

御宿所

○文祿元年夏、太守兵庫頭義弘公後稱惟新公將薩隅日三州

之兵士航朝鮮國、以故重張奉命、使家臣野久尾出羽、

野間武藏・角越前・鳥濱彈正左衛門領兵從軍于公、

各勞軍務、仍三月二十八日 公賜簡牘於重張事見書中、

左附之、

〇二五九 島津義弘書狀

『正文在家藏』

彼四人之事、最前以来、高麗在陣、辛勞之儀、無比類候、誠家之爲不可過之候欵、向後可被成其心得儀肝要候、恐

と謹言、

(文祿三年カ)

三月廿八日

祢占七郎殿(重虎)

義弘(島津)(花押)

(本文書ハ一旧記雜錄後編二一四八五号文書ト同文ナリ)

〇二六〇 伊集院幸侃・本田親貞連署知行目錄

『正文在家藏』

薩州日置羣之内(マコ)

一作 吉利村

惣高三千百卅七石貳斗壹升貳勺

伊集院西侯之内

百三拾六石四斗壹勺貳合八勺

合三千貳百七拾三石六斗貳舛三合

右之分、爲返地被遣候、但五斗出米納候、以員數可遣

旨、於京都石治少樣御談合相定候、若加増之儀有之者、

御兩殿之御意次第可致分別候、本目錄者、追而爲御給、

仍如此、

文祿四年

本田下野入道(親貞)

九月三日

三清(花押)

伊集院右衛門大夫入道(忠徳)

幸侃(花押)

根占七郎殿

〇同年九月三日、依 太閤秀吉公台命、 義久公・義弘

公降 命、轉重張之舊領禰寢院、賜薩州日置郡吉利郷

先是伊集院 高三千三百三十七石・同國伊集院西侯之内高百

三十六石總計高三千二百七十三石餘、國老伊集院右衛

門太夫入道幸侃・本田下野入道三清證帖之目件、左開

之、

○太守兵庫頭義弘公賜

太閤秀吉公朱印之臨寫一不傳寫
正文、慶長五年庚子五月二十
七日、光岩寺明王院投其證帖、左載之、

慶長五年

五月廿七日

光宿寺

明王院

○二六一 明王院・光宿寺連署覺書案

『正文在家藏』

覺

天正拾五年 大公様御下向之刻、諸侍衆直ニ御朱印御申
被成候へ共、根占家之儀へ、代々之事候之間、菟角 御
兩殿様御なひき次第不仕候て、不可然儀ニ候之条、北郷
一雲老より、使僧被相添、六月廿八日ニ真幸へ罷出、五
代右京亮殿・宮ヶ原意三老御兩人御取次を以、 武庫様
へ申上候へハ、 御返事として、備ハ前々之儀ニ不相替
御申被成候哉、神妙ニ被召思候、於永々 御忘脚（マ）有間敷
よし、即右御兩人を以被仰下候、爲其證跡、 大公様御
朱印之写御給被成候事、已上、

○慶長五年庚子十一月二十六日之目安狀、載于左條、

○二六二 根占重虎目安狀案

『寫正文在家藏』

目安

先年重長就忠節、御約諾之儀等之事、
根占家在所之事、不及申別儀隔心、御如在有間敷之通、
御神文證文槌頂載候、隨而一ヶ条御佗被申候者、大始良
西候 野里 鷹栖勿論候、鹿屋 始良 岸良 肝付郡本
鹿屋之事、若
守護領ニ可罷成事候ハ、鹿屋之田教程別所ヲ御給リ可
有ニテ候、
郡本之事ハ、御弓箭御存分成就之時、可有御給ニテ候、

其外山川田上等之借地之事者、御合點之分、御給之時節、可有返上候之由候、其外前後之御使、御判并御神文等被

遊候御人衆

喜入攝津介季久 在判

河上 意鈞 在判

平田美濃守昌宗 在判

村田越前守経定 在判

伊集院右エ門太夫忠金 在判

御使者

伊集院右エ門兵衛尉殿

上原長門守殿

新納刑部太輔殿

右人衆御約束、御意之通御存知ニテ候、最前參上之砌、

御使御神文等于今令頂戴候、其御人衆ハ

喜入摂津介季久

新納刑部太輔忠元

上原長門守常尚

伊右衛門兵衛尉久治

本田民部左衛門尉盛親

伊右衛門尉太夫忠金

從北郷殿御使者

河野備前守清通

從薩州御使者

市来民部太輔家諸

此人衆御存知ニテ候

慶長五年十一月廿六日

○元和六年庚申三月三日、改賜吉利郷内高千三百五拾二

石余・日州諸縣郡穗萬坊内高百八拾四石余之地、國老

島津下野守久元・喜入攝津守忠政・町田圖書頭久幸・

伊勢兵部少輔貞昌・三原諸右衛門重種各連名也、左附

之、

〇二六三 島津國老連署知行目錄

『正文在家藏』

知行目錄

薩州日置郡之内

高千三百五拾二石五斗六升 吉利村之内

高百八拾四石四斗四升

日州諸縣郡庄内

穗万坊村之内

合千五百三拾七石

右知行今度御分國中、被相改配分候、全可有領知者也、

元和六年三月三日

三原諸右衛門尉

主税(花押)

伊勢兵部少輔

貞昌(花押)

町田圖書頭

久幸

喜入撰津守

忠政(花押)

(島津)
下野守

久元

根占七郎殿

『裏雜印』

〇寛永四年丁卯七月十九日 太守中納言家久卿携其九男

福壽丸 光臨重張吉利之宅賜雄刀來國俊長貳尺六寸貳部一腰・馬一

匹・樽酒・青蚨・而奉供膳羞公還軫之後、重張登 城

奉謝、又賜雌刀備前勝光長壹尺四寸八部一腰重張隱居後、重政發死無子故有以福壽丸可爲繼嗣之命

仍家久卿携福壽丸 光臨重張之吉利之宅

〇同六年己巳三月十九日不祿、享年六十四、法諱龍雲存

白居士、葬吉利園林寺、

〇同月廿九日、家久卿聞重張之訃音、賜追悼之和歌、

惜哉、其正文散失久之、今因古文獻所載模寫、而聞之於

左、

〇二六四 島津家久詠草

『正文散失』

それ生死無常ハ世のならひなから、あまりにハかの事
なれば、和哥一首つらね、安藝靈位へ手向る物ならし、
「本ノマ、」
前

中納言家久

思ひきや春のわかれの夕かすみ

いさなハれつゝきらんものとは

三月廿九日

(重永譜中)

〇元和八年壬戌七月二十日誕生、實 太守中納言家久卿
八男、母鎌田播磨政重女、

〇安藝守辭當家故、寛永十一年甲戌五月十四日依 家久
卿高命重永爲安藝守之後嗣、號七郎時十、
三歲

〇轉 城下之宅地、移中福良之地、

〇家久卿賀年頭、賜花押之芳札、雖然不傳年號、故今開

于此所、

〇二六五 島津家久書状

『正文在家藏』

新春之吉兆重疊不可有際限候、仍其地無事ニ候寛、此方
同前ニ候、夏初者、諸大名御暇可被出之由候間、歸國之
節諸慶可申加候、恐々謹言、

正月五日

家久(花押)

根占七郎殿

(本文書ハ、旧記雜錄後編五八九六号文書ト向文ナリ)

〇寛永十四年丁丑不傳、
月日、補隅州恒吉地頭職、

〇同十八年辛巳九月三日、 太守大隅守光久公任高駕於
重永之麿府宅、仍奉供膳羞、島津豊前久賀爲御伴時、
公賦七絶、久賀・忠張・重位・正貞・重將不詳
姓名各有佳

作、重永亦詠和歌共聞譜端重永之短冊書記重長、蓋以他筆誤載之、故

○二六六 島津光久等詠草

『正文在家藏』

松間紅葉

光久

木公錯見布青茵

染不成乾可惜春

文繡飾山相識否

問風是要令迎賓

『正文在家藏』

松の葉の散うせぬかけの紅葉はに

色を染たるはつ時雨かな

常葉なる松にひかれて紅葉はの

いろもいくよの詠明るらん

久賀

忠張

千とせへん松を時雨の染かねて

むらこに見するもみちはの色

千代をへぬ松の木間はきのふより

けふは色ます紅葉なりけり

かけたかく立そふ松の木のもとに

詠もあかぬ紅葉はの色

ことならは千代まで照せそなれつゝ

松の木間に見ゆる紅葉は

重位

正貞

重將

重長

○同十九年壬午不傳 光久公有 命、爲八番組頭役、

○光久公賜花押之簡牘不傳 其書叮嚀也事見于左件、

○二六七 島津光久書狀

『正文在家藏』

猶まうたかハしき儀共被承付候ハ、其方よりも、

従此方も申通中ニ、さハリ無之様ニ申候分度、爲心

得候、以上、

態申候、仍此中者何かと申合候、涯分被相嗜候而可然候、

世上口かましく候間、人をにくみ候て、縦惡様ニ申候共、我等同心申間敷候、少も心置ニ不可被存候、其方事頼母敷存候程ニ、弥對奉公無疎意可被存候、ケ様ニ申候とて、おごり氣無之様心得尤候、恐々謹言、

二月三日

光久(花押)

根占七郎殿

(本文書ハ「旧記雜録後編六」一八一号文書ト同文ナリ)

平氏禰寢家系図（東京大学史料編纂所所蔵）

番号 年 月 日

文書名及びその他の収載本

禰寢氏文書 元

〔平氏禰寢家系図〕

※（一）	建仁三年七月三日	関東下文……………	齋藤・影写・正譜・県図
※（二）	七月廿七日	北条時政書状案……………	影写・正譜・県図
※（三）	建仁三年八月 日	大隅国司庁宣……………	正譜・県図
※（四）	建仁三年十月三日	大隅国留守所下文……………	正譜・県図
二六八	建仁三年十月三日	大隅国正八幡宮公文所下文……………	齋藤・影写
※（五）	二月廿九日	北条義時書下……………	正譜・県図
二六九	建永二年三月卅日	弥勒寺寺家公文所下文……………	齋藤・影写
二七〇	建永二年五月十七日	大隅国正八幡宮公文所下文……………	齋藤・影写
※（七）	建保五年九月廿六日	北条義時袖加判散位藤原某奉書……………	正譜・県図

祢寢氏文書 亨

※ (一八) 建保五年十月 日 大隅国司庁宣……………正譜・景図

※ (一一) 貞應元年八月 大隅国守護所下文……………東洋・正譜・景図

二七一 『貞應二年』六月廿八日 六波羅御教書案……………斎藤・影写・景図

※ (一二) 貞應三年四月十四日 関東下知状……………東洋・正譜・景図

※ (一三) 貞應三年五月一日 北条義時書状……………東洋・正譜・景図

※ (一四) 貞應三年五月廿六日 六波羅施行状……………東洋・正譜・景図

※ (一五) 貞應三年六月 日 弥勒寺寺家公文所下文……………東洋・正譜

二七二 二月卅日 北条泰時書状……………斎藤・影写・景図

※ (二二) 天福二年十一月九日 名越朝時袖加判藤原宗康奉書……………東洋・正譜・景図

二七三 仁治二年十一月〔二〕日^⑧ 北条朝時袖加判右衛門尉宗康奉書……………東洋・斎藤・景図

二七四 寛元元年八月廿九日 北条朝時袖加判沙弥生阿奉書……………東洋・斎藤・景図

※ (二六) 建長七年三月廿五日 六波羅御教書……………東洋・正譜・景図

※ (二八) 文永五年七月 日 大隅国司庁宣……………東洋・正譜・景図

二七五 元弘三年六月十五日 尊良親王令旨……………斎藤・影写・景図

※ (三二) 正應元年九月廿七日 將軍^{惟康}親王家政所下文……………東洋・正譜・景図

※ (三三)	正應元年	十月三日	蒙古合戰勲功賞配分狀	東洋・正譜
※ (三四)	正應二年	五月廿八日	六波羅施行狀	東洋・正譜・泉図
二七六	正應二年	五月廿八日	六波羅施行狀	齋藤・泉図
※ (四九)	建武三年	三月五日	足利尊氏御判御教書案	東洋・齋藤・影写・正譜・泉図
※ (五〇)	建武三年	三月十日	足利尊氏御判御教書案	東洋・齋藤・影写・正譜・泉図
※ (五一)	建武三年	三月廿六日	足利尊氏御判御教書案	東洋・齋藤・影写・正譜・泉図
※ (五二)	建武三年	四月十七日	足利直義感狀	東洋・齋藤・影写・正譜・泉図
※ (五四)	建武四年	二月廿八日	足利直義軍勢催促狀	東洋・齋藤・影写・正譜・泉図
※ (五五)	建武四年	五月十六日	足利直義御判御教書案	東洋・齋藤・影写・正譜・泉図
※ (五六)	建武五年	五月六日	足利直義感狀	東洋・正譜・泉図
※ (五七)	建武五年	七月七日	畠山直顯書下	東洋・正譜・泉図
※ (五八)	建武五年	七月七日	畠山直顯書下	東洋・正譜・泉図
※ (五九)	延元二年	三月十七日	三条泰季御教書	東洋・正譜・泉図
二七七		十二月六日	少式頼尚書狀	齋藤・影写・泉図
二七八		十二月九日	少式頼尚書狀	齋藤・影写・泉図
※ (六二)	曆應三年	五月廿日	少式頼尚書下	東洋・齋藤・影写・正譜・泉図
※ (六三)	曆應四年	七月廿三日	畠山直顯拳狀	東洋・正譜・泉図

※（六四） 康永元年十二月十一日 島津道鑑貞久真拳状 …………… 東洋・正譜・県図

禰寝氏文書 利

※（六六） 貞和六年 正月 七日 足利直冬軍勢催促状 …………… 東洋・正譜・県図

※（六七） 貞和六年〔七〕月〔十一〕日^⑤〔十八〕日^⑧ 足利直冬軍勢催促状 …………… 東洋・正譜・県図

※（六八） 貞和六年 九月 廿八日 足利直冬軍勢催促状 …………… 東洋・正譜・県図

※（六九） 貞和六年十一月 十六日 足利直冬軍勢催促状 …………… 東洋・正譜・県図

※（七〇） 貞和六年十二月 十三日 足利直冬軍勢催促状 …………… 東洋・正譜・県図

※（七一） 貞和六年十二月 廿一日 足利直冬軍勢催促状 …………… 東洋・正譜・県図

※（七二） 觀應二年 四月 十四日 島山直顯感状 …………… 東洋・正譜・県図

※（七三） 觀應二年 五月 廿三日 島山直顯軍勢催促状 …………… 東洋・正譜・県図

※（七四） 觀應二年 七月 十七日 島山直顯感状 …………… 東洋・正譜・県図

※（七五） 觀應二年 八月 七日 島山直顯感状 …………… 東洋・正譜・県図

※（七六） 觀應二年 八月 廿一日 島山直顯拳状 …………… 東洋・正譜・県図

※（七九） 觀應二年 九月 十五日 足利直冬軍勢催促状 …………… 東洋・正譜・県図

※（八〇） 觀應二年 九月 廿三日 足利直冬感状 …………… 東洋・正譜・県図

※（八一） 觀應二年十二月 十三日 足利直冬感状 …………… 東洋・正譜・県図

- ※ (八五) 觀應三年 正月廿三日 足利直冬感狀……………正譜・県図
- ※ (八六) 觀應三年 二月一日 尾張義冬兵糧料所預ケ状……………正譜・県図
- ※ (八七) 觀應三年 三月十四日 足利直冬感狀……………正譜・県図
- ※ (八八) 觀應三年 六月五日 足利直冬感狀……………正譜・県図
- ※ (九三) 文和五年 四月廿三日 畠山直顯地頭職宛行状……………正譜・県図
- ※ (九五) 延文四年 十月廿二日 畠山直顯兵糧料所預ケ状……………正譜・県図
- ※ (九六) 延文六年十二月五日 島津氏久兵糧料所預ケ状……………正譜・県図
- ※ (一〇七) 二月一日 島津氏久書状……………東洋・正譜・県図
- ※ (九七) 康安二年 七月廿一日 島津氏久兵糧料所宛行状……………正譜・県図
- ※ (九九) 貞治六年 七月四日 島津氏久兵糧料所預ケ状……………正譜・県図
- ※ (一〇〇) 建徳二年 七月廿四日 征西將軍宮^{懐良親王}令旨……………正譜・県図
- ※ (一一二) 應安五年 正月廿五日 今川了俊^{貞世}書下……………正譜・県図
- ※ (一一三) 應安七年 五月十五日 今川了俊^{貞世}書下……………正譜・県図
- ※ (一二六) 永和四年 三月五日 今川了俊^{貞世}書下……………正譜・県図
- ※ (一二七) 永和四年 三月六日 今川滿範書下……………正譜・県図
- ※ (一二〇) 康暦二年 六月廿六日 今川滿範預ケ状……………正譜・県図
- ※ (一三一) 康暦二年 七月十四日 今川了俊^{貞世}安堵状……………正譜・県図

平氏祢寢家系図

- ※ (一三二) 康暦二年 七月十四日 今川了俊世貞預ケ状……………正譜・県図
- ※ (一三三) 永徳元年 六月一日 祢寢久清与党交名注文……………正譜・県図
- ※ (一三六) 永徳元年 六月二日 今川了俊世貞書下……………正譜・県図
- ※ (一三七) 永徳元年 九月三日 今川了俊世貞安堵状……………正譜・県図
- 二七九 今川了俊世貞書状……………斎藤・影写・県図
- ※ (一四〇) 元中二年 二月十日 征西將軍宮良成親王……………正譜・県図
- ※ (一三七) 八月十九日 島津氏久書状……………東洋・正譜・県図
- ※ (一四五) 明徳四年 四月廿八日 島津元久施行状……………正譜・県図
- ※ (一〇三) 應永三年 八月十一日 藏人頭広橋兼宣奉口宣案……………影写・正譜・県図
- ※ (二〇四) 應永四年 六月十五日 渋川満頼安堵書下……………影写・正譜・県図
- ※ (二〇五) 應永十年十一月廿九日 島津元久宛行状……………正譜・県図
- ※ (二〇六) 應永十五年十月十九日 島津玄仲元久契状……………影写・正譜・県図
- ※ (二〇八) 應永十八年十月九日 島津久豊宛書下……………影写・正譜・県図
- ※ (二〇九) 應永十八年十一月十八日 島津久豊宛書下……………影写・正譜・県図
- ※ (二一〇) 應永十八年十二月十一日 島津久豊宛書下……………影写・正譜・県図
- ※ (二一一) 應永十八年十二月廿七日 島津久豊契状……………影写・正譜・県図
- ※ (二一二) 應永廿一年六月廿三日 島津久豊宛書下……………影写・正譜・県図

- ※ (二一三) 應永廿三年九月九日 島津尊久 函書下 影写・正譜・泉図
- ※ (二一三) 應永廿一年六月廿五日 島津久豊 書下 影写・正譜・泉図
- ※ (二一七) 永享七年八月廿三日 島津忠国 安堵書下 影写・正譜・泉図
- ※ (二一八) 永享七年十二月五日 島津忠国 宛書下 影写・正譜・泉図
- ※ (二一九) 永享七年十二月五日 島津忠国 宛書下 影写・正譜・泉図
- ※ (二二〇) 永享八年八月三日 島津忠国 宛書下 影写・正譜・泉図

禰寝氏文書 貞

- ※ (二二五) 永享八年八月三日 島津忠国 宛書下 影写・正譜・泉図
- ※ (二二六) 永享九年二月廿八日 島津忠国 宛書下 影写・正譜・泉図
- ※ (二二七) 永享九年八月一日 島津忠国 宛書下 影写・正譜・泉図
- ※ (二三一) 文安三年十月三日 島津忠国 契状 影写・正譜・泉図
- ※ (二三五) 享徳二年七月十二日 島津忠国 安堵書下 影写・正譜・泉図
- ※ (二三六) 文明十四年十一月十九日 島津武久 加冠状 東洋・正譜・泉図
- ※ (二三六) 文龜三年十二月十六日 右中弁藤原宣秀 奉口宣案 東洋・影写・正譜・泉図
- ※ (二三七) 永正元年三月廿日 右中弁藤原宣秀 奉口宣案 東洋・影写・正譜・泉図
- ※ (二三九) 閏四月六日 島津忠治 書状 東洋・影写・正譜・泉図

- ※ (二四六) 天文四年 五月五日 島津勝久宛行状……………東洋・正譜・県図
- ※ (二四七) 元龜四年 二月廿日 島津家国老・三使・副使等連署起請文神文……………正譜・県図
- ※ (二四八) 元龜四年 二月廿一日 島津家国老・三使・副使等連署状……………正譜・県図
- ※ (二四九) 元龜四年 二月廿六日 島津義久起請文……………正譜・県図
- ※ (二五〇) 元龜四年 二月廿六日 喜入季久外二名連署起請文……………正譜・県図
- ※ (二五一) 元龜四年 二月廿六日 新納忠元外四名連署起請文……………正譜
- ※ (二五二) 元龜四年 五月廿四日 島津家国老連署奉書……………正譜・県図
- ※ (二五五) 九月十七日 島津義久書状……………正譜・県図